

ことを命ずることができる。

- 一 第七十六条第一項又は第二項の規定に違反して工作物等を設置した者
 - 二 第七十六条第三項の規定に違反して物件を置いた者
 - 三 第七十七条第一項の規定に違反して工作物等を設置し、又は工事等を行なつた者
 - 四 第七十七条第三項又は第四項の規定による所轄警察署長が付した条件に違反した者
 - 五 第七十七条第七項の規定に違反して当該工作物の除去その他道路を原状に回復する措置を講じなかつた者
- 警察署長は、前項第一号、第二号又は第三号に掲げる者の氏名及び住所を知ることができないため、これらの者に対し、前項の規定による措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができ、この場合において、工作物等を除去したときは、警察署長は、当該工作物等を保管しなければならない。
- 3 警察署長は、前項後段の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この節において「占有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するた

め、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

- 4 警察署長は、第二項の規定により保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。
 - 5 前三項に規定する工作物等の除去、移転、改修、保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。
 - 6 第三項に規定する公示の日から起算して六月を経過してもなお第二項の規定により保管した工作物等（第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該警察署の属する都道府県に帰属する。
- （罰則 第一項については第百十九条第一項第十四号、第百二十三条）
- （沿道の工作物等の危険防止措置）
- 第八十二条 警察署長は、沿道の土地に設置されている工

作物等が道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあるときは、当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物等の除去その他当該工作物等について道路における交通の危険を防止し、又は交通の円滑を図るため必要な措置をとることを命ずることができる。

- 2 前項の場合において、当該工作物等の占有者等の氏名及び住所を知ることができないため、これらの者に対し、前項の規定による措置をとることを命ずることができないときは、警察署長は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、警察署長は、当該工作物等を保管しなければならない。

3 前条第三項から第六項までの規定は、前項後段の規定による保管について準用する。

（罰則 第一項については第百十九条第一項第十四号、第百二十三条）

（工作物等に対する応急措置）

第八十三条 警察官は、道路又は沿道の土地に設置されている工作物等が著しく道路における交通の危険を生じさせ

せ、又は交通の妨害となるおそれがあり、かつ、急を要すると認めるときは、道路における交通の危険を防止し、又は交通の妨害を排除するため必要な限度において、当該工作物等の除去、移転その他応急の措置をとることができ、

- 2 前項に規定する措置をとつた場合において、工作物等を除去したときは、警察官は、当該工作物等を当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長に差し出さなければならない。この場合において、警察署長は、当該工作物等を保管しなければならない。

3 第八十一条第三項から第六項までの規定は、前項の規定による保管について準用する。

第六章 自動車及び原動機付自転車の運転免許

第一節 通則

（運転免許）

第八十四条 自動車及び原動機付自転車（以下この章において「自動車等」という。）を運転しようとする者は、公安委員会の運転免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

2 免許は、第一種運転免許（以下「第一種免許」という。）、第二種運転免許（以下「第二種免許」という。）、及び仮運転免許（以下「仮免許」という。）に区分する。

3 第一種免許を分けて、大型自動車免許（以下「大型免許」という。）、普通自動車免許（以下「普通免許」という。）、特殊自動車免許（以下「特殊免許」という。）、軽自動車免許（以下「軽免許」という。）、第一種原動機付自転車免許（以下「第一種原付免許」という。）、及び第二種原動機付自転車免許（以下「第二種原付免許」という。）の八種類とする。

4 第二種免許を分けて、大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」という。）、普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。）、特殊自動車第二種免許（以下「特殊第二種免許」という。）、及び自動三輪車第二種免許（以下「三輪第二種免許」という。）の四種類とする。

（第一種免許）

第八十五条 次の表の上欄に掲げる自動車等を運転しようとする者は、当該自動車等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第一種免許を受けなければならない。

| 自動車等の種類 | 第一種免許の種類 |
|------------|----------|
| 大型自動車 | 大型免許 |
| 普通自動車 | 普通免許 |
| 特殊自動車 | 特殊免許 |
| 自動三輪車 | 三輪免許 |
| 自動二輪車 | 二輪免許 |
| 軽自動車 | 軽免許 |
| 第一種原動機付自転車 | 第一種原付免許 |
| 第二種原動機付自転車 | 第二種原付免許 |

2 第一種免許を受けた者は、前項の表の区分に従い当該自動車等を運転することができるほか、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車等を運転することができる。

「自動車」という。であるときは、前二項の規定にかかわらず、当該自動車を当該旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転することはできない。

第八十六条 次の表の上欄に掲げる自動車で旅客自動車であるものを当該旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転しようとする者は、当該自動車の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第二種免許を受けなければならない。

| 自動車の種類 | 第二種免許の種類 |
|--------|----------|
| 大型自動車 | 大型第二種免許 |
| 普通自動車 | 普通第二種免許 |
| 特殊自動車 | 特殊第二種免許 |
| 自動三輪車 | 三輪第二種免許 |

2 第二種免許を受けた者は、前項の表の区分に従い当該自動車を当該目的で運転することができるほか、当該第二種免許に対応する第一種免許を受けた者が前条第二項の規定により運転することができる自動車等を運転する

| 第一種免許の種類 | 運転することができる自動車等の種類 |
|----------|---------------------------|
| 大型免許 | 普通自動車、自動三輪車、軽自動車及び原動機付自転車 |
| 普通免許 | 自動三輪車、軽自動車及び原動機付自転車 |
| 特殊免許 | 軽自動車及び原動機付自転車 |
| 三輪免許 | 軽自動車及び原動機付自転車 |
| 二輪免許 | 軽自動車及び原動機付自転車 |
| 軽免許 | 原動機付自転車 |
| 第二種原付免許 | 第一種原動機付自転車 |

3 第一種免許を受けた者は、前二項の規定により運転することができる自動車等が道路運送法第三条第二項第一号、第二号若しくは第三号又は同条第三項第一号に掲げる旅客自動車運送事業の用に供されるもの（以下「旅客

ことができる。

(仮免許)

第八十七条 大型自動車、普通自動車又は自動三輪車を当該自動車に係る第一種免許又は第二種免許を受けないで練習のため運転しようとする者は、仮免許を受けなければならない。

2 仮免許は、自動車の種類及び三月をこえない範囲内において期間を指定して与えるものとする。

3 仮免許を受けた者は、交通がひんぱんでない道路において、その運転者席の横の乗車装置に当該自動車に係る第一種免許又は第二種免許を受けた者を同乗させ、かつ、その指導の下に、前項の規定により指定された種類の自動車を運転することができる。

4 前項の規定により自動車を運転しようとするときは、仮免許を受けた者は、当該自動車の前面及び後面の見やすい位置に総理府令で定める様式の標識をつけなければならない。

(罰則 第三項については第二百二十条第一項第十四号、第二百二十二条)

第二節 免許の申請等

(免許の欠格事由)

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、免許を与えない。

一 大型免許(大型自動車に係る仮免許を含む)、普通免許(普通自動車に係る仮免許を含む)及び特殊免許にあつては十八歳に、三輪免許(自動三輪車に係る仮免許を含む)、二輪免許、軽免許、第一種原付免許及び第二種原付免許にあつては十六歳に、それぞれ満たない者

二 精神病者、精神薄弱者、てんかん病者、目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者

三 前号に掲げる者のほか、政令で定める身体の障害のある者

四 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

五 第三条第一項の規定により免許を取り消された日から起算して一年を経過していない者又は免許の効力が停止されている者

2 免許を現に受けている者は、当該免許と同一の種類のもので免許を重ねて受けることができない。

(免許の申請)

第八十九条 免許を受けようとする者は、その者の住所地

を管轄する公安委員会に、総理府令で定める様式の免許申請書を提出し、かつ、当該公安委員会の行なう運転免許試験を受けなければならない。

(免許の拒否等)

第九十条 公安委員会は、前条の運転免許試験に合格した者に対し、免許を与えなければならない。ただし、自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分を違反した者で、その者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあり、これに免許を与えることが適当でないと認めるものについては、免許を与えず、又は一年をこえない範囲内において免許を保留することができる。

2 公安委員会は、前項ただし書の規定により免許を拒否し、又は保留しようとするときは、当該運転免許試験に合格した者に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(免許の条件)

道路交通法(一〇五)

第九十一条 公安委員会は、前条第一項本文の規定により免許を与える場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、必要な限度において、免許を受ける者の身体の状態又は運転の技能に応じ、その者が運転することができる自動車等の種類を限定し、その他自動車等を運転するために必要な条件を付することができる。

(罰則 第一百九条第一項第十五号、第二百二十二条)

第三節 免許証等

(免許証の交付)

第九十二条 免許は、運転免許証(以下「免許証」という。)を交付して行なう。この場合において、同一人に対し、日を同じくして第一種免許又は第二種免許のうち二以上の種類の免許を与えるときは、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して、当該種類の免許に係る免許証の交付に代えるものとする。

2 免許を現に受けている者に対し、当該免許の種類と異なる種類の免許を与えるときは、その異なる種類の免許に係る免許証にその者が現に受けている免許に係る事項を記載して、その者が現に有する免許証と引き換えに交

付するものとする。

- 3 免許証の有効期間（第一百一条第二項の規定により免許証の有効期間が更新された場合にあつては、当該更新された免許証の有効期間）は、当該免許証の交付を受けた日（免許証の有効期間が更新された場合にあつては、その更新された日）から起算して三年とする。

（免許証の記載事項）

第九十三条 免許証には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 免許証の番号
- 二 免許の年月日及び免許証の交付年月日
- 三 免許の種類
- 四 免許を受けた者の本籍、住所、氏名及び生年月日
- 2 公安委員会は、前項各号に掲げるもののほか、免許を受けた者について、第九十一条若しくは第一百一条第二項（第一百一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、免許に条件を付し、若しくは免許に付されている条件を変更し、又は第一百三十三条の規定により免許の効力を停止し、若しくはその期間を短縮したときは、その者の免許証に当該条件又は当該処分に係る事項を記載しな

ければならない。

- 3 前二項に規定するもののほか、免許証の様式その他免許証について必要な事項は、総理府令で定める。

（免許証の記載事項の変更届出等）

第九十四条 免許を受けた者は、前条第一項に規定する免許証の記載事項に変更を生じたときは、すみやかに住所を管轄する公安委員会（公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更したときは、変更した後の住所を管轄する公安委員会）に届け出て、免許証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

- 2 前項の規定による公安委員会の管轄区域を異にする住所の変更の届出を受けた公安委員会は、当該届出をした者の従前の住所を管轄する公安委員会にその旨を通知しなければならない。
- 3 免許を受けた者は、免許証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その者の住所を管轄する公安委員会に免許証の再交付を申請することができる。
- 4 第一項に規定する免許証の記載事項の変更の届出の手續及び前項に規定する免許証の再交付の申請の手續は、総理府令で定める。

（罰則 第一項については第二百一十一条第一項第九号）
（免許証の携帯及び提示義務）

第九十五条 免許を受けた者は、自動車等を運転するときは、当該自動車等に係る免許証を携帯していなければならない。

- 2 免許を受けた者は、自動車等を運転している場合において、警察官から第六十七条第一項の規定による免許証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

（罰則 第一項については第二百一十一条第一項第十号、
同条第二項 第二項については第二百一十条第一項第九号）

第四節 運転免許試験

（受験資格）

第九十六条 第八十八条第一項各号のいずれかに該当する者は、第一種免許及び仮免許の運転免許試験を受けることができない。

- 2 第二種免許の運転免許試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 二十一歳以上の者で、大型免許、普通免許、特殊免許又は三輪免許を現に受けており（第一百三十三条第二項の

道路交通法（一〇五）

ければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、運転免許試験の実施の手續

第九十七条 運転免許試験は、免許の種類ごとに次の各号（軽免許、第二種原付免許及び仮免許の運転免許試験にあつては第一号から第三号まで、第一種原付免許の運転免許試験にあつては第一号及び第三号）に掲げる事項について行なう。

- 一 自動車等の運転について必要な適性
- 二 自動車等の運転について必要な技能
- 三 自動車等及び道路の交通に関する法令についての知識
- 四 自動車等の構造及び取扱方法

第九十八条 前項に規定するもののほか、運転免許試験の実施の手續

規定により当該免許の効力が停止されている場合を除く。）、かつ、当該免許によつて運転することができる

自動車の運転の経験の期間が通算して三年（政令で定めるものにあつては、二年）以上のもの

- 二 その者が受けようとしている第二種免許の種類と異なる種類の第二種免許を現に受けている者（第一百三十三条第二項の規定により当該免許の効力が停止されている者を除く。）

（運転免許試験の方法）

第九十七条 運転免許試験は、免許の種類ごとに次の各号（軽免許、第二種原付免許及び仮免許の運転免許試験にあつては第一号から第三号まで、第一種原付免許の運転免許試験にあつては第一号及び第三号）に掲げる事項について行なう。

- 一 自動車等の運転について必要な適性
- 二 自動車等の運転について必要な技能
- 三 自動車等及び道路の交通に関する法令についての知識
- 四 自動車等の構造及び取扱方法

2 前項に規定するもののほか、運転免許試験の実施の手續

続、方法その他運転免許試験について必要な事項は、総理府令で定める。

（自動車教習所の指定）

第九十八条 公安委員会は、自動車の運転に関する技能及び法令並びに自動車の構造及び取扱方法について教習を行なう施設のうち、政令で定める基準に適合するものを、当該施設を設置し、又は管理する者の申請に基づき、指定自動車教習所として指定することができる。

2 公安委員会は、指定自動車教習所について、前項の政令で定める基準に適合しているかどうかを検査し、及び当該指定自動車教習所を設置し、又は管理する者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

3 公安委員会は、指定自動車教習所が第一項の政令で定める基準に適合しなくなつたときは、その指定を解除することができる。

（運転免許試験の免除）

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、政令で定めるところにより、第一種免許の運転免許試験の一部を免除する。

一 指定自動車教習所の発行する卒業証明書を有する者

で、当該指定自動車教習所を卒業した日から起算して一年を経過しないもの

二 道路運送車両法第五十五条及びこれに基づく命令の規定による技能検定に合格した者で、一級、二級又は三級の自動車整備士の資格を有するもの

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校（旧中学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による工業学校を含む。）又はこれと同等以上の学校の機械科を卒業した者で、在学中自動車に関する学科を修得したもの

四 海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため第一百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかった者で、当該事情がやんだ日から起算して一月を経過しないもの

五 外国の行政庁が与えた自動車等の運転に関する免許を有する者

2 前項に規定する者のほか、免許を受けようとする者が当該免許に係る自動車等を運転することが支障がないと認められたときは、公安委員会は、当該免許証の更新をしなければならぬ。この場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、当該公安委員会は、当該免許証の更新を受けようとする者について、その者の身体の状態に応じた条件を新たに付し、又はその者の免許に付されている条件を変更することができる。

（運転免許試験の停止等）
第一百条 公安委員会は、不正の手段によつて運転免許試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その運転免許試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。
2 前項の規定により合格の決定を取り消したときは、公安委員会は、その旨を直ちにその者に通知しなければならない。この場合において、当該運転免許試験に係る免許は、その通知を受けた日に効力を失うものとする。
3 公安委員会は、第一項の規定による処分を受けた者に対し、情状により、一年以内の期間を定めて、運転免許試験を受けることができないものとする。

第五節 免許証の更新等

（免許証の更新及び定期検査）

第一百一条 免許証の有効期間の更新（以下「免許証の更新」という。）を受けようとする者は、当該免許証の有効期間が満了する日の一月前から当該期間が満了する日までの間に、その者の住所を管轄する公安委員会が行なう自動車等の運転について必要な適性検査（以下「適性検査」という。）を受けなければならない。

2 前項の適性検査の結果、当該免許証の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないと認められたときは、当該公安委員会は、当該免許証の更新をしなければならぬ。この場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、当該公安委員会は、当該免許証の更新を受けようとする者について、その者の身体の状態に応じた条件を新たに付し、又はその者の免許に付されている条件を変更することができる。
3 前二項に定めるもののほか、免許証の更新の申請及び適性検査について必要な事項は、総理府令で定める。
（罰則 第二項については第一百九条第一項第十五号、第二百二十二条）
（臨時適性検査）

第一百二条 公安委員会は、免許を受けた者が第八十八条第一項第二号、第三号若しくは第四号のいずれかに該当する者となり、又は次条第二項第一号に該当することとなつたと疑う理由があるときは、当該免許を受けた者につき、臨時に適性検査を行なうことができる。この場合において、公安委員会は、あらかじめ、適性検査を行なう

期日、場所その他必要な事項をその者に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた者は、通知された期日に通知された場所に出頭して適性検査を受けなければならない。

3 前条第二項後段の規定は、第一項の規定により適性検査を行なった場合について準用する。

(罰則 第三項については第百十九条第一項第十五号、第百二十二条)

第六節 免許の取消し、停止等

(免許の取消し、停止等)

第百三条 免許を受けた者が第八十八条第一項第二号、第三号又は第四号のいずれかに該当する者になつたときは、その者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消さなければならない。

2 免許を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する者となつたときは、その者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月をこえない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。

一 第八十八条第一項第三号に該当するに至らない程度の身体の障害で自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのあるものが生じたとき。

二 自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分違反したとき。

三 前二号に掲げるもののほか、免許を受けた者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるとき。

3 公安委員会は、前項の規定による免許の効力の停止を受けた者(同項第一号に係る者を除く。)から申し出があつたときは、政令で定めるところにより、その者に当該公安委員会又は当該公安委員会が委託した者が行なう自動車等の運転に関し必要な事項の講習を受けさせることができる。この場合において、その者が当該講習を終了したときは、当該公安委員会は、政令で定める範囲内で、その者の免許の効力の停止の期間を短縮することができる。

(聴聞)

第百四条 公安委員会は、前条第一項又は第二項の規定に

ことができる。

5 前各項に定めるもののほか、聴聞の実施について必要な事項は、政令で定める。

(免許の失効)

第百五条 免許は、免許を受けた者が免許証の更新を受けなかつたときは、その効力を失う。

(免許の拒否、取消し等の報告)

第百六条 公安委員会は、第九十条第一項ただし書の規定により免許を拒否し、若しくは九十日以上免許を保留し、又は第百三条第一項若しくは第二項の規定により免許を取り消し、若しくは九十日以上免許の効力を停止したときは、総理府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

(免許証の返納等)

第百七条 免許を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、すみやかに、免許証(第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した免許証)をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

より免許を取り消し、又は免許の効力を九十日(公安委員会が九十日をこえない範囲内においてこれと異なる期間を定めたときは、その期間)以上停止しようとするときは、公開による聴聞を行なわなければならない。この場合において、公安委員会は、当該処分に係る者に対し、処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を期日の一週間前までに通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

2 聴聞に際しては、当該処分に係る者又はその代理人は、当該事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができる。

3 聴聞を行なう場合において、必要があると認めるときは、公安委員会は、道路交通に関する事項に関し専門的知識を有する参考人又は当該事案の關係人の出頭を求め、これらの者からその意見又は事情をきくことができる。

4 公安委員会は、当該処分に係る者又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しないときは、第一項の規定にかかわらず、聴聞を行なわないで前条第一項又は第二項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を停止する。

- らない。
- 一 免許が取り消されたとき。
- 二 免許が失効したとき。
- 三 免許証の再交付を受けた後において亡失した免許証を発見し、又は回復したとき。

2 公安委員会は、免許の効力を停止したときは、当該処分を受けた者に当該処分に係る免許証を差し出させ、これを保管することができる。この場合において、免許の効力の停止の期間が満了したときは、公安委員会は、直ちにその者に当該免許証を返還しなければならない。

（罰則 第一項については第二百一十一条第一項第九号）

第七章 雑則

（雇用者に対する通知）

第百八条 車両等の運転者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分違反した場合において、当該違反が当該車両等の運転者の雇用者の業務に関してなされたものであると認めるときは、公安委員会は、当該雇用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、通運事業法（昭和二十四年法律第二百四十一号）の規定による通運事業者又は軌道法の規

定による軌道の事業者であるときは当該事業者及び当該事業を監督する行政庁に対し、当該雇用者がこれらの事業者以外の者であるときは当該雇用者に対し、当該違反の内容を通知するものとする。

（免許証の保管）

第百九条 警察官は、自動車又は原動機付自転車の運転者が自動車又は原動機付自転車の運転に関しこの法律の罰則に触れる行為をしたと認めるときは、その現場において、免許証の提出を求めこれを保管することができる。この場合において、警察官は、保管証を交付しなければならない。

2 前項の保管証は、第九十五条の規定の適用については、免許証とみなす。

3 当該警察官は、第一項の規定により保管した免許証の提出者が当該警察官の指定した日時及び場所に出頭したとき、又は当該日時が経過した後においてその提出者から返還の請求があつたときは、当該免許証を返還しなければならない。

4 前項の規定により免許証の返還を受ける者は、当該免許証と引き換えに保管証を返納しなければならない。

5 警察官は、第一項の規定により免許証の提出を求めるときは、出頭の日時及び場所を告げ、かつ、前三項の規定の趣旨を説明しなければならない。

6 第一項の保管証の有効期間、記載事項その他保管証について必要な事項は、政令で定める。

（国家公安委員会の指示権）

第百十条 国家公安委員会は、全国的な幹線道路における交通の規制の斉一を図るため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、公安委員会に対し、この法律の規定により公安委員会の権限に属する事務のうち、車両等の最高速度その他政令で定める事項に係るものの処理について指示することができる。

（道路の交通に関する調査）

第百十一条 公安委員会は、この法律の規定により行なう道路における交通の規制の適正を図るため、道路における交通量、車両等の通行の経路その他道路の交通に関し必要な事項の調査をその管理に属する都道府県警察の警察官に行なわせることができる。

2 前項の規定による道路の交通に関する調査をするため特に必要があると認めるときは、当該警察官は、道路を

通行する車両等の運転者に対し、当該調査をするため必要な限度において、一時当該車両等を停止することを求め、及び当該車両等の通行の経路について質問することができる。

3 公安委員会は、第一項の規定による調査を行なつた場合において、必要があると認めるときは、その道路の管理者又は関係行政庁に対し、意見を付してその調査の結果を通知するものとする。

（免許に関する手数料）

第百十二条 公安委員会が行なう第八十九条の規定による運転免許試験、第九十二条第一項の規定による免許証の交付、第九十四条第三項の規定による免許証の再交付又は第百一条第一項の規定による免許証の更新を受けようとする者は、それぞれ、運転免許試験手数料、免許証交付手数料、免許証再交付手数料又は免許証更新手数料を、当該都道府県に納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、千円をこえない範囲内で、政令で定める。

（道路使用許可の手数料）

第百十三条 都道府県は、警察署長が行なう第七十七条第

一項の許可について手数料を徴収することができる。この場合において、その額は、千円をこえない範囲内で、都道府県規則で定める。

（方面公安委員会への権限の委任）

第百十四条 この法律の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行なわせることができる。

第八章 罰則

第百十五条 みだりに信号機を操作し、若しくは公安委員会が設置した道路標識若しくは道路標識を移転し、又は信号機若しくは公安委員会が設置した道路標識若しくは道路標識を損壊して道路における交通の危険を生じさせた者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百十六条 車両等の運転者が業務上必要な注意を怠り、又は重大な過失により他人の建造物を損壊したときは、六月以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

第百十七条 第七十二条（交通事故の場合の措置）第一項前段の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第百十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以

下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 法令の規定による運転の免許を受けなければ運転し、又は操縦することができないこととされている車両等を当該免許を受けずに（法令の規定により当該免許の効力が停止されている場合を含む。）運転した者
二 第六十五条（酒気帯び運転の禁止）の規定に違反した者で酒に酔い（アルコールの影響により車両等の正常な運転ができないおそれがある状態にあることをいう。）、車両等を運転したもの又は第六十六条（過労運転等の禁止）の規定に違反した者
三 第六十八条（最高速度の遵守）の規定に違反した者
四 第七十六条（禁止行為）第一項又は第二項の規定に違反した者

2 過失により前項第三号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第四条（信号機の設置等）第二項若しくは第五条（警察官の手信号等に従う義務）第一項若しくは第二項の規定に違反し、又は第七条（通行の禁止及び制

限）の規定による公安委員会、警察署長若しくは警察官の禁止若しくは制限に従わなかつた車両等の運転者
二 第三十三条（踏切の通過）の規定の違反となるような行為をした者
三 第五十一条（違法駐車に対する措置）第一項の規定による警察官の命令に従わなかつた者
四 第六十一条（危険防止の措置）の規定による警察官の停止又は命令に従わなかつた者
五 第六十二条（整備不良車両の運転の禁止）の規定に違反した者

六 第六十三条（車両の検査等）第一項の規定による警察官の停止に従わず、提示の要求を拒み、又は検査を拒み、若しくは妨げた者

七 第六十三条（車両の検査等）第二項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

八 第六十七条（危険防止の措置）第一項の規定による警察官の停止に従わなかつた者

九 第七十条（安全運転の義務）の規定に違反した者

十 第七十二条（交通事故の場合の措置）第一項後段に規定する報告をしなかつた者

2 過失により前項第一号、第二号、第五号又は第九号の

罪を犯した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条(混雑緩和の措置)第一項の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わなかつた車両等の運転者
- 二 第十七条(通行区分)第一項、第二項、第三項若しくは第五項、第二十五条(横断等の禁止)第一項、第二十七条(進路を譲る義務)、第二十八条(追越しの方法)、第二十九条(追越しを禁止する場合)、第三十一条(停車中の路面電車がある場合の停止又は徐行)、第三十二条(割込み等の禁止)、第三十四条(左折又は右折)第四項、第三十五条(先入、先順位及び左方の車両等の優先)、第三十六条(広い道路にある車両等の優先)第一項若しくは第二項、第三十七条(直進及び左折車両等の優先)、第三十八条(歩行者の保護)又は第四十条(緊急自動車の優先)の規定の違反となるような行為をした者
- 三 第二十条(車両通行区分帯)第二項若しくは第三項、第三十条(追越しを禁止する場所)、第四十二条

(徐行すべき場所)又は第四十三条(指定場所における一時停止)の規定の違反となるような行為をした者

- 四 第二十五条(横断等の禁止)第二項の規定による公安委員会の処分違反した者
- 五 第四十四条(停車及び駐車を禁止する場所)、第四十五条(駐車を禁止する場所)第一項若しくは第二項、第四十八条(駐車の方法)又は第五十二条(車両等の灯火)第一項の規定の違反となるような行為をした者
- 六 第四十七条(停車の方法)の規定の違反となるような行為をした者
- 七 第四十九条(駐車時間の制限)の規定による公安委員会の処分違反した者
- 八 第五十二条(車両等の灯火)第二項又は第五十四条(警音器の使用等)第一項の規定に違反した者
- 九 第五十三条(合図)第一項、第七十一条(運転者の遵守事項)、第七十三条(妨害の禁止)、第七十六条(禁止行為)第四項又は第九十五条(免許証の携帯及び提示義務)第二項の規定に違反した者
- 十 第五十五条(乗車又は積載の方法)第一項若しくは第二項、第五十七条(乗車又は積載の制限等)第一項

又は第五十九条(自動車の牽引制限)第一項若しくは第二項の規定に違反した者

- 十一 第六十九条(最低速度の遵守)の規定に違反して高速自動車国道において自動車を運転した者
 - 十二 第七十二条(交通事故の場合の措置)第二項の規定による警察官の命令に従わなかつた者
 - 十三 第七十七条(道路の使用の許可)第七項の規定に違反した者
 - 十四 第八十七条(仮免許)第三項の規定によらないで自動車を運転した者
 - 十五 偽りその他不正の手段により免許証の交付を受け、又は免許証を他人に譲り渡し、若しくは貸与した者
- 2 過失により前項第三号、第四号、第五号、第七号又は第八号の罪を犯した者は、三万円以下の罰金に処する。
- 第二百二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の罰金又は科料に処する。
- 一 第四条(信号機の設置等)第二項若しくは第五条(警察官の手信号等に従う義務)第一項若しくは第二項の規定に違反し、又は第七条(通行の禁止及び制

限)の規定による公安委員会、警察署長若しくは警察官の禁止若しくは制限に従わなかつた歩行者

- 二 第十一条(行列等の通行)第一項の規定に違反した者(行列にあつては、その指揮者)
- 三 第十一条(行列等の通行)第二項後段の規定に違反し、又は同条第三項の規定による警察官の命令に従わなかつた行列の指揮者
- 四 第十五条(通行方法の指示)の規定による警察官の指示に従わなかつた者
- 五 第二十一条(軌道敷内の通行)第一項、第二項後段若しくは第三項、第二十六条(車間距離の保持)又は第三十四条(左折又は右折)第一項、第二項若しくは第三項の規定の違反となるような行為をした者
- 六 第五十四条(警音器の使用等)第二項又は第五十五条(乗車又は積載の方法)第三項の規定に違反した者
- 七 第五十七条(乗車又は積載の制限等)第二項又は第六十条(自動車以外の車両の牽引制限)の規定に基づく公安委員会の定め違反した者
- 八 第五十八条(制限外許可証の交付等)第三項の規定により警察署長が付した条件に違反した者

九 第六十三条（車両の検査等）第七項、第七十八条

（許可の手續）第四項、第九十四条（免許証の記載事項の変更届出等）第一項又は第一百七条（免許証の返納等）第一項の規定に違反した者

十 第九十五条（免許証の携帯及び提示義務）第一項の規定に違反した者

2 過失により前項第十号の罪を犯した者は、一万円以下の罰金又は科料に処する。

第二百二十二条 車両等の運転者が、第一百八条第一項第一号若しくは第三号、第一百九条第一項第一号、第二号、第五号、第九号若しくは第十五号、第二百二十条第一項第二号、第三号、第四号、第十号若しくは第十四号若しくは第二百一十一条第一項第五号の罪を犯し、又は過失により第一百八条第一項第三号、第一百九条第一項第一号、第二号、第五号若しくは第九号若しくは第二百二十条第一項第三号若しくは第四号の罪を犯した場合において、酒気を帯びていたときは、各本条に定める刑の長期又は多額をこえて処断することができる。この場合において、懲役刑についてはその長期を二倍したものを長期とし、罰金刑についてはその多額を二倍したものを多額とする。

る。

2 前項の規定により刑を加重する場合の加重は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十二条第一号に掲げる再犯加重の先にするものとする。

第二百二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第一百八条第一項第四号、第一百九条第一項第五号、第十一号、第十二号、第十三号若しくは第十四号、第二百二十条第一項第十号若しくは第十三号又は第二百二十一条第一項第七号若しくは第八号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第二百二十四条 この章の規定の適用については、この法律の規定中公安委員会とあるのは、第十四条の規定により権限の委任を受けた方面公安委員会を含むものとする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律（以下「新法」という。）は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める

日から施行する。

（道路交通取締法等の廃止）

第二条 道路交通取締法（昭和二十二年法律第三百十号。以下「旧法」という。）及び道路交通取締法施行令（昭和二十八年政令第二百六十一号。以下「旧令」という。）は、廃止する。

（経過規定）

第三条 新法の施行の際、現に旧法及び旧令の規定により運転免許（小型自動四輪車免許及び旧令第五十条の二第一項の規定による仮運転免許を除く。）又は運転許可を受けている者は、それぞれ次の各号に定める区分により、新法の相当規定による免許を受けたものとみなし、その者が旧法及び旧令の規定により交付を受けた運転免許証又は運転許可証は、それぞれ免許の区分に従い、新法の相当規定により交付を受けた免許証とみなす。この場合において、当該免許証の新法第九十二条第三項に規定する有効期間は、当該運転免許証又は運転許可証に記載されている旧令第五十七条第一項（旧令第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による検査の期限までとする。

- 一 大型自動車免許については、大型免許
- 二 普通自動車免許については、普通免許
- 三 けん引自動車免許については、普通免許及び特殊免許
- 四 特殊作業用自動車免許又は特種自動車免許については、特殊免許
- 五 自動三輪車免許については、三輪免許
- 六 側車付自動二輪車免許又は自動二輪車免許については、二輪免許
- 七 軽自動車免許については、軽免許
- 八 旧令第五十条の二第二項の規定による仮運転免許については、仮免許
- 九 第一種運転許可については、第一種原付免許
- 十 第二種運転許可については、第二種原付免許
- 十一 大型自動車第二種免許については、大型第二種免許
- 十二 普通自動車第二種免許又は小型自動四輪車第二種免許については、普通第二種免許
- 十三 けん引自動車第二種免許については、普通第二種免許及び特殊第二種免許

十四 自動三輪車第二種免許については、三輪第二種免許

2 新法の施行の際、現に旧法及び旧令の規定により小型自動四輪車免許を受けている者は、新法の規定による普通免許を受けたものとみなし、その者が旧法及び旧令の規定により交付を受けた運転免許証は、新法の相当規定により交付を受けた免許証とみなす。前項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前項前段の場合において、その者が運転することができずる自動車は、普通自動車については、政令で定めるところにより公安委員会が行なう審査に合格するまでの間は、旧令の規定による小型自動四輪車に限るものとする。

4 新法の施行の際、現に旧令第五十条の二第一項の規定による仮運転免許を受けている者は、当該仮運転免許について指定されている期間内に限り、当該仮運転免許について指定されている種類の自動車に係る新法の規定による第一種免許を受けたものとみなし、その者が旧法及び旧令の規定により交付を受けている運転免許証は、新法の相当規定により交付を受けた当該免許に係る免許証

とみなす。

第四条 前条第一項又は第二項の場合において、旧令の規定により公安委員会が運転免許についてした自動車の種類その他の限定又は運転免許若しくは運転許可について付した条件で現にその効力を有するものは、それぞれ新法の相当規定により公安委員会が当該免許について付した条件とみなす。

第五条 新法の施行の際、現に旧法及び旧令に規定する自動車運転者試験に合格して旧法及び旧令の規定による運転免許を受けていない者については、当該自動車運転者試験を行なった公安委員会は、旧令第四十九条第一項ただし書の規定により運転免許を拒否し、又は保留する場合を除き、新法第八十八条第一項第一号及び第九十条第一項本文の規定にかかわらず、その者に当該自動車運転者試験に係る運転免許に相当する新法の規定による免許を与えなければならない。この場合において、自動車運転者試験を行なった公安委員会が免許を受けた者の住所を管轄するものでないときは、当該公安委員会は、すみやかに免許を与えた旨をその者の住所を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

2 前項前段の規定により普通免許を受けた者が運転することができずる自動車は、普通自動車については、政令で定めるところにより公安委員会が行なう審査に合格するまでの間は、旧令の規定による小型自動四輪車に限るものとする。

3 新法の施行の際、現に旧法及び旧令の規定により運転許可の申請をして旧法及び旧令の規定による運転許可を受けていない者については、当該申請を受理した公安委員会は、その者が旧令第六十五条の三第一項各号のいずれかに該当し、若しくは同条第二項各号のいずれかに該当しない場合又は旧令第六十六条において準用する旧令第四十九条第一項ただし書の規定により運転許可を拒否する場合を除き、新法第八十八条第一項第一号及び第九十条第一項本文の規定にかかわらず、その者に当該申請をした運転許可に相当する新法の規定による免許を与えなければならない。第一項後段の規定は、この場合について準用する。

第六条 新法の施行の際、現に旧令第五十三条第一項第一号に掲げる公安委員会の指定した自動車練習所その他これに類する施設の発行する卒業証明書を有する者で卒業

後一年を経過しないものは、新法第九十九条第一項の適用については、当該施設を卒業して一年を経過しない間は、同条同項第一号に掲げる指定自動車教習所の発行する卒業証明書を有する者で当該指定自動車教習所を卒業した日から起算して一年を経過しないものとみなす。

第七条 附則第三条に規定するもののほか、新法の施行の際、旧法の規定により公安委員会がした道路の通行の禁止若しくは制限又は旧法若しくは旧令の規定により公安委員会がした運転免許若しくは運転許可の取消し若しくは停止その他の処分で現にその効力を有するものは、それぞれ新法の相当規定により公安委員会がした処分とみなす。この場合において、当該処分が定められているときは、その期間は、旧法又は旧令の規定により当該処分がされた日から起算するものとする。

第八条 附則第五条第三項に規定するもののほか、新法の施行の際、現に旧法又は旧令の規定により公安委員会に對してされている運転免許の申請（十八歳未満の者がした小型自動四輪車免許に係る申請を除く。以下この条において同じ）、届出その他の手続は、それぞれ新法の相当規定により公安委員会に對してされた手続とみなす。

この場合において、運転免許の申請、運転免許証若しくは運転許可証の再交付の申請又は運転免許証若しくは運転許可証の記載事項の変更に係る届出を受理した公安委員会が当該手続をした者の住所地を管轄するものでないときは、当該公安委員会は、新法の施行後すみやかに当該手続に係る書類をその者の住所地を管轄する公安委員会に引き継がなければならない。

第九条 新法の施行の際、旧法第九条第六項（第九条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により公安委員会がした聴聞又は聴聞の手続については、これを新法百四十四条の規定により公安委員会がした聴聞又は聴聞の手続とみなし、当該聴聞又は聴聞の手続をした公安委員会は、当該聴聞に係る事案について新法百三十三条の規定による処分をすることができる。この場合において、当該処分をした公安委員会が当該処分に係る者の住所地を管轄するものでないときは、当該公安委員会は、すみやかに当該処分をした旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

第十条 新法第九十条第一項及び百三十三条第二項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、自動

る有効期間は、旧法第二十三条の三第一項の規定により当該保管証が交付された日から起算するものとする。

第十四条 新法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十五条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四百四十一条第一項各号列記以外の部分中「道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）第二条第五項に規定する諸車をいう。以下同じ。」を「道路交通法（昭和三十一年法律第百五号）第二条第九号に規定する自動車をいう。以下同じ。」に改める。

（道路運送法の一部改正）

第十六条 道路運送法の一部を次のように改正する。

第六十八条第五項中「、道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）の規定にかかわらず」を削る。

（道路法の一部改正）

第十七条 道路法の一部を次のように改正する。

第三十二条に、次の二項を加える。

4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路

道路交通法（一〇五）

車及び原動機付自転車の運転に関し旧法若しくは旧令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反した者は、新法の相当規定又はこれに基づく処分にそれぞれ違反した者とみなす。

第十一条 新法の施行の際、旧法又は旧令の規定により警察署長がした許可その他の処分現にその効力を有するものは、それぞれ新法の相当規定により警察署長がした処分とみなし、当該許可に係る許可証は、新法の相当規定による許可証とみなす。この場合において、当該処分期間が定められているときは、その期間は、旧法又は旧令の規定により当該処分がされた日から起算するものとする。

第十二条 新法の施行の際、現に旧法又は旧令の規定により警察署長に対してされている許可の申請その他の手続は、それぞれ新法の相当規定により警察署長に対してされた手続とみなす。

第十三条 新法の施行の際、現に旧法第二十三条の三第一項の規定により交付されている保管証は、新法第九十条第一項の規定により交付された保管証とみなす。この場合において、当該保管証の新法第九十条第六項に規定す

交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。

5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

（交通事故即決裁判手続法の一部改正等）

第十八条 交通事故即決裁判手続法（昭和二十九年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）又はこれに基づく命令に違反する罪」を「道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八章の罪」に改める。

2 旧法又はこれに基づく命令に違反する罪にあたる事件の即決裁判に関する手続については、なお従前の例によ

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害に伴う公営住宅法の特例に関する法律（一〇六） 四〇八
項」を「道路交通法第三十九条第一項」に改める。

（道路整備特別措置法の一部改正）

第十九条 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項本文中「道路交通取締法（昭和二十二年法律第三十号）第二条第四項に規定する諸車及び同条第七項に規定する無軌条電車」を「道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第八号に規定する車両」に改め、同条同項ただし書中「同法第十条第三項」を「同法第三十九条第一項」に改める。

（駐車場法の一部改正）

第二十条 駐車場法の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「道路交通取締法（昭和二十二年法律第三十号）第二条第五項」を「道路交通法（昭和三十一年法律第五号）第二条第九号」に改め、「自動二輪車」の下に「（側車付きのものを除く。）」を加え、同条第五号中「道路交通取締法第二十一条第一項の規定に基づく政令で定める」を「道路交通法第二条第十八号に規定する」に改める。

第六条第一項第一号中「道路交通取締法第十条第三

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害に伴う公営住宅法の特例に関する法律

（昭和三十五年六月二十七日法律 第百六号）

- 1 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害であつて政令で定める地域に発生したものに關し、事業主体が、当該災害により滅失した住宅に当該災害の当時居住していた者に賃貸するため第二種公営住宅を建設するとき、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第八条第一項の規定にかかわらず、国は、予算の範囲内において、その費用の四分の三を補助することができる。ただし、当該災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数をこえる分については、この限りでない。
- 2 前項の規定による公営住宅の建設に要する費用についての国の補助金の算定については、公営住宅法第七条第

三項の規定を準用する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法

（昭和三十五年六月二十七日法律 第百七号）

（目的）

第一条 この法律は、昭和三十五年五月のチリ地震津波（以下「チリ地震津波」という。）による災害を受けた地域における津波対策事業の計画的な実施を図り、もつて国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。

（津波対策事業）

第二条 この法律で「津波対策事業」とは、チリ地震津波による災害を受けた政令で定める地域において、海岸又

はこれと同様の効用を有する河川でチリ地震津波により著しい災害を受けたもの及びこれらに接続し、かつ、これらと同様の効用を有する海岸又は河川について施行する津波による災害を防止するために必要な政令で定める施設の施設又は改良に関する事業（それらの施設について合せて施行するチリ地震津波に係る災害復旧に関する事業を含む。）をいう。

（津波対策事業計画）

第三条 津波対策事業に関する主務大臣は、当該津波対策事業につき、関係地方公共団体の意見をきき、かつ、チリ地震津波対策審議会の審議を経て、その事業計画（以下「津波対策事業計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 2 津波対策事業計画には、津波対策事業の実施の目標及び事業量を定めなければならない。
- 3 主務大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、津波対策事業計画を関係地方公共団体に通知しなければならない。
- 4 第一項及び前項の規定は、津波対策事業計画の変更に ついて準用する。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法（一〇七）

(チリ地震津波対策審議会)

第四条 総理府に、チリ地震津波対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、津波対策事業計画に関する事項その他津波対策事業に関する重要事項を審議する。

3 この法律に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(津波対策事業計画の実施)

第五条 政府は、津波対策事業計画を実施するために必要な措置を講じ、かつ、国の財政の許す範囲内においてその実施を促進することに努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中台風常襲地帯対策審議会の項の次に次のように加える。

チリ地震津波対策審議会

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法(昭和三十五年法律第七号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法

(昭和三十五年六月二十七日法律 第百八号)

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に關する法律の特例)

第一条 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害(以下「チリ地震津波災害」という。)を受けた地域についての農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に

こえる部分の補助に要する経費を除いた経費)の全部を補助することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に關する特別措置法

(昭和三十五年六月二十七日法律 第百九号)

1 都道府県が、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害に係る漁民の漁業施設、住宅等の被害の大きい部落で政令で定めるもの(以下「特別被害漁村」という。)の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合の必要とする特定漁業施設設置費につき、当該漁業協同組合に対

關する法律(昭和二十五年法律第六十九号。以下「暫定措置法」という。)の規定の適用については、チリ地震津波災害を受けた共同利用施設(水産業協同組合の所有するものに限る。)のうち、政令で定める地域内のものについては、暫定措置法第二条第六項及び第七項中「十万円」とあるのは「三万円」と、暫定措置法第三条第二項第五号中「十分の二」とあるのは「十分の九」とし、その他のものについては、同号中「十分の二」とあるのは「十分の五」とする。

(水産動植物の養殖施設に対する助成措置)

第二条 都道府県が、水産動植物の養殖施設で政令で定めるもの(暫定措置法第二条第四項に規定する共同利用施設に該当するものを除く。)で政令で定める地域に発生したチリ地震津波災害を受けたものの災害復旧事業であつてその工事の費用が三万円以上のものの事業費につき十分の九の範囲内で政令で定める率を下らない率による補助をする場合には、国は、予算の範囲内で、当該都道府県に対し、その補助に要する経費(都道府県が当該政令で定める率をこえる率による補助をする場合には、その

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に關する特別措置法(一〇九)

し、二分の一を下らない率による補助をする場合には、国は、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費(都道府県が二分の一をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費)の全部を補助することができる。

2 前項の特定漁業施設設置費とは、同項の漁業協同組合が特別被害漁村の区域内に住所を有する組合員の共同利用に供するための漁業施設(網漁具を含む。)で政令で定めるものを設置するために要する経費をいうものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

1 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害(以下「チリ地震津波災害」という。)に係る小型漁船の被害が著しい都道府県で政令で定めるものが、漁業協同組合の必要とする共同利用小型漁船建造費につき、当該漁業協同組合に対し、三分の二を下らない率による補助をする場合には、国は、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費(都道府県が三分の二をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費)の二分の一を補助することができる。

(昭和三十五年六月二十七日法律 第百一十七号)

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法

2 前項の共同利用小型漁船建造費とは、政令で定める要件に該当する漁業協同組合が、政令で定める小型漁船でチリ地震津波災害を受けたもの(沈没、滅失その他政令で定める著しい被害を受けたものに限る。)をチリ地震津波災害の発生の際に所有し、かつ、その営む漁業の用に供していた組合員の共同利用に供するため、政令で定めるところにより小型の漁船を建造するために要する経費をいうものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律

(昭和三十五年六月二十八日法律 第百一十一号)

国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「次条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第七項の次に次の一項を加える。

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(一一一)

8 第十条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前七項の規定により計算した在职期間に一月未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。

第七条の次に次の一条を加える。

(公庫等から復帰した職員に対する退職手当に係る特例)

第七条の二 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は第二条第一項第二号に規定する法人の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるものに使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。)となるため退職(第四条(二十五年以上勤続して退職した者のうち同条第三項に規定する政令で定める者以外の者)に係る退職手当に関する部分を除く。)又は第五条の規定による退職手当に係る退職(除く。)をし、かつ、引き続き公庫等職員として在職した後引き続き再び職員となつた者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、

先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

2 前項の規定の適用を受ける職員が退職した場合におけるその者に対する第三条から第五条までの規定による退職手当の額は、第三条から第六条までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の俸給月額に、第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

一 その者が第三条から第六条までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該俸給月額に対する割合

二 その者が前項の退職をした際に支給を受けた退職手当の額その計算の基礎となつた俸給月額に対する割合(職員としての引き続いた在職期間中に当該退職を二回以上した者については、それぞれの退職に係る当該割合を合計した割合)

第十条第一項を次のように改める。

勤続期間六月以上で退職した職員が退職の日の翌日から起算して一年の期間(その者が失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第二十条の三第一項に規定する

場合の公共職業訓練に相当する公共職業訓練を受ける場合において、当該公共職業訓練を受け終わるべき日がその一年の期間を経過した日以後の日であるときは、その日までの期間)内に失業している場合においては、その者がすでに支給を受けた一般の退職手当及び前条の規定による退職手当の額が、その者を同法の規定による離職の日以前一年間に被保険者期間が通算して六月以上であつた者と、その者の勤続期間を同法の規定による離職の日まで引き続き同一事業主に被保険者として雇用された期間(勤続期間が一年未満である者については、同法の規定による離職の日まで引き続き同一事業主に被保険者として雇用された期間が一年未満である場合における離職の日以前一年内の通算した被保険者期間)とみなして同法の規定を適用した場合に同法の規定によりその者に支給することができる失業保険金の額に満たないときは、当該退職手当の外、その差額に相当する金額を同法の規定による失業保険金の支給の条件に従い退職手当として、公共職業安定所(政令で定める職員については、その者が当該退職の際所属していた官署又は事務所その他の政令で定める官署又は事務所。以下同じ。)において支

給する。

第十条第二項中「退職手当の額を失業保険金の日額」を「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当の額をその者につき失業保険法の規定により計算した失業保険金の日額」に改め、同条第三項中「退職手当の支給」を「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当の支給」に、「失業保険金の日額に第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる日数を乗じて得た額」を「同項に規定する失業保険金の額」に改める。

第十条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で失業保険法第二十六条の二第一項の規定に準じて政令で定めるものが就職するに至つた場合において、必要があると認められるときは、同条の規定に準じて政令で定めるところにより、就職に要する費用を退職手当として、公共職業安定所において支給することができる。

6 前項の規定による退職手当の支給があつたときは、第一項又は第三項の規定の適用については、当該支給があ

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(一一一)

つた金額に相当する額のこれらの規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の国家公務員等退職手当法(以下「新法」という。第七条第八項及び第十条(公共職業安定所に関する部分を除く。)の規定は、昭和三十五年四月一日から適用し、新法第七条の二の規定は、昭和三十五年四月一日以後の退職に係る退職手当について適用する。

3 職員が国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第百六十四号。以下「一部改正法」という。)附則第二項に規定する適用日(以下「適用日」という。)前に新法第七条の二第一項に規定する公庫等職員となるため退職した場合(一部改正法附則第三項の規定の適用を受ける職員については、適用日以後に当該退職をした場合を含む。)におけるその者に対する同条第一項の規定の適用については、同項中「第五条の規定による退職手当」とあるのは、「第五条の規定による退職手当に準ずる退職手当」とする。

4 新法第七条の二第二項に規定する職員のうち、次の表

の上欄に掲げる者については、同項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へ

て、同項の規定を適用するものとする。

| | | | |
|-----------------------------------------------------|------------|------------|---------------------------------------------------|
| 職員 | 職員の区分 | 読み替えられる字句 | 読み替へる字句 |
| 一部改正法附則第三項の規定の適用を受ける者 | 第三項から第六項まで | 第三項から第六項まで | 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第六十四号）附則第三項 |
| 一部改正法附則第四項から第六項までの規定の適用を受ける者（同法附則第三項の規定の適用を受ける者を除く） | 第三項から第六項まで | 第三項から第六項まで | 第三項から第六項まで及び国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律附則第四項から第六項まで |
| 昭和三十五年四月一日前に新法第七條の二第一項の退職をした者 | 支給を受けた退職手当 | 支給を受けた退職手当 | この法律の規定による退職手当の支給を受けたものとした場合における当該退職手当 |

- 5 新法第十條第一項又は第三項の規定の適用については、昭和三十五年四月一日において、現に、同日前に公共職業安定所の指示した公共職業訓練を受けている者は、同日に公共職業安定所の指示した公共職業訓練を受けている者とみなす。
- 6 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に關する法律（昭和二十八年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。
第五條第一項ただし書中「第四條」の下に「（二十五年以上勤続して退職した者のうち同條第三項に規定する

- 7 前項の規定による改正後の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に關する法律第五條第一項ただし書の規定中国国家公務員等退職手当法第四條の規定に係る部分は、昭和三十四年十月一日以後の退職に係る退職手当について適用する。

農地被買収者問題調査会設置法

（昭和三十五年六月三十日法律第百十二号）

- （設置）
- 1 第一条 総理府に、附属機関として、農地被買収者問題調査会（以下「調査会」という。）を置く。
 - 2 第二条 調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、次に掲げる法律の規定により農地を買収された者に関する社会的な問題を調査審議する。
 - 1 旧自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）第三條第一項又は第五項第一号から第六号まで
 - 2 農地法施行法（昭和二十七年法律第二百三十号）第二條第一項第一号
- （組織）
- 3 第三条 調査会は、委員二十人以内で組織する。
 - 2 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣
- 農地被買収者問題調査会設置法（一一二）

- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 委員長は、非常勤とする。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 第五条 調査会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員十人以内を置くことができる。
- 2 専門調査員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門調査員は、当該専門の事項に關する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門調査員は、非常勤とする。
- 6 第六条 調査会に、幹事十人以内を置く。
- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、調査会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。
(資料の提出等の要求)

第七条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第八条 調査会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。

(委任規定)

第九条 この法律に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表総理府の項中「本府二、六六五人」を「本府二、六六八人」に、「計二三、五七九人」を

「計二三、五八二人」に改め、同表合計の項中「六八七、四五四人」を「六八七、四五七人」に改める。

3 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中農林漁業基本問題調査会の項の次に次のように加える。

農地被買収者問題調査会

農地被買収者問題調査会設置法（昭和二十五年法律第百十二号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと

4 この法律は、公布の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。

自治庁設置法の一部を改正する法律

（昭和三十五年六月三十日法律第百十三号）

自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

自治省設置法

本則中「自治庁」を「自治省」に、「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第二条を次のように改める。

(設置)

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）

第三条第二項の規定に基づいて、自治省を設置する。

2 自治省の長は、自治大臣とする。

第三条中「資すること」の下に「並びに消防に関する事務を処理し、もつて、水火災等による災害の防除に資すること」を加える。

第四条第十号の次に次の一号を加える。

十の二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定に基づき、所掌事務に係る法人の設立を許可すること。

第四条第十四号の次に次の五号を加える。

十四の二 地方公共団体の区域の変更に関する処分を受理し、及びこれに関する都道府県知事の処分の届出を受理し、及びこれらの場合において、その旨を告示する

自治庁設置法の一部を改正する法律（一一三）

とともに、関係行政機関に通知すること。

十四の三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定に基づき、都道府県の機関が行なう処分に関する訴願を裁決し、及び都道府県知事の請求に係る審査の裁定を行なうこと。

十四の四 都道府県が加入する地方公共団体の協議会又は組合の設立及び都道府県が行なう機関の共同設置又は事務の委託を許可し、並びにこれらに関する規約の変更を許可し、及び届出を受理すること。

十四の五 合併市町村の建設に関する計画の指導その他市町村の育成及び振興を行なうこと。

十四の六 奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の施行に関する事務を行なうこと。

第四条第十六号中「示すこと」を「示し、並びに町村職員恩給組合連合会の定款及びその変更を認可すること」に改め、同条第二十一号中「内閣総理大臣を通じて」を削り、同条第三十一号を次のように改める。

三十一 削除

第四条第三十四号を次のように改める。

三十四 消防団員等公務災害補償責任共済基金の定款の

変更を認可し、役員を任命し、及び事業計画書等を承認すること。

第四条第三十四号の次に次の二号を加える。

三十四の二 消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）の規定に基づき、市町村の消防施設に対し補助金を交付すること。

三十四の三 前号に掲げるもののほか、消防の組織及び運営に関する制度を企画し、及び立案し、消防職員等の教養訓練を実施し、消防に関する試験研究を行ない、並びに消防施設の整備その他消防の運営に関し指導すること。

第四条に次の一項を加える。

2 自治大臣は、国家行政組織法第十六条第一項及び地方自治法（第二百六十一条を除く。）の規定に基づく内閣総理大臣の権限の行使について、内閣総理大臣に助言その他の援助をすることができ、

第五条及び第六条中「長官官房」を「大臣官房」に改める。

第八条第二項中「庁務」を「省務」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

第九条の見出し及び各号列記以外の部分中「長官官房」を「大臣官房」に改め、同条第二号中「長官」を「大臣」に、「庁印」を「省印」に改め、同条第十七号中「他局」を「他局及び他の機関」に改める。

第十条第一号中「補佐すること」を「助言その他の援助をすること」に改め、同条第三号中「地方自治法」を「地方自治法（第二百六十一条を除く。）の規定」に、「補佐すること」を「助言その他の援助をすること」に改め、同条第五号の次に次の二号を加える。

五の二 合併市町村の建設に関する計画の指導その他市町村の育成及び振興に関すること。

五の三 奄美群島復興特別措置法の施行に関すること。

第十一条に次の一号を加える。

十一 選挙制度調査会の庶務に関すること。

第十三条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

十五 固定資産評価制度調査会の庶務に関すること。

第十七条第七号の二を削る。

第二十三条の三の次に次の一条を加える。

（奄美群島復興審議会）

第二十三条の四 自治省に、奄美群島復興審議会を置く。

2 奄美群島復興審議会の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項については、奄美群島復興特別措置法の定めるところによる。

第二十四条の二の次に次の一条を加える。

（外局）

第二十四条の三 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づき、自治省の外局として消防庁を置く。

2 消防庁の組織、所掌事務及び権限は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の定めるところによる。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

（経過規定）

第二条 この法律の施行の際現に総理府及び自治庁の附属機関である機関並びに国家消防本部に附置されている機関で自治省及び消防庁の相当の附属機関となるものの委員

自治庁設置法の一部を改正する法律（一一三）

員（予備委員を含む。以下この条において同じ。）である者は、それぞれ自治省及び消防庁の相当の附属機関の委員となるものとし、この法律の施行の際現に自治庁及び国家消防本部の職員である者は、別に辞命を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて自治省の職員となるものとする。

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

自治庁設置法の一部を改正する法律（一一三）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第五条 地方自治法の一部を次のように改正する。

本則（第四百四十六條第八項及び第九項、第四百四十六條の二、第四百四十六條の三並びに第二百六十一條を除く。）中「内閣総理大臣」及び「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第二百四十六條の三中「内閣総理大臣は、第二百四十五條の三第一項及び前条第一項の規定による権限の行使のため、」を「内閣総理大臣にあつては前条第一項の規定による権限の行使のため必要があるとき、自治大臣にあつては第二百四十五條の三第一項及び第二百四十六條の規定による権限の行使のため」に改め、同条後段を削る。

第二百六十一條第二項中「その日から」を「直ちに当該法律を添えてその旨を自治大臣に通知し、自治大臣は、その通知を受けた日から」に改め、同条第四項中「その結果を」の下に「自治大臣に報告し、自治大臣は、直ちにその旨を」を加える。

（最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正）

第六条 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三條第二項及び第四十條中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第四十四條第二項中「自治庁の職員」を「自治省の職員」に改める。

（消防組織法の一部改正）

第七条 消防組織法の一部を次のように改正する。

本則中「国家消防本部」を「消防庁」に、「国家消防本部長」を「消防庁長官」に、「総理府令」を「自治省令」に改める。

第二条及び第三条を次のように改める。

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百一十号）第三條第二項の規定に基づき、自治省の外局として消防庁を置く。

第三条 消防庁の長は、消防庁長官とする。

第四条第十六号を次のように改める。

十六 消防団員等公務災害補償責任共済基金法（昭和三十一年法律第七号）の施行に関する事項

第四条の二第一項、第四条の三第一項及び第四条の四第一項中「附置する」を「置く」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

（地方財政法の一部改正）

第八条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第二十一條及び第二十二條中「内閣総理大臣を通じ自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

（国家行政組織法の一部改正）

第九条 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項中「自治庁」を削り、同表中建設省の項の次に次のように加える。

| | |
|-----|-----|
| 自治省 | 消防庁 |
|-----|-----|

（国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正）

第十条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四

自治庁設置法の一部を改正する法律（一一三）

年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中国立国会図書館支部自治庁図書館の項を削り、国立国会図書館支部建設省図書館の項の次に次のように加える。

| | |
|-----------------|-----|
| 国立国会図書館支部自治省図書館 | 自治省 |
|-----------------|-----|

（行政機関職員定員法の一部改正）

第十一条 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表総理府の項中「国家消防本部」一八八人」及び「自治庁」二七〇人」を削り、

| | | | | |
|---|---------|---|---|---------|
| 計 | 二二、五七九人 | を | 計 | 二二、一九一人 |
|---|---------|---|---|---------|

に改め、同表中建設省の項の次に次のように加える。

| | | |
|-----|-----|------|
| 自治省 | 本 | 二七〇人 |
| | 消防庁 | 一一八人 |
| 計 | | 三八八人 |

（総理府設置法の一部改正）

第十二条 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

自治庁設置法の一部を改正する法律（一一三）

第十五条第一項の表中奄美群島復興審議会の項を削る。

第十七条中「自治庁」を削る。

第十八条の表中自治庁の項を削る。

（公職選挙法の一部改正）

第十三条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

「自治庁長官」を「自治大臣」に、「自治庁の職員」を「自治省の職員」に改める。

第五条の二第十六項中「自治庁選挙局」を「自治省選挙局」に改める。

第百八条第一項第一号中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改め、「当選人の住所及び氏名を」の下に「内閣総理大臣に報告し、内閣総理大臣は、直ちにこれを」を加える。

第百十一条第一項第一号及び第二号中「通知を受けた」を「通知があつた」に、「内閣総理大臣から」を「内閣総理大臣は自治大臣に通知し、自治大臣は」に改める。

第百九十二条第四項中「総理府令」を「自治省令」に改める。

（町村職員恩給組合法の一部改正）

第十四条 町村職員恩給組合法（昭和二十七年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「自治庁」を「自治省」に改める。

第六条の六中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第七条第四項及び第五項中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

（電源開発促進法の一部改正）

第十五条 電源開発促進法（昭和二十七年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 自治大臣

（自治大学設置法の一部改正）

第十六条 自治大学設置法（昭和二十八年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「自治庁」を「自治省」に改める。

第六条第二項中「自治庁長官」を「自治大臣」に改め、同条第三項中「総理府令」を「自治省令」に改める。

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正）

第十七条 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「内閣総理大臣及び大蔵大臣」を「大蔵大臣及び自治大臣」に改め、同条第二項を削る。

（奄美群島復興特別措置法の一部改正）

第十八条 奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

本則並びに別表第一及び別表第二中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

第七条第一項中「総理府」を「自治省」に改める。

第十一条を次のように改める。

（復興計画に基づく事業の予算の見積り等の事務の所管）

第十一条 復興計画に基づく事業の予算に関する見積り及び予算の執行（第五条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による工事に係る予算の自治庁設置法の一部を改正する法律（一一三）

執行を除く。）に関する国の事務は、自治省において掌理する。

（市町村職員共済組合法の一部改正）

第十九条 市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

本則中「自治庁長官」を「自治大臣」に、「総理府令」を「自治省令」に改める。

附則第二十項中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第二十条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

本則（第二条第一項、第三条第一項及び第三項並びに第五条を除く。）中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第十九条第二項中「総理府令」を「自治省令」に改める。

（消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部改正）

第二十一条 消防団員等公務災害補償責任共済基金法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正す

る。

本則中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に、「総理府令」を「自治省令」に改める。

附則第十条中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に、「国家消防本部」を「消防庁」に改める。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
第二十二條 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第八條第二項中「自治庁長官」を「自治大臣」に改め、第五十二條第四項中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

（新市町村建設促進法の一部改正）

第二十三條 新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

本則（第二十七條第十三項、第二十八條第一項及び第二十九條の二第一項を除く。）中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

第二十三條第一項中「総理府令」を「自治省令」に改める。

（国土開発縦貫自動車道建設法の一部改正）

第二十四條 国土開発縦貫自動車道建設法（昭和三十一年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十三條第三項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 自治大臣

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二十五條 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「総理府（内閣を含む。）、各省」を「総理府（内閣及び自治省を含む。）、各省（自治省を除く。）」に改める。

第三条第二項第一号イ中、「都道府県警察に属する警視正以上の階級にある警察官及び国家消防本部に属する職員」を「及び都道府県警察に属する警視正以上の階級にある警察官」に改める。

第八條中「各省大臣」を「各省大臣（自治大臣を除く。）」に、「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。
第百二條第一項中「各省各庁の長」を「各省各庁の長（自治大臣を含む。）」に改める。

第二十六條

總理府（内閣及び自治省を含む。）に所属する職員（この法律による改正後の国家公務員共済組合法第三条第二項第一号に掲げる職員を除く。）をもつて組織される組合は、政令で定めるところにより、国家消防本部に属していた職員に係る権利義務をこの法律による改正前の国家公務員共済組合法第三条第二項第一号に掲げる職員をもつて組織する組合から承継するものとする。

（港灣法等の一部改正）

第二十七條 次に掲げる法律の規定中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

一 港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）

二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）

三 公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）

（当せん金附証票法等の一部改正）

第二十八條 次に掲げる法律の規定中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

一 当せん金附証票法（昭和二十三年法律第四百四十四号）

二 競馬法（昭和二十三年法律第五百十八号）

自治庁設置法の一部を改正する法律（一一三）

三 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）

四 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）

五 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）

六 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）

七 日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）

八 愛知用水公団法（昭和三十年法律第四百十一号）

九 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）

十 森林開発公団法（昭和三十一年法律第八十五号）

十一 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和三十二年法律第四百号）

十二 東北開発促進法（昭和三十二年法律第一百十号）

十三 労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第二百六十六号）

十四 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律第七十二号）

十五 首都圏市街地開発区域整備法（昭和三十三年法律第九十八号）

十六 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の

自治庁設置法の一部を改正する法律（一一三）

四二八

- 標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）
- 十七 昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律（昭和三十三年法律第八十九号）
 - 十八 九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第六十号）
 - 十九 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律（昭和三十四年法律第七十五号）
 - 二十 四国地方開発促進法（昭和三十五年法律第六十三号）

（水防法等の一部改正）

第二十九条 次に掲げる法律の規定中「国家消防本部長」を「消防庁長官」に改める。

- 一 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）
 - 二 建築基準法（昭和二十五年法律第二十一号）
 - 三 耐火建築促進法（昭和二十七年法律第六十号）
- （地方公務員法等の一部改正）

第三十条 次に掲げる法律の規定中「自治庁」を「自治省」に改める。

- 一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）
 - 二 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）
- （国家公務員法等の一部改正）

第三十一条 次に掲げる法律の規定中「国家消防本部」を「消防庁」に改める。

- 一 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）
 - 二 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）
 - 三 有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）
 - 四 公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）
- （行政書士法等の一部改正）

第三十二条 次に掲げる法律の規定中「総理府令」を「自治省令」に改める。

- 一 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）
- 二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十九号）
- 三 入場譲与税法（昭和二十九年法律第二百二号）
- 四 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定

の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百八十八号）

第三十三条 この法律の施行前に、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律が施行されないときは、前条第二号中「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」とあるのは、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」と変更して同条の規定を適用する。

（地方公営企業法等の一部改正）

第三十四条 次に掲げる法律の規定中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に、「総理府令」を「自治省令」に改める。

- 一 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）
 - 二 消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）
- （政治資金規正法等の一部改正）

自治庁設置法の一部を改正する法律（一一三）

第三十五条 次に掲げる法律の規定中「自治庁長官」を「自治大臣」に、「総理府令」を「自治省令」に改める。

- 一 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）
 - 二 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）
 - 三 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭和二十九年法律第四十二号）
 - 四 地方道路譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）
 - 五 特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）
 - 六 中小企業の資産再評価の特例に関する法律（昭和三十三年法律第百三十八号）
 - 七 行政書士法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第八十六号）
- （地方税法等の一部改正）

第三十六条 次に掲げる法律の規定中「自治庁長官」を「自治大臣」に、「総理府令」を「自治省令」に、「自治庁の職員」及び「自治庁職員」を「自治省の職員」に改める。

- 一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
- 二 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）

四二九

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律

(昭和三十五年六月三十日法律第百十四号)

(起債の特例)

第一条 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合においては、昭和三十五年度に限り、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができ、

一 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で命令で定めるものの当該災害のための減免であつて、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補う場合

二 当該災害に係る災害救助対策、伝染病予防対策その

他これらに類する命令で定める災害対策に通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

(地方債の引受け)

第二条 前条の地方債は、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつてその全額を引き受けるものとする。

2 前項の場合における利息の定率及び償還の方法は、政令で定める。

(起債許可についての協議)

第三条 自治大臣は、第一条の規定による地方債について地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十条の規定による許可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。この場合において、当該地方債が簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるものであるときは、あわせて郵政大臣と協議しなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 自治庁設置法の一部を改正する法律(昭和三十五年法

律第百十三号)が施行されるまでの間は、第三条中「自治大臣」とあるのは、「自治庁長官」と読み替へるものとする。

建設省設置法の一部を改正する法律

(昭和三十五年七月一日法律第百十五号)

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 公共用地取得制度に関する調査を行なうこと。

第三条第二十六号の二中「日本原子力研究所」の下に「国民金融公庫、農林漁業金融公庫」を加え、同条第二十六号の五中「並びに」を削り、「行うこと」を「行ない、並びに建設工用機械技能者の養成及び訓練を行なうこと」に改める。

第四条第二項中「前条第二十三号の五に規定する事務の

建設省設置法の一部を改正する法律(一一五)

うち日本住宅公団の経営一般の監督に関するもの、同条第二十五号」を「前条第二十五号」に改め、同条第三項中「及び第十七号」を「第十七号及び第十七号の二」に改め、同条第六項中「のうち」の下に「日本住宅公団の経営一般の監督に関するもの並びに」を加え、同条第七項中「第二十六号の二」の下に「第二十六号の四」を加える。

第五条の三第一項中「関するもの」の下に「並びに日本住宅公団の業務で土地区画整理事業及び水面埋立事業以外の事業に係るものに関するもの」を加える。

第六条及び第七条(第七条の見出しを含む)中「地理調査所」を「国土地理院」に改める。

第八条第一項中「第九号」の下に「第九号の二」を、「第十一号」の下に「第十一号の二」を加える。

第九条の二第一項中「関するもの」の下に「同条第二十六号の五に規定する事務のうち建設工用機械技能者の養成及び訓練に関するもの並びに同条第一号の二に規定する事務のうち産業開発青年隊の幹部の訓練に関するもの」を加える。

第十条第一項の表中河川審議会の項の次に次のように加

える。

公共用地取得制度調査

建設大臣の諮問に応じて公共用地取得制度に関する重要事項を調査審議し、又は当該事項について関係行政機関に建議すること。

第十三条第二項中「、第二号（営繕工事に係るものを除く。）、第二号の二」を削り、「第五号までに掲げる事務」の下に「並びに同条第二号及び第二号の二に掲げる事務（営繕工事に係るものを除く。）」を加え、同条第三項中「、第二号（営繕工事に係るものに限る。）」を削り、「事務」の下に「並びに同条第二号及び第二号の二に掲げる事務のうち営繕工事に係るもの」を加える。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 第十条第一項の表に掲げる附属機関のうち、

公共用地取得制度調査会は、昭和三十六年三月三十一日
まで置かれるものとする。

附則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
（測量法等の一部改正）
- 2 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の一部を次

のように改正する。

第四条中「建設省地理調査所」を「建設省国土地理院」に改める。

第一章から第五章まで並びに附則第七項及び第九項中「地理調査所」を「国土地理院」に改める。

3 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項の表測定単位の数値の算定の基礎の欄中「建設省地理調査所」を「建設省国土地理院」に改める。

4 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第一百一条第一項中「地理調査所」を「国土地理院」に改める。

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律

（昭和三十五年七月一日
法律第百十六号）

母子福祉資金の貸付等に関する法律（昭和二十七年法律第三百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

4 この法律において「母子福祉団体」とは、配偶者のない女子であつて民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により現に児童を扶養している者（以下「配偶者のない女子」であつて現に児童を扶養している者」という。）の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人又は民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、その理事の過半数が配偶者のない女子であるものをいう。

第三条第一項中「配偶者のない女子であつて、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により現に児童を扶養している者（以下「配偶者のない女子」であ

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律（一一六）

つて現に児童を扶養している者」という。）を「配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者」に、「生業資金」を「事業開始資金」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三条の二 都道府県は、政令で定める事業を行なう母子福祉団体であつて、その事業に使用される者が主として配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者であるものに対し、当該事業につき、事業開始資金及び事業継続資金を貸し付けることができる。

2 前項の規定により母子福祉団体が事業開始資金又は事業継続資金の貸付けを受けようとするときは、当該母子福祉団体の理事の全員が連帯債務を負担する借主として加わらなければならない。

第四条中「前条」を「前二条」に改め、同条第一号中「生業資金」を「事業開始資金」に改め、「十万円以内」の下に「母子福祉団体に対する貸付けについては、百万円以内」を加え、同条第五号中「三万円以内」の下に「母子福祉団体に対する貸付けについては、三十万円以内」を加える。

第五条第一項中「生業資金」を「事業開始資金」に改め、

「住宅補修資金については」の下に「据置期間経過後」を加え、同条第二項中「年三分」の下に「母子福祉団体に対する貸付金については、年五分」を加え、同条第三項中「生業資金」を「事業開始資金」に改め、「事業継続資金」の下に「及び住宅補修資金」を加え、同条に次の一項を加える。

4 事業開始資金、事業継続資金又は住宅補修資金の貸付金であつて、災害による被害を受けた者に対し、当該災害による被害を受けた日から一年以内に貸し付けられるものについては、前項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その据置期間を、貸付けの日から二年をこえない範囲内において延長することができる。

第六条中「貸付金」の下に「(第三条の二第一項の規定による貸付金を除く。)」を加える。

第七条の次に次の一条を加える。
(母子福祉団体に対する監督等)

第七条の二 第三条の二第一項の規定による貸付金の貸付けを受けた母子福祉団体は、当該貸付けの対象となつた事業の経理及び収益の処分については、政令の定めるところに従わなければならない。

2 第三条の二第一項の規定により、母子福祉団体に対する貸付けがなされたときは、都道府県知事は、その貸付けの目的が有効に達せられることを確保するため、当該母子福祉団体に対して、次の各号に掲げる権限を有する。

- 一 貸付けの対象となつた事業の状況に関し、報告をさせ、又は当該都道府県の職員に当該母子福祉団体の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること。
- 二 貸付けの対象となつた事業の運営が、その貸付けの目的に照らして不適當であると認める場合において、その事業の運営を改善すべき旨を勧告すること。
- 三 当該母子福祉団体の理事が法令若しくはこれに基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは寄附行為に違反した場合において、当該理事を解職すべき旨を勧告すること。

第八条に次の四号を加える。

- 四 貸付金の貸付けを受けた者が母子福祉団体である場合において、その団体が母子福祉団体でなくなつたとき。

五 貸付金の貸付けを受けた者が母子福祉団体である場合において、その団体が貸付けの対象となつた事業を廃止したとき。

六 貸付金の貸付けを受けた者が母子福祉団体である場合において、貸付けの対象となつた事業が主として配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者を使用するものでなくなつたとき。

七 貸付金の貸付けを受けた者が母子福祉団体である場合において、その団体が前条第一項の規定に違反し、又は同条第二項の規定による都道府県知事の措置に従わず、若しくは同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

2 母子福祉団体に対する貸付金につき、前項の規定により一時償還の請求がなされたときは、当該貸付金の貸付けを受けた者は、政令の定めるところにより計算した金額を都道府県に納付しなければならぬ。

第九条第二項中「第八条の二第一項の規定により納付を命ぜられた者」を「第八条第二項又は第八条の二第一項の規定により納付金を納付すべき者」に、「納付を命ぜられた

金額」を「納付すべき金額」に改める。

第十条の二第一項第一号のように改める。

- 一 災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない事由により、貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるとき。

第十二条第二項中「利子、」の下に「第八条第二項又は」を加える。

第十五条第五項を削る。

第十六条第一項中「児童を扶養している者」の下に「又は母子福祉団体」を加え、同条第二項中「みずからその業務に従事しなければならぬ。」を「みずからその業務に従事し、又は当該母子福祉団体が使用する配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者」にその業務に従事させなければならぬ。」に改め、同条第三項中「児童を扶養している者」の下に「及び母子福祉団体」を加える。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律(一一六)

第十条中第七号の二を削り、第七号の三を第七号の二とし、第七号の四を第七号の三とする。

第三十六条中「第十条第七号の二の規定及び同条第八号の規定」を「第十条第八号の規定」に改める。

3 補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和二十九年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第九条から第十一条までを次のように改める。

第九条から第十一条まで 削除

4 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法(昭和三十四年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

消防法の一部を改正する法律

(昭和三十五年七月二日)
法律 第一百七号

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督その他防火管理上必要な業務を行なわなければならない。

前項の政令で定める防火対象物の管理について権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

これを解任したときも、同様とする。

第二章中第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二 別表で定める数量未満の危険物、油かすその他政令で定める危険物に準ずる可燃性の物品又はわら製品、木毛その他これらに類する物品で火災が発生した場合にその拡大がすみやかであり、若しくは消火の活動が著しく困難となるものの貯蔵又は取扱いの技術上の基準は、市町村条例でこれを定める。

第十条中「貯蔵所以外の場所」を「貯蔵所(車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所を含む。以下同じ。)」以外の場所」に改める。

第十七条を次のように改める。

第十七条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める技術上の基準に従って、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設(以下「消防用設備等」という。)を設置し、及び維持しなければならない。

市町村は、その地方の気候又は風土の特殊性により、前項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令又はこ

消防法の一部を改正する法律(一一七)

れに基づく命令の規定のみによつては防火の目的を十分に達し難いと認めるときは、条例で、同項の消防用設備等の技術上の基準に関して、当該政令又はこれに基づく命令の規定と異なる規定を設けることができる。

第十七条の次に次の三条を加える。

第十七条の二 前条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の際、現に存する同条第一項の防火対象物における消防用設備等(消火器、避難器具その他政令で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の同条同項の防火対象物に係る消防用設備等がこれらの規定に適合しないときは、当該消防用設備等については、当該規定は、適用しない。この場合においては、当該消防用設備等の技術上の基準に関する従前の規定を適用する。

前項の規定は、消防用設備等で左の各号の一に該当するものについては、適用しない。

一 前条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定

に基づく条例を改正する法令による改正(当該政令若しくは命令又は条例を廃止すると同時に新たにこれに相当する政令若しくは命令又は条例を制定することを含む。)後の当該政令若しくは命令又は条例の規定の適用の際、当該規定に相当する従前の規定に適合していないことにより同条第一項の規定に違反している同条同項の防火対象物における消防用設備等

二 工事の着手が前条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の後である政令で定める増築、改築又は大規模の修繕若しくは模様替えに係る同条第一項の防火対象物における消防用設備等

三 前条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定に適合するに至つた同条第一項の防火対象物における消防用設備等

第十七条の三 前条に規定する場合のほか、第十七条第一項の防火対象物の用途が変更されたことにより、当該用途が変更された後の当該防火対象物における消防用設備

三 第十七条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定に適合するに至つた同条第一項の防火対象物における消防用設備等

第十七条の四 消防長又は消防署長は、第十七条第一項の防火対象物における消防用設備等が同条同項の政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例で定める技術上の基準(第十七条の二第一項前段又は前条第一項前段に規定する場合にあつては、それぞれ第十七条の二第二項後段又は前条第一項後段の規定により適用されることとなる技術上の基準とする。)に従つて設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、当該技術上の基準に従つてこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができ

第四十二条第一項各号列記以外の部分中「これを六箇月」を「六月」に改め、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 第十七条の四の規定による命令に違反して消防用設備の一部を改正する法律(一一七)

等がこれに係る同条同項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定に適合しないこととなるときは、当該消防用設備等については、当該規定は、適用しない。この場合においては、当該用途が変更される前の当該防火対象物における消防用設備等の技術上の基準に関する規定を適用する。

前項の規定は、消防用設備等で左の各号の一に該当するものについては、適用しない。

一 第十七条第一項の防火対象物の用途が変更された際、当該用途が変更される前の当該防火対象物における消防用設備等に係る同条同項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定に適合していないことにより同条第一項の規定に違反している当該防火対象物における消防用設備等

二 工事の着手が第十七条第一項の防火対象物の用途の変更の後である政令で定める増築、改築又は大規模の修繕若しくは模様替えに係る当該防火対象物における消防用設備等

備等を設置しなかつた者

第四十三条第一項を次のように改める。

第四十三条 左の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定に違反して防火管理者を定めなかつた者

二 第十条第三項の規定に違反した者

三 第十六条の規定に違反した者

第四十四条第三号中「第十三条第二項」を「第八条第二項、第十三条第二項」に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 第十七条の四の規定による命令に違反して消防用設備等の維持のため必要な措置をしなかつた者

第四十五条中「人の業務に関し」の下に「、第八条」を加え、「又は第十六条」を「、第十六条又は第十七条の四」に改める。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条 第九条の二の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、五千円以下の罰金に処する旨の規定

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律（一一八）

四四〇

を設けることができる。

附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 この法律による改正後の消防法（以下「新法」という。）第八条第一項の政令で定める防火対象物の管理について権原を有する者は、この法律の施行の日から起算して一年間は、同条同項の規定にかかわらず、同条同項の政令で定める資格を有しない者のうちから防火管理者を定めることができる。
- 3 この法律の施行の際、現に存する新法第十七条第一項の防火対象物における消防用設備等又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中である同条同項の防火対象物に係る消防用設備等と同法第十七条の二第一項の消火器、避難器具その他政令で定めるものについては、この法律の施行の日から起算して二年間は、当該防火対象物の関係者が命令で定めるところにより消防長（消防長を置かない市町村においては市町村長）又は消防署長に届け出た場合限り、同法第十七条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこ

れに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定のうち当該消防用設備等に係る部分は、適用しない。この場合において、当該消防用設備等の技術上の基準については、なお従前の例による。

石油及び可燃性天然ガス資源 開発法の一部を改正する法律

（昭和三十五年七月十四日
法律第百十八号）

石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条及び第十六条第三号中「溶解ガス」を「ガス」に改める。

第十九条第一項中「溶解ガス」を「ガス」に改め、「鉱業権者」の下に「又は租鉱権者」を加え、同条第二項中「溶解ガス」を「ガス」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

- 2 この法律の施行前に第十六条の規定による交付の決定があつた補助金については、なお従前の例による。

昭和三十五年五月のチリ地震 津波による災害を受けた中小 企業者に対する資金の融通に 関する特別措置法

（昭和三十五年七月十四日
法律第百十九号）

（目的）

第一条 この法律は、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者について、その事業の再建に必要な資金（以下「再建資金」という。）の融通を円滑にするため、商工組合中央金庫の貸付利率の引下げのため、措置を定めることにより、その事業の再建を促進し、経営の安定を図ることを目的とする。

（定義）

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する特別措置法（一一九）

第二条 この法律において、「指定被害中小企業者」とは、次に掲げる者で政令で定めるものをいう。

- 一 政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、前条の災害を受けた中小企業者及び中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体（以下「中小企業者団体」という。）
- 二 中小企業者団体であつて、その直接又は間接の構成員のうち前号に掲げる者を含むもの

（商工組合中央金庫に対する利子補給）

第三条 政府は、商工組合中央金庫が指定被害中小企業者に対して再建資金の貸付けを行なうときは、政令で定めるところにより、当該貸付けにつき貸付け後三年間を限り利子補給金を支給する旨の契約を商工組合中央金庫と結ぶことができる。

（利子補給の対象となる貸付け）

第四条 前条の契約による利子補給金の支給の対象となる貸付けは、商工組合中央金庫が指定被害中小企業者に対して昭和三十五年十月三十一日（再建資金の融通に関し特に必要がある場合において、政令で同日後の日を指定したときは、その日）までに行なう再建資金の貸付け

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法(一一九)

あつて、その全部又は一部の利率が年六分五厘であるものとし、その利子補給金の支給の対象となる金額は、指定被害中小企業者ごとに、その利率によつて貸し付けた額(その額が次の各号に規定する貸付けの区分に応じ当該各号に掲げる金額をこえるときは、当該金額)以内の額とする。

- 一 指定被害中小企業者(中小企業者団体を除く。)に対する貸付けについては、五十万円(その指定被害中小企業者の直接又は間接に所属する中小企業者団体が当該指定被害中小企業者に対し転貸する再建資金の貸付けを受けている場合において、その転貸する額のうち利子補給金の支給の対象となる額があるときは、その対象となる額を控除した金額)
- 二 中小企業者団体に対する貸付け(次号の貸付けを除く。)については、百五十万円
- 三 中小企業者団体に対する再建資金であつて、その直接又は間接の構成員たる指定被害中小企業者(以下この条において「被害構成員」という。)に転貸されるもの(以下次項において「転貸資金」という。)の貸付けについては、それぞれの被害構成員に転貸する金額の

うち五十万円(その被害構成員が再建資金の貸付けを受けている場合において、そのうちに利子補給金の支給の対象となる額があるとき、又はその直接若しくは間接に所属する他の中小企業者団体が当該被害構成員に対し転貸する再建資金の貸付けを受けている場合において、その転貸する額のうち利子補給金の支給の対象となる額があるときは、その対象となる額を控除した金額)までの額に相当する金額の合計額

2 転貸資金の貸付けを受ける中小企業者団体がその転貸資金を被害構成員に転貸する場合において、その利率が年六分五厘をこえるときは、そのこえる率により転貸した金額は、前項の利子補給金の支給の対象となる金額には含まれないものとする。

3 政府が前条の契約による利子補給金の支給の対象とすることができる金額の総額は、二億五千万円を限度とする。

(利子補給金の支給額)

第五条 第三条の契約により政府が支給する利子補給金の額は、商工組合中央金庫が貸し付けた再建資金の額のうち利子補給金の支給の対象となる金額につき前条第一項

に規定する利率により計算した利子の額と、当該利子補給金の支給の対象となる金額につき商工組合中央金庫がその貸付けと同種類の貸付けを行なう場合における通常の利率により計算した利子の額との差額に相当する金額とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

運輸省設置法の一部を改正する法律

(昭和三十五年七月十九日法律第百二十号)

運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

- 目次中「(第三十九条―第五十五条)」を「(第三十九条―第五十五条の三)」に改める。
- 第二十一条に次の二項を加える。
- 5 海運局に、国内旅客船公団監理官一人を置く。
- 6 国内旅客船公団監理官は、命を受けて、第二十三条第運輸省設置法の一部を改正する法律(一一〇)

一項第三号の二に規定する事務を行なう。

第二十七条第一項中第十三号を次のように改め、第十三号の二を削る。

十三 鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の安全の確保及び運転事故に関すること。

第二十七条第一項第十六号中「鉄道」を「日本国有鉄道の監督その他鉄道」に改める。

第三十八条第一項の表中

「鉄道建設審議会」運輸大臣の号)に定めるを

「鉄道建設審議会」運輸大臣の諮問に依りて鉄道敷設法(大正十一年法律第三十七号)に定める日本国有鉄道の敷設に関する事項を調査すること。

自動車審議会

運輸大臣の諮問に依りて自動車に関する施策に関する重要事項を調査審議すること。

改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の表に掲げる附属機関のうち、自動車審議会は、昭和三十六年三月三十一日まで置かれるものとす

る。

第五十一条第一項中第一号の二を第一号の三とし、第一号を第一号の二とし、第一号として次の一号を加える。

一 日本国有鉄道の監督に関すること。
第五十一条第一項中第三号を次のように改め、第三号の二を削る。

三 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の安全の確保及び運転事故に関すること。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

船員保険法の一部を改正する法律

法律

（昭和三十五年七月十九日）
法律第百二十一号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項を次のように改め、同条第二項中「前項各号ニ掲グル場合ノ外」を「前項ニ規定スル場合ノ外」

に改める。

職務外ノ事由ニ因ル同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関スル療養ノ給付及傷病手当金ノ支給ハ療養ノ給付開始後三年ヲ経過シタルトキハ之ヲ為サズ

第四十条第一項中「被保険者ノ資格喪失前ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ガ」の下に「職務上ノ事由ニ因ルモノナルトキハ治癒シタル場合職務外ノ事由ニ因ルモノナルトキハ」を加える。

第四十二条ノ三第一項中「疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日ヨリ起算シテ三年以内ニ」を削る。

第五十条第三号中「第四十二条ノ三第一項ノ規定ニ依ル期間内ニ」を削る。

第五十条ノ二第一項第三号中「第四十二条ノ三第一項ノ規定ニ依ル期間内ニ」を削り、「五月分」の下に「（職務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因リ死亡シタル場合ニ於テ当該疾病又ハ負傷ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日ヨリ起算シテ三年ヲ経過シタル後ニ死亡シタルトキハ最終標準報酬月額ノ二月半分）」を加える。

第五十条ノ六第二号中「第四十二条ノ三第一項ノ規定ニ

依ル期間内ニ」を削り、「同条各項」を「第四十二条ノ三各項」に改める。

第五十八条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

国庫ハ前二項ニ規定スル費用ノ外政令ノ定ムル所ニ依リ職務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ノ内政令ノ定ムルモノニ付療養ノ給付開始後三年ヲ経過スルモ治癒セザル場合ニ於ケル療養ノ給付、療養費及傷病手当金ニ要スル費用並ニ職務上ノ事由ニ因ル障害年金（別表第四上欄ニ定ムル廃疾ノ程度一級乃至三級ニ該当スルモノニ限ル）ニ要スル費用ニシテ船員法第九十二条ニ規定スル障害手当ニ相当スルモノヲ超ユルモノニ要スル費用ノ一部ヲ負担ス

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この法律の施行前に職務上の事由による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に關シこの法律による改正前の第三十一条第一項第一号に掲げる事由に該当するに至つた者の当該疾病又は負傷に關する療養の給付及び傷病

船員保険法の一部を改正する法律（一一一）

手当金の支給については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、昭和三十年七月二十九日以後職務上の事由による外傷性せき髄障害（旧けい肺及び外傷性せき髄障害に關する特別保護法（昭和三十年法律第九十一号）第二条第一項第四号に規定する外傷性せき髄障害をいう。）に關シこの法律による改正前の第三十一条第一項第一号に掲げる事由に該当し、かつ、この法律の施行の際まだ当該外傷性せき髄障害がなおつていない者であつて、この法律の施行後三箇月以内に、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出たものに対しては、当該外傷性せき髄障害に關シ、その届出をした日から当該外傷性せき髄障害がなおるまでの間、療養の給付（療養費の支給を含む。）及び傷病手当金の支給を行なうものとする。

4 前項の規定による届出をした者に対しては、当該外傷性せき髄障害がなおるまでの間、当該外傷性せき髄障害に係る障害年金の支給を停止する。この場合において、第四十三条及び厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第十七号）第二十条の規定の適用に關シては、その者は、その間、当該障害年金を受ける権利を

有しないものとみなす。

5 職務上の事由による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき療養の給付を受けた日から起算してこの法律の施行前に三年を経過した被保険者又は被保険者であつた者の当該疾病又は負傷による死亡に関しては、この法律による改正後の第四十二条ノ三第一項及び第五十条第三号の規定は、適用しない。

6 この法律による改正後の第五十八条第三項に規定する事項については、社会保障に関する制度全般の調整の機会において検討するものとし、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律

（昭和三十五年七月二十三日）
法律 第百二十二号

繊維工業設備臨時措置法（昭和三十一年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十一条の三」に改める。
第二条第一項中「（別表第一に掲げるものをいう。以下同じ。）」を「（別表第一に掲げるものをいう。第四十条第一項及び第四十一条第一項を除き、以下同じ。）」に改める。
第九条第一項中「昭和三十七年度」を「昭和四十年」に改める。

第十条第一項第三号及び第十条の二第二項中「共同行為に基いて」を「共同行為に基づき、又は第二十七条の二の規定による命令により」に改める。
第二十一条を次のように改める。

（使用の停止等）

第二十一条 通商産業大臣は、第二条の規定に違反して、同条の登録を受けないで精紡機、織物幅出機又は紡糸機を糸の製造、織物の加工又は化学繊維の製造の用に供したときは、その者に対し、期間を定めてその者が使用している精紡機、織物幅出機又は紡糸機であつて同条の登録を受けていないものの全部又は一部を封印し、又は格納すべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、第二条の登録を受けた者が第四条の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間

を定めてその精紡機、織物幅出機若しくは紡糸機を糸の製造、織物の加工若しくは化学繊維の製造の用に供することを停止すべきことを命ずることができる。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による処分をしたときは、その旨を公表することができる。

第二十四条第一項中「昭和三十七年度」を「昭和四十年」に改め、「必要な資金の額」の下に「、当該年度における繊維製品の需給状況、繊維製品の輸出入見込み」を加える。

第二十七条の次に次の二条を加える。

（精紡機等の過剰設備の処理会令）

第二十七条の二 通商産業大臣は、第二十四条第一項の規定により精紡機、織物幅出機又は紡糸機の処理に関する共同行為を実施すべきことを指示した場合において、当該指示に係る者の三分の二以上がその共同行為を実施しており、かつ、当該指示に係るその他の者の事業活動が第一条の目的を達成するのに著しく障害となつており、このような状態が継続することは、繊維工業の合理化に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、繊維工業設

繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律（一二二）

備審議会の意見をきいて、当該指示に係るすべての者に対し、当該指示の内容（当該指示の内容に精紡機、織物幅出機又は紡糸機の廃棄に関する条項がある場合には、当該条項を除く。）に従い、当該指示に係る精紡機、織物幅出機又は紡糸機の一部を格納その他の方法により処理すべきことを通商産業省令をもつて命ずることができる。

（命令の変更又は取消し）

第二十七条の三 通商産業大臣は、前条の規定による命令をした後において、その命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。

第二十九条第一項中「指示をしようとするとき」を「指示をし、又は第二十七条の二の規定による命令をしようとするとき」に改め、同条第二項中「第二十六条第一項」の下に「若しくは第二十七条の三」を加える。
第三章中第三十一条の次に次の二条を加える。

（使用の停止等）

第三十一条の二 通商産業大臣は、第二条の登録を受けた者が第二十七条の二の規定による命令に違反したとき

は、その者に対し、期間を定めて当該命令に係る登録の区分に属する精紡機、織物幅出機又は紡糸機の全部又は一部を糸の製造、織物の加工又は化学繊維の製造の用に供することを停止すべきことを命ずることができる。

2 第二十一条第三項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

（苦情の申出）

第三十一条の三 第二十四条第一項の規定による指示に係る共同行為の実施に関し苦情のある者は、通商産業大臣に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出をすることができる。

第四十七条第一号を削り、同条第二号中「第二十一条」を「第二十一条第二項」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条を第四十七条の二とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。

第四十七条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十一条第一項の規定による命令に違反した者
- 二 第三十一条の二第一項の規定による命令に違反した者

第五十条中「前三条」を「前四条」に改める。

附則第二項中「五年」を「九年」に改める。

別表第一第三号、第六号及び第八号中「及びビスコース繊維」を「、ビスコース繊維及び銅アンモニヤ繊維」に改め、同表第十五号中「ビスコース繊維」を「ビスコース繊維及び銅アンモニヤ繊維」に改め、同表第十七号中「及びビスコース繊維」を「、ビスコース繊維及び銅アンモニヤ繊維」に改める。

別表第二第二号中「ビスコース繊維」を「ビスコース繊維及び銅アンモニヤ繊維」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

身体障害者雇用促進法

（昭和三十五年七月二十五日法律第百二十三号）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 職業紹介等（第三条―第五条）

第三章 適応訓練（第六条―第十条）

第四章 雇用（第十一条―第十五条）

第五章 身体障害者雇用審議会（第十六条―第二十二條）

第六章 雑則（第二十三条・第二十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、身体障害者が適当な職業に雇用されることを促進することにより、その職業の安定を図ることを目的とする。

（定義）

身体障害者雇用促進法（一一三）

第二条 この法律において「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の欠陥がある者をいう。

2 この法律において「特定職種」とは、労働能力はあるが、身体上の欠陥の程度が著しく重いため、通常の職業に就くことが特に困難である身体障害者の能力にも適合すると認められる政令で定める職種をいう。

3 この法律において「重度障害者」とは、前項に規定する身体障害者をいい、その範囲は、特定職種ごとに政令で定める。

4 この法律において「職員」とは、国若しくは地方公共団体又は日本専売公社、日本国有鉄道若しくは日本電信電話公社の機関に常時勤務する職員であつて、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第三項第一号から第十一号までに掲げる職員、警察官、船員である職員その他政令で定める職員以外のものをいう。

5 この法律において「労働者」とは、坑内労働者、船員その他労働省令で定める労働者以外の労働者をいう。

第二章 職業紹介等

（求人条件等）

第三条 公共職業安定所は、正当な理由がないにもかかわ

らず身体障害者でないことを条件とする求人の申込みを受理しないことができる。

2 公共職業安定所は、身体障害者によるその能力に適合する職業を紹介するため必要があるときは、求人者に対して、身体的条件その他の求人者の条件について指導するものとする。

3 公共職業安定所は、身体障害者について職業紹介を行なう場合において、求人者から求めがあるときは、その有する当該身体障害者の職業能力に関する資料を提供するものとする。

（就職後の指導）

第四条 公共職業安定所は、その紹介により就職した身体障害者に対して、就職後においても、その作業の環境に適応させるため必要な指導を行なうことができる。

（雇用主に対する助言）

第五条 公共職業安定所は、身体障害者を雇用し又は雇用しようとする者に対して、能力検査、配置、作業設備、作業補助具その他身体障害者の雇用に関する技術的事項について助言することができる。

第三章 適応訓練

（適応訓練）

第六条 都道府県は、必要があると認めるときは、求職者である身体障害者について、その能力に適合する作業の環境に適応することを容易にすることを目的として、適応訓練を行なうものとする。

2 適応訓練は、前項に規定する作業でその環境が標準的なものであると認められるものを行なう事業主に委託して実施するものとする。

（あつせん）

第七条 公共職業安定所は、身体障害者に対して、適応訓練を受けることについてあつせんするものとする。

（適応訓練を受ける者に対する措置）

第八条 適応訓練は、無料とする。

2 都道府県は、適応訓練を受ける身体障害者に対して、手当を支給することができる。

（経費の補助）

第九条 国は、都道府県が適応訓練を行なう場合においては、当該都道府県に対して、予算の範囲内で、その経費の一部を補助することができる。

（労働省令への委任）

第十条 この章に規定するもののほか、訓練期間その他適応訓練の基準については、労働省令で定める。

第四章 雇用

（雇用に関する国等の義務）

第十一条 国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行なう者を除く。以下同じ。）並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の総裁（以下「任命権者等」という。）は、職員の採用について、当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行なう者に係る機関を含む。以下同じ。）に勤務する身体障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、政令で定める身体障害者雇用率を乗じて得た数（一人未満の端数は、切り捨てる。）未満である場合には、身体障害者である職員の数がその身体障害者雇用率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、身体障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

（採用状況の通報等）

第十二条 任命権者等は、政令で定めるところにより、前条の計画及びその実施状況を労働大臣（市町村の任命権者にあつては、都道府県知事。以下次項において同じ。）

身体障害者雇用促進法（一二三）

に通報しなければならない。

2 労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前条の計画を作成した任命権者等に対して、その適正な実施に関する事項を勧告することができる。

（一般雇用主の雇用義務）

第十三条 常時労働者を使用する事業所（国及び地方公共団体並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の機関を除く。以下同じ。）の雇用主は、労働者の雇入れについては、常時使用する身体障害者である労働者の数が、常時使用する労働者の総数に、事業の種類に応じて労働省令で定める身体障害者雇用率を乗じて得た数（一人未満の端数は、切り捨てる。）以上であるように努めなければならない。

（身体障害者の雇入れに関する計画）

第十四条 公共職業安定所長は、身体障害者の雇用を促進するため特に必要があると認める場合は、常時百人以上の労働者を使用する事業所であつて、常時使用する身体障害者である労働者の数が前条の規定により算定した数未満であり、かつ、その数を増加するのに著しい困難を伴わないと認められるものの雇用主に対して、身体障害

者である労働者の数がその前条の規定により算定した数以上となるようにするため、身体障害者の雇入れに関する計画の作成を命ずることができる。

2 雇用主は、前項の規定により身体障害者の雇入れに関する計画を作成したときは、遅滞なく、これを公共職業安定所長に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 公共職業安定所長は、身体障害者の雇入れに関する計画が著しく不相当であると認めるときは、当該雇用主に對してその変更を勧告することができる。
(重度障害者)

第十五条 任命権者等は、特定職種の職員の採用について、当該機関に勤務する重度障害者である当該職種の職員の数が、当該機関に勤務する当該職種の職員の総数に、職種に応じて政令で定める重度障害者雇用率を乗じて得た数（一人未満の端数は、切り捨てる。）未満である場合には、重度障害者である当該職種の職員の数がその重度障害者雇用率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、重度障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

2 第十二条の規定は、前項の計画について準用する。
3 常時労働者を使用する事業所の雇用主は、特定職種の労働者の雇入れについては、常時使用する重度障害者である当該職種の労働者の数が、常時使用する当該職種の労働者の総数に、職種に応じて労働省令で定める重度障害者雇用率を乗じて得た数（一人未満の端数は、切り捨てる。）以上であるように努めなければならない。
4 前条の規定は、常時使用する重度障害者である特定職種の労働者の数が前項の規定により算定した数未満であり、かつ、その数を増加するのに著しい困難を伴わないと認められる事業所（常時使用する当該職種の労働者の数が職種に応じて労働省令で定める数以上であるものに限る。）の雇用主について準用する。

第五章 身体障害者雇用審議会

(設置)

第十六条 労働省に、身体障害者雇用審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(権限)

第十七条 審議会は、労働大臣の諮問に応じて、身体障害者の雇用の促進に関する重要事項について調査審議し、

及びこれらに關し必要と認める事項について關係行政機關に意見を述べることができる。

(組織)

第十八条 審議会は、二十人以内の委員をもつて組織する。

2 審議会には、委員のほか、専門委員を置くことができる。

3 専門委員は、議決に加わることができない。

(委員及び専門委員)

第十九条 委員は、労働者を代表する者、雇用主を代表する者、身体障害者を代表する者及び学識経験のある者のうちから、労働大臣が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門委員は、専門の事項に關し学識経験のある者のうちから、労働大臣が任命する。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第二十条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、学識経験のある者のうちから任命された委員

身体障害者雇用促進法（一一三）

のうちから、委員が選挙する。

3 会長は、審議会の会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ第二項の規定の例により選挙された委員が会長の職務を代理する。

(庶務)

第二十一条 審議会の庶務は、労働省職業安定局において処理する。

(労働省令への委任)

第二十二条 この章に規定するもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、労働省令で定める。

第六章 雑則

(政府の義務等)

第二十三条 政府は、身体障害者の雇用の促進について、事業主その他国民一般の理解をたかめるため必要な措置を講ずるものとする。

2 労働大臣は、身体障害者に適当な職業、作業設備及び作業補助具その他身体障害者の職業安定に關し必要な事項について、調査、研究及び資料の整備に努めるものとする。

(連絡及び協力)

第二十四条 公共職業安定所及び社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所その他の身体障害者に対する援護の機関は、身体障害者の雇用の促進を図るため、相互に、密接に連絡し、及び協力しなければならない。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（労働省設置法の一部改正）

2 労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十八号の次に次の一号を加える。

三十八の二 身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第二百二十三号）に基づいて、身体障害者の雇入れに関する計画の作成を命ずること。

第十条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 身体障害者の採用又は雇入れに関する計画に関すること。

第十条第一項第八号中「及び炭鉱離職者臨時措置法」を、「炭鉱離職者臨時措置法及び身体障害者雇用促進法」

別表 身体上の欠陥の範囲

- 一 次に掲げる視覚障害で永続するもの
 - イ 両眼の視力（万国式視力表によつて測つたものをいい、屈折異状がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）がそれぞれ〇・一以下のもの
 - ロ 一眼の視力が〇・〇七以下のもの
 - ハ 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの
 - ニ 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの
- 二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で永続するもの
 - イ 両耳の聴力損失がそれぞれ六〇デシベル以上のもの
 - ロ 一耳の聴力損失が八〇デシベル以上のもの
 - ハ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの
 - ニ 平衡機能の著しい障害
 - 三 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害で永続するもの
- 四 次に掲げる肢体不自由

に改める。

第十三条第一項の表中

地方職業安定審議会

都道府県知事の諮問に應じ、公共職業安定所の業務その他職業安定法の施行に関する重要事項を調査審議すること。

「地方職業安定審議会

都道府県知事の諮問に應じ、公共職業安定所の業務その他職業安定法の施行に関する重要事項を調査審議すること。

に

を

身体障害者雇用審議会

労働大臣の諮問に應じ、身体障害者の雇用の促進に関する重要事項を調査審議すること。

改める。

第十八条第一項中「及び緊急失業対策法（これに基づく命令を含む。）」を、「緊急失業対策法（これに基づく命令を含む。）」及び身体障害者雇用促進法（これに基づく命令を含む。）」に改める。

- イ 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で永続するもの
- ロ 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの、ひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの又は一上肢のひとさし指を指中手骨関節で欠くもの
- ハ 一下肢の第一指を指中足骨関節で欠くもの
- ニ 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
- ホ 一下肢のすべての指の機能を喪失したもの
- 五 前各号に掲げるもののほか、就職に著しい困難があると認められる労働省令で定める身体上の欠陥

開拓者資金融通法の一部を改正する法律

（昭和三十五年七月二十五日法律第百二十四号）

開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「償還期間二十年」を「同条第一項第一号又は第二号の資金については償還期間二十一年」に改め、「年利三分六厘五毛の均等年賦償還の方法」の下に「により、同項第三号の資金については償還期間十六年（すえ置期間を含む。）以内、年利三分六厘五毛の均等年賦償還の方法」を加え、「償還期間二十五年」を「同項第一号又は第二号の資金については償還期間二十六年」に改め、「年利五分の均等年賦償還の方法」の下に「により、同項第三号の資金については償還期間二十五年（すえ置期間を含む。）以内、年利五分の均等年賦償還の方法」を加え、同条第二項中「八年」を「九年」に改め、同条第三項中「二十

年」を「二十一年」に改め、同条第五項を次のように改める。

第一項から第三項までに規定するすえ置期間は、前条第一項第一号の資金を、第一項に規定する償還条件で貸し付ける場合は六年以内、第二項に規定する償還条件で貸し付ける場合は四年以内、同条第一項第二号の資金を貸し付ける場合は六年以内、同条第一項第三号の資金を、第一項本文に規定する償還条件で貸し付ける場合は一年以内、同項ただし書に規定する償還条件で貸し付ける場合は五年以内、同条第二項第一号の資金を貸し付ける場合は六年以内、同項第二号の資金を貸し付ける場合は五年以内とし、第一項又は第三項のすえ置期間中は、無利子とする。

附則第三項中「第二条第二項の規定の適用についても、前項と同様とする。」を「第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「九年」とあるのは「二十一年」と、同条第五項中「四年」とあるのは「六年」とする。」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法

（昭和三十五年七月二十五日法律第百二十五号）

（営農の基礎が不安定な開拓者に対する貸付金の償還条件の緩和）

第一条 政府は、開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号。以下「法」という。）により昭和三十五年三月三十一日までに締結した貸付契約でその契約に係る貸付金の残高が存するもの（以下「既貸付契約」という。）のうち、営農の基礎が不安定な開拓者で政令で定めるもの（以下「特定開拓者」という。）を相手方とし、その特定開拓者に法第一条第一項第一号若しくは第二号の資金を貸し付ける旨を定めるものに係る貸付金債権（これに係る利子及び延滞金についての債権を含む。以下同じ。）又は特定開拓者が第四条の三者間の契約に基づき引き受ける

開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法（一二五）

債務（同項第一号又は第二号の資金にあてるとために貸し付けられた貸付金に係るものに限る。）に対応する政府の貸付金債権（以下「緩和対象貸付金債権」と総称する。）につき、その特定開拓者からの申出があるときは、その者を相手方として、次により、償還に関する条件を変更する契約を締結することができる。

一 特定開拓者のうち、営農の基礎が著しく不安定でその農業生産の基礎的条件を整備するためになお相当の期間を必要とし、その期間内には緩和対象貸付金債権に対応する債務を償還することが著しく困難と認められるものであつて、農林省令で定めるものに対する緩和対象貸付金債権にあつては、その変更契約を締結する日の属する会計年度の初日の午前零時（以下第三条まで、第七条及び第八条において「起算時」という。）における当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の残高（起算時からその変更契約を締結する時まで）に納付済みとなつた金額を除く。）を、起算時において、政府から当該特定開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による元利均等年賦支払の方法（据置期

間に係る利子については、その各年に係る利子につき当該各年支払の方法により償還すること。

イ 償還期間（据置期間が置かれる場合には、据置期間を含む。以下同じ。）を十九年九月（当該変更契約を締結する日が昭和三十六会計年度に属するときは、十八年九月）とすること。

ロ 据置期間を四年九月（当該変更契約を締結する日が昭和三十六会計年度に属するときは、三年九月）とすること。

ハ 利率を当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率とすること。

ニ 変更後の据置期間については、利子を徴すること。（当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存し、かつ、その据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、起算時以後、その据置期間の残存期間に相当する期間から三月を控除した期間を経過する日までについては利子を徴せず、その翌日から当該変更後の残りの据置期間につき利子を徴すること。）

ホ 年賦金又は据置期間に係る利子の納付期限を当該各年の十二月三十一日とすること。

ヘ 年賦金の納付を延滞した場合には、農林大臣の定めるところにより延滞金を政府に納付すること。

二 一の特定開拓者（前号に規定する特定開拓者に限る。）に対する二以上の緩和対象貸付金債権のうちその貸付金の利率を同じくするものがある場合において、これらの利率を同じくする緩和対象貸付金債権のいずれかに係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存し、かつ、その据置期間につき利子を徴しない旨が定められているときは、当該開拓者に対するこれらの利率を同じくする各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の償還に関する条件については、変更後の据置期間に係る利子は、同号ニの条件によらず、起算時以後、これらの緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存据置期間に相当する期間から三月を控除した期間を経過する日までにつきこれを徴せず、その翌日から残りの据置期間につきこれを徴すること。

三 第一号に規定する特定開拓者以外の特定開拓者に対

する緩和対象貸付金債権にあつては、起算時における当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の残高（起算時からその変更契約を締結する時まで）に納付済みとなつた金額を除く。）を、起算時において、政府から当該特定開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による元利均等年賦支払の方法（据置期間に係る利子については、その各年に係る利子につき当該各年支払の方法）により償還すること。この場合において、当該変更後に据置期間を置かないこととなる緩和対象貸付金債権についての年賦金の額は、起算時の属する年にあつては、その貸し付けたものとされた額を支払期間を当該変更後の償還期間に相当する期間に三月を加えた期間とし、利率を当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率として元利均等年賦支払の方法により償還するものとした場合に算出される年賦金の額から、その年賦金のうちの利子に相当する部分の十二分の三に相当する額を控除した額とし、その他の年にあつては、その算出される年賦金の額と同額とすること。

イ 償還期間を、十四年九月に、当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存する場合には、その据置期間の残存期間に相当する期間を加えた期間（当該変更契約を締結する日が昭和三十六会計年度に属し、かつ、当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が同年度の前年度の末日までにおいて満了している場合には、十三年九月）とすること。

ロ 据置期間を置かないこと。（当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存するときは、その据置期間の残存期間から三月を控除した期間に相当する期間の据置期間を置くこと。）

ハ 利率を当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率とすること。

ニ 据置期間が置かれる場合には、その期間につき利子を徴すること。（当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の変更前の据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、利子を徴しないこと。）

開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法（一二五）

四六〇

ホ 年賦金又は据置期間に係る利子の納付期限を当該各年の十二月三十一日とすること。

ヘ 年賦金の納付を延滞した場合には、農林大臣の定めるところにより延滞金を政府に納付すること。

四 一の特定開拓者（前号に規定する特定開拓者に限る。）に対する二以上の緩和対象貸付金債権のうちその貸付金の利率を同じくするものがある場合において、これらの利率を同じくする緩和対象貸付金債権のいずれかに係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存するときは、当該開拓者に対するこれらの利率を同じくする各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の償還に関する条件については、償還期間は、同号イの条件によらず、十四年九月にこれらの緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存据置期間に相当する期間を加えた期間とし、据置期間は、同号ロの条件によらず、これらの緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存据置期間に相当する期間から三月を控除した期間とすること。

2

前項第二号及び第四号の平均残存据置期間とは、一の

開拓者に対する二以上の既貸付契約に係る貸付金債権

四六〇

（第四条の三者間の契約に基づきその開拓者が引き受ける債務に対応する政府の貸付金債権を含む。）のうちその貸付金の利率を同じくするものがある場合に、これらの利率を同じくする貸付金債権（起算時において据置期間の残存期間が存しないものを除く。）のそれぞれに係る起算時における貸付金の残高にそれぞれその貸付金債権に係る貸付金の据置期間の起算時における残存期間に相当する年数を乗じて得た額の合計額を当該利率を同じくする貸付金債権（起算時において償還期間の残存期間が存しないものを除く。）のそれぞれに係る起算時における貸付金の残高（その一部に係る納付期限が起算時まで到来しているときは、その到来している部分の額を除く。）の合計額で除して得た年数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生ずるときはこれを切り上げるものとする。）をいうものとする。

（一般の開拓者に対する貸付金の償還条件の変更）

第二条 政府は、開拓者（特定開拓者を除く。以下次条までにおいて同じ。）に対する既貸付契約に係る貸付金債権

（第四条の三者間の契約に基づき開拓者が引き受ける債務に対応する政府の貸付金債権を含む。以下「変更対象貸付金債権」という。）につき、その開拓者からの申出があるときは、その者を相手方として、次により、償還に関する条件を変更する契約を締結することができる。

一 変更対象貸付金債権でその貸付金の償還期間の起算時における残存期間が三年以上であるものにあつては、これに係る起算時における貸付金の残高（起算時からその変更契約を締結する時までには納付済みとなつた金額を除く。）を、起算時において、政府から当該開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による元利均等年賦支払の方法（据置期間に係る利子については、その各年に係る利子につき当該各年支払の方法）により償還すること。この場合において、当該変更後に据置期間を置かないこととなる変更対象貸付金債権についての年賦金の額は、起算時の属する年にあつては、その貸し付けたものとされた額を支払期間を当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の償還期間の起算時における残存期間に相当する期間とし、利率

を当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率として元利均等年賦支払の方法により償還するものとした場合に算出される年賦金の額から、その年賦金のうちの利子に相当する部分の十二分の三に相当する額を控除した額とし、その他の年にあつては、その算出される年賦金の額と同額とすること。

イ 償還期間を当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の償還期間の起算時における残存期間に相当する期間から三月を控除した期間とすること。

ロ 当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存する場合には、据置期間をその据置期間の残存期間に相当する期間から三月を控除した期間とし、その他の場合には、据置期間を置かないこと。

ハ 利率を当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率とすること。

ニ 据置期間が置かれる場合には、その期間につき利子を徴すること。（当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の変更前の据置期間につき利子を徴しない旨

開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法（一二五）

四六一

開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法(一二五)

四六一

が定められている場合には、利子を徴しないこと。

ホ 年賦金又は据置期間に係る利子の納付期限を当該各年の十二月三十一日とすること。

ヘ 年賦金の納付を延滞した場合には、農林大臣の定めるところにより延滞金を政府に納付すること。

二 変更対象貸付金債権でその貸付金の償還期間の起算時における残存期間が二年であるものにあつては、これに係る起算時における貸付金の残高(起算時からその変更契約を締結する時まで)に納付済みとなつた金額を除く。)を、起算時において、政府から当該開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による年賦支払の方法により償還すること。

イ 償還期間を一年九月とすること。

ロ 据置期間を置かないこと。

ハ 利率を当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率とすること。

ニ 年賦金の額を、起算時の属する年にあつては、その貸し付けたものとされた額を支払期間を二年とし、利率を当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の利率

と利率として元利均等年賦支払の方法により償還するものとした場合に算出される年賦金の額から、その年賦金のうちの利子に相当する部分の十二分の三に相当する額を控除した額とし、その翌年にあつては、その算出される年賦金の額と同額とすること。

ホ 年賦金の納付期限を当該各年の十二月三十一日とすること。

ヘ 年賦金の納付を延滞した場合には、農林大臣の定めるところにより延滞金を政府に納付すること。

三 変更対象貸付金債権でその貸付金の償還期間の起算時における残存期間が一年であるものにあつては、これに係る起算時における貸付金の残高(起算時からその変更契約を締結する時まで)に納付済みとなつた金額を除く。)を、起算時において、政府から当該開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による支払方法により償還すること。

イ 償還期間を起算時の属する年の十二月三十一日とする。

ロ 利率を当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の利

率と同率とすること。

ハ 償還金の納付を延滞した場合には、農林大臣の定めるところにより延滞金を政府に納付すること。

(利率を同じくする貸付金に関する特例)

第三条 一の開拓者に対する二以上の変更対象貸付金債権のうちその貸付金の利率を同じくするものがある場合において、これらの利率を同じくする変更対象貸付金債権のいずれかに係る貸付金の償還期間が起算時においてなお残存するときは、当該開拓者に対するこれらの利率を同じくする各変更対象貸付金債権に係る貸付金の償還に関する条件の変更については、政府は、前条各号の区分によらず、当該開拓者に対するこれらの利率を同じくする変更対象貸付金債権ごとに、その貸付金の平均残存償還期間が三年以上である各変更対象貸付金債権にあつては同条第一号により、その貸付金の平均残存償還期間が二年である各変更対象貸付金債権にあつては同条第二号により、その貸付金の平均残存償還期間が一年である各変更対象貸付金債権にあつては同条第三号により、変更契約を締結することができるものとする。この場合に

開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法(一二五)

四六三

において、同条第一号中「当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の償還期間の起算時における残存期間」とあるのは「当該開拓者に対する当該利率を同じくする変更対象貸付金債権に係る貸付金の次条第二項に規定する平均残存償還期間」と、同号ロ中「当該変更対象貸付金債権」とあるのは「当該開拓者に対する当該利率を同じくする変更対象貸付金債権のいずれか」と、「その据置期間の残存期間」とあるのは「これらの変更対象貸付金債権に係る貸付金の前条第二項に規定する平均残存据置期間」とする。

2 前項の平均残存償還期間とは、一の開拓者に対する二以上の変更対象貸付金債権のうちその貸付金の利率を同じくするものがある場合に、これらの利率を同じくする変更対象貸付金債権(起算時において償還期間の残存期間が存しないものを除く。)のそれぞれに係る起算時における貸付金の残高(その一部に係る納付期限が起算時までに来しているときは、その到来している部分の額を除く。以下この項において同じ。)にそれぞれその変更対象貸付金債権に係る貸付金の償還期間の起算時にお

る残存期間に相当する年数に乗じて得た額の合計額をその変更対象貸付金債権のそれぞれに係る起算時における貸付金の残高の合計額で除して得た年数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生ずるときはこれを切り上げるものとする。）をいうものとする。

（開拓者の組織する法人に対する貸付金に関する措置）

第四条 政府は、開拓者の組織する法人（以下単に「法人」という。）を相手方とする既貸付契約でその法人を組織する開拓者（以下「構成員」という。）が必要とする法第一条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号の資金の貸付けにあてるために要する資金をその法人に貸し付ける旨を定めるもの（以下「対法人貸付契約」という。）に係る貸付金債権につき、その法人及び当該貸付金に係る転借人（その法人が当該貸付金の全部を財源として当該対法人貸付契約に基づきその構成員にこれらの各号の資金の貸付けをした場合における当該貸付けに係る構成員をいう。以下この条において同じ。）の全部又は一部の双方から、当該転借人が当該貸付けを受けたことによりその法人に対してそれぞれ負担する借入金債務（こ

れに係る利子及び延滞金についての債務を含む。以下この条において「転借金債務」という。）の全部又は一部の額を示し、これらの額に応じて当該貸付金債権に対応する債務を分割し、その分割された各債務をそれぞれその額に応じて当該転借人が引き受ける旨の申出があつたときは、農林省令で定めるところにより、政府とその法人及びその申出に係る各転借人の三者間の契約をもつて、その契約を締結する日の属する会計年度の初日の午前零時（以下この条において「起算時」という。）において、当該貸付金債権（その額は、起算時現在によるものとし、起算時からその契約を締結する時までには納付済みとなつた金額を控除して計算するものとする。以下この条において同じ。）を分割して、その申出に係る各転借人ごとの転借金債務の額（起算時現在によるものとし、起算時からその契約を締結する時までには支払済みとなつた金額を控除して計算するものとする。）に相当する額及びこれらの額の合計額を当該貸付金債権に対応する債務の額から控除した額に相当する額のそれぞれをその額とする数個の債権とし、その分割された各債権（申出に係る各転借人の転借金債務の額をその額とする債権に限る。）に対応

する各債務を、それぞれ、その額に応じて当該転借人に引き受けさせ、その法人につき当該引受けに係る債務を消滅させる旨の定めをすることができ。ただし、次の各号の条件のすべてが満たされる場合に限るものとする。

一 当該債務の引受け後においては、当該法人が当該引受け後の債務を保証する旨を当該三者間の契約において定めること。

二 前号に掲げるもののほか、当該引受け後の債務につき相当と認められる保証人の保証を徴すること。

三 当該債務の引受けをする転借人が当該法人に対して負担していた当該転借金債務の全部又は一部を当該引受けに係る債務の額に同じ当該引受けの時に消滅させる旨を当該三者間の契約において定めること。

第五条 第二条の規定は、法人を相手方とする既貸付契約に係る貸付金債権で対法人貸付契約に係る貸付金債権以外のものについて準用する。

（未納の利子及び延滞金に関する措置）

第六条 第一条第一項、第二条（前条において準用する場合を含む。）又は第三条第一項の規定により変更契約を締結する場合において当該変更契約に係る貸付金債権につ

開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法（一二五）

いて未納の利子又は延滞金があるときは、当該未納の利子及び延滞金については、農林省令で定めるところにより、その総額を当該貸付金債権に係る貸付金の変更後の償還期間に三月を加えた期間（当該貸付金債権に係る貸付金につき、変更後の据置期間が置かれる場合には、当該貸付金債権に係る貸付金の変更後の償還期間から当該据置期間を控除した期間）に相当する年数で除して得た額を、当該貸付金債権に係る貸付金の変更後の年賦金を納付すべき各年に納付することができるものとし、各年に納付すべき金額の納付期限は、当該各年の十二月三十一日とする。

（変更契約を締結する年の年賦金等の納付の特例）

第七条 第一条第一項、第二条（第五条において準用する場合を含む。）又は第三条第一項の規定により変更契約を締結する場合において、その締結する日が毎年十二月十二日から翌年三月三十一日までの間に属するときは、当該契約により変更された償還に関する条件により納付すべき起算時の属する年の年賦金若しくは据置期間に係る利子又は前条の規定により起算時の属する年に納付すべき未納の利子若しくは延滞金は、当該変更契約を締結し

た日から二十日を経過する日までに納付すれば足りるものとする。

（変更契約を締結する年に係る延滞金の免除）

第八条 政府は、第一条第一項、第二条（第五条において準用する場合を含む。）又は第三条第一項の規定により変更契約を締結した場合には、当該変更契約に係る貸付金債権について、起算時から当該変更契約を締結する日までの延滞金を徴収しないものとする。

（変更契約を締結することができる期間）

第九条 第一条第一項、第二条（第五条において準用する場合を含む。）又は第三条第一項の規定による変更契約は、昭和三十七年三月三十一日まででなければ、締結することができない。

（農林省令への委任）

第十条 この法律の施行に関し必要な事項は、農林省令で定める。

附則

この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律

（昭和三十五年七月二十五日法律 第百二十六号）

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「前払金の保証」の下に「（これに関連して行なう第十三条の二第一項の規定による支払を含む。）」を加え、同条に次の一項を加える。

5 この法律において「保証契約」とは、前払金の保証（これに関連して行なう第十三条の二第一項の規定による支払を含む。）に関する契約をいう。

第四条第三項中「前払金の保証に関する契約（以下「保証契約」という。）」を「保証契約」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。
（工事完成保証人に対する支払）

第十八条第一項中「発注者の同意」を「発注者（第十三条の二第一項の規定による支払に関する事項が保証約款に定められている場合においては、工事完成保証人を含む。以下本条中同じ。）の同意」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

開拓営農振興臨時措置法の一部を改正する法律

（昭和三十五年七月二十五日法律 第百二十七号）

開拓営農振興臨時措置法（昭和三十二年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（国の災害資金の融通措置）

第五条の二 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、開拓営農振興組合の組合員たる第二条第一項に規定する開拓者で、暴風雨、高潮、こう水、低

第十三条の二

保証契約に係る公共工事の請負者がその責に帰すべき事由に因り債務を履行しないために発注者とその請負契約を解除できる場合において、その解除をしないで工事完成保証人（保証契約に係る公共工事の請負者がその請負債務を履行しない場合において、請負者に代わつて自らその工事を完成することを発注者に対して約する者をいう。以下同じ。）にその工事を完成することを請求するとともに、その旨を保証事業会社に通知し、工事完成保証人がこれを完成したときは、保証事業会社は、保証約款で定めるところにより、発注者がその解除をしたとするならば支払を請求することができた保証金に相当する額を限度として、工事完成保証人が請負者に求償することができる金額を工事完成保証人に対して支払うことができる。

2 保証事業会社及び工事完成保証人は、協議により、発注者の意見を聞いて、前項に規定する支払の額を予定することができる。

第十七条第三項中「保証債務を」を「保証債務（第十三条の二第一項の規定による支払を含む。以下本条中同じ。）を」に改める。

開拓営農振興臨時措置法の一部を改正する法律（一二七）

温その他の異常な天然現象（当該天然現象による開拓地における被害の程度が激甚であると認め、適用地域を定めて、農林大臣が指定するものに限る。）により著しい被害を受けたため同条第二項の管農改善計画を達成することができなくなると認められるものに対し、その者が当該被害を受けたため必要とすることとなつた資金で当該管農改善計画を達成するために必要と認められるものを貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還は、償還期間（据置期間を含む。）を十二年（政令で定める場合には、二十年）以内とし、据置期間を三年（当該政令で定める場合には、五年）以内とし、利率を年五分五厘（政令で定める場合には、年三分六厘五毛）とする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年に係る利息については、当該年支払の方法）によるものとする。

第六条中「に規定する助成措置」を「の規定による助成措置並びに前条の規定による資金の融通措置」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

（開拓管農振興審議会）

第九条 農林省に開拓管農振興審議会（以下「審議会」と

いう。）を置く。

2 審議会は、農林大臣の諮問に依じ、第二条第一項に規定する開拓者の管農の改善に関する対策その他開拓管農の振興に関する重要事項について調査審議する。

3 審議会は、委員十四人以内で組織する。

4 委員は、第二項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

5 前四項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 開拓者資金融通特別会計法（昭和二十二年法律第七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

当分の間、開拓管農振興臨時措置法（昭和三十二年法律第五十八号）第五条の二第一項の規定による貸付けに關する歳入歳出は、この会計の所屬とする。

3 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中「中央作況決定審議会」

農作物の作況決定に関する重要事項を調査審議すること。

中央作況決定審議会 農作物の作況決定に関する重要事項を調査審議すること。

開拓管農振興審議会

開拓管農振興臨時措置法（昭和三十一年法律第五十八号）により開拓管農の振興に関する重要事項を調査審議すること。

に改める。

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律

（昭和三十五年七月二十五日）
法律 第一百二十八号

国土開発縦貫自動車道建設法（昭和三十二年法律第六十八号）第三条第一項の規定に基づき、国土開発縦貫自動車道中央自動車道のうち、東京都から小牧市附近までの予定路線を次のとおり定める。

一 起点 東京都

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律（一二九）
東海道幹線自動車国道建設法（一二九）

二 主たる経過地 神奈川県津久井郡相模湖町附近 富士吉田市附近 静岡県安倍郡井川村附近 飯田市附近 中津川市附近 小牧市附近
附則
この法律は、公布の日から施行する。

東海道幹線自動車国道建設法

（昭和三十五年七月二十五日）
法律 第一百二十九号

（目的）

第一条 この法律は、わが国の経済の枢要地帯を形成する東海道地域における産業の飛躍的な発展に伴う交通情勢に対処するため、当該地域内の重要な都市を連絡する自動車的高速交通の用に供する幹線自動車国道の緊急な整備を図り、もつて経済基盤の強化に寄与することを目的とする。

（予定路線）

第二条 前条に規定する幹線自動車国道（以下「東海道幹線」）

線自動車国道」という。）の予定路線は、起点を東京都、終点を名古屋市附近とし、主たる経過地を横浜市附近、静岡市附近、浜松市附近及び豊橋市附近とする。

（路線の指定）

第三条 東海道幹線自動車国道の路線は、前条に規定する予定路線を基準として政令で指定する。

2 前項の規定による政令においては、路線名、起点、終点、重要な経過地その他路線について必要な事項を明らかにしなければならない。

（政令案の作成）

第四条 運輸大臣及び建設大臣は、この法律の施行後、すみやかに、前条の規定による政令の案を作成して閣議の決定を求めなければならない。

（整備計画）

第五条 運輸大臣及び建設大臣は、東海道幹線自動車国道の路線が指定された場合においては、政令で定めるところにより、すみやかに、東海道幹線自動車国道の新設に関する整備計画を定めなければならない。

2 運輸大臣及び建設大臣は、東海道幹線自動車国道の改築をしようとする場合においては、政令で定めるところ

により、東海道幹線自動車国道の改築に関する整備計画を定めなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「国土開発縦貫自動車道」の下に「及び東海道幹線自動車国道建設法（昭和三十五年法律第二百二十九号）第二条に規定する東海道幹線自動車国道」を加える。

第四条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 東海道幹線自動車国道建設法第三条の規定により政令でその路線を指定したもの

第四条第二項中「前項」を「前項第一号又は第三号」に、同条第三項中「第一項」を「第一項第一号又は第三号」に改める。

第五条第一項及び第三項中「運輸大臣及び建設大臣は、」の下に「前条第一項第一号又は第三号の規定に係る」を加える。

第七条第一項中「整備計画が決定された場合」の下に「又は東海道幹線自動車国道建設法第五条第一項の規定により整備計画が決定された場合」を加える。

第十一条第二項中「整備計画」の下に「又は東海道幹線自動車国道建設法第五条の規定により定められた整備計画」を加える。

第二十三条第一項中「この法律」の下に「又は東海道幹線自動車国道建設法」を加える。

3 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「整備計画」の下に「又は東海道幹線自動車国道建設法（昭和三十五年法律第二百二十九号）第五条に規定する整備計画」を加える。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

（昭和三十五年七月二十八日法律第二百三十号）

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。
第一条の表中国立国会図書館支部調達庁図書館の項の次に次のように加える。

| | |
|-----------------------|-------|
| 国立国会図書館支部行政管理庁 図書館 | 行政管理庁 |
|-----------------------|-------|

附則

この法律は、公布の日から施行する。

九州地方開発促進法の一部を改正する法律

（昭和三十五年七月二十九日法律第百三十一号）

九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「（地方財政再建促進特別措置法の特例）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の財政再建団体に係る開発促進計画に基づく事業で、地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基づく政令に規定する事業に該当するものうち、自治大臣が経済企画庁長官と協議して定める重要なものに要する経費に係る国の負担割合は、政令で定めるところにより、当該県が財政再建団体である間に限り、通常の国の負担割合の百分の百二十とする。ただし、当該財政再建団体の負担割合が百分の十未満となる場合においては、当該財政再建団体の負担割合が百分の十となるように国の負担割合を定めるものとする。

本則中第十二条の次に次の一条を加える。

（財政再建団体以外の県に関する特例）

第十三条 前条第一項の財政再建団体以外の県で内閣総理大臣が当該県の財政の状況を勘案して指定するものに係る開発促進計画に基づく事業で、地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基づく政令に規定する事業に相当するものうち、自治大臣が経済企画庁長官と協議して定める重要なものに要する経費に係る国の負担割合は、政令で定めるところにより、通常の国の負担割合の百分の百二十以内において政令で定める割合とする。ただし、当該県の負担割合が百分の十未満となる場合においては、当該県の負担割合が百分の十となるように国の負担割合を定めるものとする。

附則中第二項を削り、第三項から第五項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律による改正後の九州地方開発促進法（以下

「新法」という。）第十二条第二項及び第十三条の規定は、昭和三十五年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和三十四年度分の予算に係る国の負担金又は補助金の経費の金額で翌年度に繰り越したものについては、なお従前の例による。

電源開発促進法の一部を改正する法律

（昭和三十五年七月二十九日法律第百三十二号）

電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「又は火力」を「、火力又は原子力」に改める。

第十三条第二項第三号中「火力」を「火力、原子力」に改める。

第二十三条の次に次の一条を加える。

電源開発促進法の一部を改正する法律（一三二）

本則中第十二条の次に次の一条を加える。

第十三条 前条第一項の財政再建団体以外の県で内閣総理大臣が当該県の財政の状況を勘案して指定するものに係る開発促進計画に基づく事業で、地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基づく政令に規定する事業に相当するものうち、自治大臣が経済企画庁長官と協議して定める重要なものに要する経費に係る国の負担割合は、政令で定めるところにより、通常の国の負担割合の百分の百二十以内において政令で定める割合とする。ただし、当該県の負担割合が百分の十未満となる場合においては、当該県の負担割合が百分の十となるように国の負担割合を定めるものとする。

附則中第二項を削り、第三項から第五項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律による改正後の九州地方開発促進法（以下

第二十三条の二 会社は、前条第一項の事業の円滑な遂行に支障のない限り、委託を受けて、外国における電源開発等及びこれに関連する大規模土木工事に関する調査、設計及び工事監督その他の技術援助に関する事業を行うことができる。

2 会社が前項の事業を行なおうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第三十五条の二中「第二十三条第二項」の下に「、第二十三条の二第二項」を加える。

第四十条第一号中「第二十三条第二項若しくは第三項」の下に「、第二十三条の二第二項」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律(一三三)
社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部を改正する法律(一三四)

四七四

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律

(昭和三十五年七月二十九日
法律第百三十三号)

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「委員二人」を「委員五人」に改める。
第二十七条を次のように改める。

(合議体)

第二十七条 審査会は、委員長及び委員のうちから、審査会が指名する者三人をもつて構成する合議体で、再審査又は審査の事件を取り扱う。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員長及び委員の全員をもつて構成する合議体で、再審査又は審査の事件を取り扱う。

第二十七条の次に次の三条を加える。

第二十七条の二 前条第一項又は第二項の各合議体を構成する者を審査員とし、うち一人を審査長とする。

2 前条第一項の合議体のうち、委員長がその構成に加わるものにあつては、委員長が審査長となり、その他のものにあつては、審査会の指名する委員が審査長となる。

3 前条第二項の合議体にあつては、委員長が審査長となり、委員長に故障があるときは、第二十六条第二項の規定により委員長を代理する委員が審査長となる。

第二十七条の三 第二十七条第一項の合議体は、これを構

社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部を改正する法律

(昭和三十五年八月一日
法律第百三十四号)

社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法

成するすべての審査員の、同条第二項の合議体は、四人以上の審査員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 第二十七条第一項の合議体の議事は、その合議体を構成する審査員の過半数をもつて決する。

3 第二十七条第二項の合議体の議事は、出席した審査員のうち三人以上の者の賛成をもつて決し、賛否それぞれ三人のときは、審査長の決するところによる。

(委員会議)

第二十七条の四 審査会の会務の処理(再審査又は審査の事件の取扱いを除く)は、委員長及び委員の全員の会議(以下「委員会議」という)の議決によるものとする。

2 委員会議は、委員長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

3 委員会議の議事は、出席した委員長及び委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 審査会が第二十四条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、出席した委員長及び委員のうちの本人を除く全員の一致がなければならぬ。

社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部を改正する法律(一三四)

四七五

第三十条に次の一項を加える。

2 厚生大臣は、国民年金の被保険者及び受給権者の利益を代表する者四名を指名するものとする。

第三十三条中「第三十条」を「第三十条第一項又は第二項」に改め、「(以下「利益代表者」という)」を削る。

第三十六条中「利益代表者」を「第三十条第一項又は第二項の規定により指名された者」に改める。

第三十八条中「委員長が行う。」を「審査長が行う。」に改める。

第三十九条第二項中「利益代表者」を「第三十条第一項の規定により指名された者」に、「被保険者たる当事者」を「同項に規定する各保険の被保険者たる当事者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第三十条第二項の規定により指名された者は、国民年金の被保険者又は受給権者たる当事者の利益のため、審理期日に出頭して意見を述べ、又は意見書を提出することが出来る。

第四十条第一項中「利益代表者」を「第三十条第一項若しくは第二項の規定により指名された者」に改め、同条第二項及び第三項中「委員長又は委員」を「審査員」に改める。

第四十三条第一項中「委員長」を「審査長」に、「委員」を「審査員」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において、政令で定める日から施行する。
(任命のために必要な行為)
- 2 この法律の施行に伴い新たに任命されることとなる委員については、第二十二條第一項に規定する委員の任命のために必要な行為は、前項の規定にかかわらず、この法律の施行前においても行なうことができる。

(委員の任命手続の特例)

- 3 第二十二條第二項及び第三項の規定は、この法律の施行に伴い新たに任命されることとなる委員の任命について準用する。

(委員の任期の特例)

- 4 この法律の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、第二十三條第一項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより一人は三年とし、一人は二年とし、一人は一年とする。

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律

(昭和三十五年八月一日
法律第百三十五号)

未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十八條第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

- 4 厚生大臣は、前項の規定による療養の給付を受けている者が、同項の期間を経過する日において、なお、引き続き療養を要する場合においては、その期間の経過後においても、さらに二年間、その者の申請により、必要な療養の給付を行なうことができる。

第二十条第二項を削る。

第二十四條第二項中「療養費の支給を受けるべき者が医療機関に収容されて療養を受けた場合であつて、且つ、その者が恩給法の規定による増加恩給、傷病年金若しくは傷病賜金又は遺族援護法の規定による障害年金を受ける権利

を有するとき（傷病賜金については、その支給を受けた場合を含む。）は、療養に要する費用から第二十条第二項の例により算定した一部負担金に相当する額を控除した額）を削る。

附則第四十項中「附則第四十四項」を「附則第四十五項」に改める。

附則第四十七項を附則第四十八項とし、附則第四十六項中「遺族援護法」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法」に、「附則第四十四項」を「附則第四十五項」に改め、同項を附則第四十七項とし、附則第四十五項中「遺族援護法」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）」に改め、同項を附則第四十六項とし、附則第四十四項を附則第四十五項とし、附則第四十三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を附則第四十四項とし、附則第四十二項の次に次の一項を加える。

- 43 厚生大臣は、前項の規定により療養の給付を受けている者が、同項に規定する期間を経過する日において、なお、引き続き療養を要する場合においては、その期間の経過後においても、さらに二年間、その者の申請により、必要な療養の給付を行なうことができる。

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律（一三五）

附則に次の一項を加える。
(障害一時金に相当する給付を受けたため旧未復員者給与法等の規定による療養を受けることができなかつた者に対する療養の給付)

- 49 この法律の施行前に復員した者、旧特別未帰還者給与法第一条に規定する特別未帰還者この法律の施行前に帰国したもの又は日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により本邦以外の地域において拘禁され、この法律の施行前にその拘禁を解かれて帰国した者若しくは日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により本邦において拘禁され、この法律の施行前にその拘禁を解かれた者であつて、同一の事由について、法令の規定により旧未復員者給与法（旧特別未帰還者給与法第二条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による障害一時金に相当する給付を受けたため、この法律の施行の際旧未復員者給与法の規定による療養を受けることができなかつたもの（附則第二十六項ただし書の規定により療養の給付を受けるに至つた者を除く。）のうち厚生大臣が療養の給付を行なう必要があると認める者については、附則第二十二項ただし書の規定にかかわらず、第十八條第一

項の規定を適用する。この場合において、第十八条第一項中「自己の責に帰することのできない事由により」とあるのは「復員前、帰国前又は帰国前若しくは拘禁中自己の責に帰することのできない事由により」と、「帰還後療養を要する場合」とあるのは「復員後、帰国後又は拘禁を解かれて帰国後若しくは拘禁を解かれた後療養を要する場合」と、「帰還後三年」とあるのは「未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第百三十五号）の施行後三年」と読み替えるものとする。

附則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
（一部負担金等に関する経過措置）
- 2 この法律の施行前に行なわれた療養の給付に係る一部負担金の徴収及びこの法律の施行前に行なわれた療養に係る療養費の額の算定については、なお従前の例による。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

- 3 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百

二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項を削る。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この法律の施行の日の前日までに改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十二條第一項の規定により厚生大臣が国立保養所に収容した者の同日までの在所に係る実費の一部の徴収については、なお従前の例による。
（国民年金法の一部改正）

- 5 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項第六号中「附則第四十四項」を「附則第四十五項」に改める。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律

（昭和三十五年八月一日
法律第百三十六号）

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 医療（第七条―第十四条）」を「第三章 医療（第七条―第十四条の八）」に改める。

第三章中第十四条の次に次の七条を加える。
（一般疾病医療費の支給）

第十四条の二 厚生大臣は、原子爆弾の放射線を多量に浴びた被爆者で政令で定めるもの（以下「特別被爆者」という。）が、負傷又は疾病（第七条第一項の規定による医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾病、先天性疾病及び厚生大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。）につき、都道府県知事が次条の規定により

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律（一三六）

指定する医療機関（以下「被爆者一般疾病医療機関」という。）から第七条第二項各号に規定する医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の医療機関からこれらの医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給することができる。ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）他の法律において準用し、又は例による場合を含む）、公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百四十四号）、市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）若しくは日本学校安全会法（昭和三十四年法律第百九十八号）の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若

しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行なわれたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（その者が国民健康保険法による療養の給付を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行なわれたときは、当該医療に関する給付について行なわれた実費徴収の額とする。）の限度において支給するものとする。

- 2 前項の医療に要した費用の額の算定については、前条第二項の規定を準用する。
- 3 特別被爆者が被爆者一般疾病医療機関から医療を受けた場合においては、厚生大臣は、一般疾病医療費として当該被爆者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療機関に支払うべき費用を、当該被爆者に代わり、当該医療機関に支払うことができる。
- 4 前項の規定による支払があつたときは、当該被爆者に対し、一般疾病医療費の支給があつたものとみなす。
- 5 国民健康保険の被保険者である特別被爆者が、第一項

に規定する負傷又は疾病について国民健康保険法による療養取扱機関である被爆者一般疾病医療機関から医療を受ける場合には、同法の規定により当該医療機関に支払うべき一部負担金は、同法第四十二条第一項の規定にかかわらず、当該医療に関し厚生大臣が第三項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

- （被爆者一般疾病医療機関）
- 第十四条の三 都道府県知事は、その開設者の同意を得て、前条第三項の規定による支払を受けることができる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。
- 2 被爆者一般疾病医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。
- 3 都道府県知事は、被爆者一般疾病医療機関に前条第三項の規定による支払を受けるに付して著しく不適當であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 第九条第四項の規定は、前項の場合に準用する。
- 第十四条の四 厚生大臣は、第十四条の二第三項の規定による支払をなすべき額を決定するに当たつては、社会保

険診療報酬支払基金法に定める審査委員会の意見を聞かなければならない。

- 2 国は、第十四条の二第三項の規定による支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

（報告の請求等）

第十四条の五 第十三条の規定は、第十四条の二第三項の規定による支払のため必要がある場合に、第十四条第三項の規定は、一般疾病医療費を支給するに付いて必要がある場合に、それぞれ準用する。

（一般疾病医療費の支給の制限）

第十四条の六 特別被爆者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、又は疾病にかかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、行なわない。

第十四条の七 特別被爆者が、闘争、泥酔又は著しい不品行跡によつて負傷し、又は疾病にかかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、その全部又は一部を行なわないことができる。特別被爆者が、重大な過失により、負傷し、若しくは疾病にかかつたとき、

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律（一三六）

又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかつたときも、同様とする。

（医療手当）

第十四条の八 都道府県知事は、被爆者に対し、政令の定めるところにより、その者が第七条第一項の規定による医療の給付を受けている期間、月額二千円を限度として、医療手当を支給することができる。

第二十条中「都道府県知事が行う事務に要する費用」を「都道府県知事が行なう事務に要する費用及び医療手当の支給に要する費用」に、「長崎市の長が行う事務に要する費用」を「長崎市の長が行なう事務に要する費用及び医療手当の支給に要する費用」に改める。

第二十四条中「第十四条第三項」の下に「第十四条の五において準用する場合を含む。」を加える。

附則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- （社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）
- 2 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部を改正する法律（一三三）

四八二

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（一三三）
第十三条第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十一年法律第四十一号）第十二条第三項」の下に「若しくは第十四条の四第一項」を、「医療機関の請求することのできる診療報酬の額」の下に「又は被爆者一般疾病医療機関に支払うべき額」を、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第十二条第四項」の下に「若しくは第十四条の四第二項」を、「医療機関に対する診療報酬」の下に「又は一般疾病医療費に相当する額」を加える。

加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律

（昭和三十五年八月一日）
法律第百三十八号

石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「石炭鉱業整備事業団」を「石炭鉱業合理化事業団」に、「第五節 監督（第五十二条・第五十三条）」を「第五節 監督（第五十二条・第五十三条）」に改める。
第六節 補則（第五十三条の二・第五十三条の六）に改める。
第一条中「整備し」の下に「、石炭坑の近代化等を促進し」を加える。

第三条第二項第一号中「昭和四十二年度」の下に（昭和三十八年度までは、昭和三十八年度及び昭和四十二年度）を加え、同項第三号中「石炭鉱業整備事業団」を「石炭鉱

経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部を改正する法律

（昭和三十五年八月一日）
法律第百三十七号

経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭和三十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「農地」の下に「又は牧野」を

業合理化事業団」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 石炭坑の近代化に関する事項

第三章の章名を次のように改める。

第三章 石炭鉱業合理化事業団

第七条中「石炭鉱業整備事業団」を「石炭鉱業合理化事業団」に改め、「その整備」の下に「及び石炭坑の近代化等に必要な設備資金の貸付け」を加える。

第八条中「石炭鉱業整備事業団」を「石炭鉱業合理化事業団」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。

（資本金）

第九条の二 事業団の資本金は、二十一億四千万円とし、政府がその金額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。この場合において、事業団は、その出資額により資本金を増加するものとする。

3 前二項の規定による政府の出資金及びこれを運用した場合に生ずる利子は、第二十五条第一項第七号及び第八

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（一三三）

四八三

号に規定する設備資金の貸付けの財源にあてなければならぬ。

4 事業団は、第三十六条の十二の規定により国庫納付金を納付したときは、その納付額により資本金を減少するものとする。

第十二条中「石炭鉱業整備事業団」を「石炭鉱業合理化事業団」に改める。

第十三条中「、第五十条（法人の住所）及び第五十四条（代表権の制限）」を「及び第五十条（法人の住所）」に改める。

第十四条中「理事長一人」の下に「、副理事長一人」を加える。

第十五条中第三項を第四項とし、第二項を削り、第一項の次に次の二項を加える。

2 副理事長は、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、理事長が定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副

理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。
第十六条第二項中「理事」を「副理事長及び理事」に改める。

第十八条第二項中「理事」を「副理事長又は理事」に改める。

第十九条第二項中「理事」を「副理事長若しくは理事」に改める。

第二十三条中「事業団の業務の一部」を「事業団の従たる事務所の業務」に改める。

第二十五条第一項第七号中「前各号に掲げるもの」を「第一号から第六号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務」に、「第七条の目的を達成するため」を「石炭鉱業の整備のため」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第六号を第九号とし、第五号の二を第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 石炭坑の近代化に必要な設備資金の貸付け

八 石炭の流通の合理化に必要な設備資金の貸付け

第二十五条第二項中「前項第七号」を「前項第十号」に改める。

第二十六条第二項に次の一号を加える。

七 前条第一項第七号及び第八号に規定する設備資金（以下「近代化資金」という。）の貸付け及び償還の方法

第二十六条の次に次の一条を加える。

（区分経理）

第二十六条の二 事業団は、第九条の二第一項及び第二項の規定による政府の出資金並びにこれを運用した場合に生ずる利子に係る経理については、政令で定めるところにより、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

第二十七条の見出しを「事業計画等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 事業団は、事業年度の毎四半期開始前に、前項の認可を受けた事業計画に適合するようにその四半期に係る近代化資金の貸付計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 第一項の事業計画及び前項の貸付計画に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

第二十九条中「及び損益計算書」を「、損益計算書及び決算報告書」に改める。

第三十六条第一項中「事業団の業務に必要な費用にあてため、この法律の施行の日から六年間」を「石炭鉱業の整備に関する業務に必要な費用にあてため」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とする。

第三十六条の二の次に次の十条を加える。

（貸付けの相手方等）

第三十六条の三 第二十五条第一項第七号に規定する設備資金の貸付けは、採掘権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対して、同項第八号に規定する設備資金の貸付けは、採掘権者若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対して行なうものとする。

2 第二十五条第一項第七号に規定する設備資金の貸付けは、石炭坑の近代化に必要な設備であつて通商産業省令で定めるものについて、その設備に係る石炭坑において掘採しようとする石炭の鉱量並びにその石炭坑の近代化

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（一三八）

が完了した後はその石炭坑において掘採する石炭の生産能率及び生産費が通商産業省令で定める基準に適合する場合に限り、行なうものとする。

3 第二十五条第一項第八号に規定する設備資金の貸付けは、石炭の流通の合理化に必要な設備であつて通商産業省令で定めるものについて、その設備が二以上の採掘権者若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者の事業の用に供され、かつ、その合理化の効果が大きいと認められる場合に限り、行なうものとする。

4 通商産業大臣は、前三項の通商産業省令の制定又は改廃をしようとするときは、石炭鉱業審議会の意見をきかなければならない。

（利率及び償還期間）

第三十六条の四 近代化資金に係る貸付金は、無利子とし、その償還期間は、十五年（すえおき期間を含む。）をこえない範囲内において政令で定める期間とする。

（償還方法）

第三十六条の五 近代化資金に係る貸付金の償還は、半年賦均等償還の方法によるものとする。
（償還期日の繰上げ）

第三十六条の六 事業団は、近代化資金の貸付けを受けた者が会社である場合において、その貸付けを受けた日の属する事業年度以後の事業年度の決算において計上した利益（第七十八条の規定により損益計算書その他の計算書類の作成の方法について不当な経理を是正すべき旨の勧告を受けた会社については、その勧告に従つて再計算することとしたときの当該決算期の利益とし、これらの利益の範囲は、政令で定めるものに限るものとする。）の額がその資本の額又は出資の総額に政令で定める率を乗じて算出した金額をこえるときは、政令で定めるところにより、その者に係る貸付金の全部又は一部についてその償還期日を繰り上げることができ、

（支払の猶予）

第三十六条の七 事業団は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができ、

（一時償還）

第三十六条の八 事業団は、近代化資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するときは、その者に対し、い

つても、貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

- 一 正当な理由がなくて貸付金の償還を怠つた場合
- 二 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用した場合
- 三 正当な理由がなくて貸付けの条件に違反した場合
- 四 第三十六条の十一の規定による命令に係る者である場合

五 貸付金に係る設備を譲渡した場合その他通商産業省令で定める場合

（違約金等）

第三十六条の九 事業団は、近代化資金の貸付けを受けた者が支払期日までに貸付金を償還せず、又は前条の規定により償還を請求された貸付金を償還しなかつたときは、政令で定めるところにより、違約金を徴収するものとする。

2 事業団は、前条の規定により貸付金の償還を請求した場合において、償還をすべき者が正当な理由がなくてその償還を怠つたときは、当該貸付金を担保するために設定された抵当権その他の権利を実行するものとする。

（利益の配当の制限）

第三十六条の十 近代化資金の貸付けを受けた者が会社である場合には、当該借入金の償還が終わるまでの期間に係る各事業年度においては、政令で定めるところにより、減価償却その他の費用について必要な経理を行つた後でなければ、当該決算において利益の配当をしてはならない。

（償還命令）

第三十六条の十一 通商産業大臣は、鉱業権者若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者であつて近代化資金の貸付けを受けたものが第六十条第一項若しくは第六十一条第一項又は第七十八条の規定による勧告に従わないときは、事業団に対し、その者に係る貸付金の全部又は一部の償還を命ずることができ、

（国庫納付金）

第三十六条の十二 事業団は、政令で定めるところにより、前事業年度に回収した近代化資金に係る貸付金の額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

第三十七条を次のように改める。

（借入金及び石炭鉱業合理化債券）

第三十七条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、短

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（一三八）

- 期借入金をし、又は石炭鉱業の整備に関する業務に必要な費用にあてるため、長期借入金をし若しくは石炭鉱業合理化債券（以下「債券」という。）を発行することができ、
- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
 - 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
 - 4 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
 - 5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
 - 6 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行、償還、利子の支払その他の債券に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
 - 7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定

は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社に
ついて準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、
債券に関し必要な事項は、政令で定める。
第三十七条の次に次の二条を加える。

（償還計画）

第三十七条の二 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び
債券の償還計画をたてて、通商産業大臣の認可を受けな
ければならない。

（余裕金の運用）

第三十七条の三 事業団は、次の方法による場合を除くほ
か、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 資金運用部への預託
 - 二 銀行への預金又は郵便貯金
 - 三 信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託
- 第四十条の次に次の三条を加える。

（手数料）

第四十条の二 事業団は、その貸付業務の執行に必要な費
用にあてるため、近代化資金の貸付けを受けようとする
者及びその貸付けを受けることとなつた者から、政令で

定めるところにより、手数料を徴収することができる。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第四十条の三 事業団は、その役員及び職員に対する給与
及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通
商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更
しようとするときも、同様とする。

（省令への委任）

第四十条の四 この法律及びこれに基づく命令に規定する
もののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項
は、通商産業省令で定める。
第三章に次の一節を加える。

第六節 補則

（大蔵大臣との協議）

第五十三条の二 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大
臣と協議しなければならない。

- 一 第二十六条第一項、第二十七条第一項若しくは第二
項、第三十七条第一項若しくは第二項又は第三十七条
の二の認可をしようとするとき。
- 二 第二十八条、第二十九条又は第四十条の三の承認を
しようとするとき。

三 第二十七条第三項、第三十六条の三第一項から第三
項まで、第三十六条の八第五号又は第四十条の四の通
商産業省令を定めようとするとき。

（共済組合の組合員期間の特例）

第五十三条の三 事業団の設立の際現に国家公務員共済組
合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「組合法」
という。）第三条の国家公務員共済組合（以下「組合」と
いう。）の組合員（組合法の長期給付に関する規定の適用
を受けない者、組合法第二百五条の規定の適用を受け
る者及びその退職により組合法による退職年金の支給を
受ける権利を取得する者を除く。以下「組合員」とい
う。）である者が退職し、引き続き事業団の役員又は職員
（以下「役職員」という。）となつた場合において、その
者が、そのなつた日から六十日以内に、政令で定めると
ころにより、その引き続き役職員としての在職期間を、
これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき（以下
「復帰したとき」という。）の組合法第三十八条の規定に
よる組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを
希望する旨をその組合に申し出たときは、当該退職（以
下「転出」という。）に係る組合法の長期給付は、その申

出をした者（以下「復帰希望役職員」という。）が引き続
き役職員として在職する間、その支払を差し止める。

第五十三条の四 復帰希望役職員が引き続き役職員として
在職し、引き続き復帰したときは、転出に係る組合法の
長期給付は、廃疾年金にあつては転出の時にさかのぼつ
てその支給を停止し、退職一時金及び廃疾一時金にあつ
てはこれを受ける権利は消滅する。

2 復帰希望役職員が引き続き役職員として在職し、引き
続き復帰したときは、組合法の長期給付に関する規定
（第六章の規定を除く。）の適用については、その者は、
当該役職員であつた期間引き続き組合員であつたものと
みなす。ただし、当該役職員であつた期間に発した疾病
又は負傷に係る廃疾給付については、この限りでない。

3 前項の場合において、組合法第四十二条第二項の規定
の適用については、同項中「俸給」とあるのは、「俸給
（組合の運営規則で定める仮定俸給を含む。）」とする。

第五十三条の五 復帰希望役職員及び事業団については、
当該復帰希望役職員の転出の時にさかのぼつて、組合法
第六章（短期給付及び福祉事業に係る部分を除く。）の規
定を準用する。この場合において、組合法第九十九条第

二項各号列記以外の部分中「及び国の負担金」とあるのは「事業団の負担金及び国の負担金」と、同項第二号中「国の負担金」とあるのは「事業団の負担金」と、第百条第二項中「俸給」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定俸給」と、第百二条中「各省各庁の長又は職員団体」とあり、又は「国又は職員団体」とあるのは「事業団」とする。

第五十三条の六 復帰希望役員が引き続き役員として在職しなくなつたとき（引き続き復帰したときを除く。）は、その組合又は組合法第二十一条第一項の国家公務員共済組合連合会は、政令で定めるところにより、当該復帰希望役員及び事業団に対し、これらの者が負担した掛金又は負担金を返還しなければならない。

第七十一条第一項中「三十人」を「四十人」に改める。

第七十八条中「又は租鉱権者」を「若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者」に改める。

第七十九条を次のように改める。

第七十九条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、鉱業者若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者に対し、その業務又は

經理の状況に関し報告をさせることができる。
第八十九条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 第三十七条の三の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

四 第五十二条第二項の命令に違反したとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(石炭鉱業合理化事業団の設立等)

第二条 改正前の第七条の規定により設置された石炭鉱業整備事業団は、この法律の施行の日において、改正後の同条に規定する石炭鉱業合理化事業団となるものとする。

2 この法律の施行の日の前日において石炭鉱業整備事業団の理事長、理事又は監事である者の任期は、改正前の第十六条第三項の規定にかかわらず、その日に満了する。

3 改正前の石炭鉱業合理化臨時措置法の規定によつて石

炭鉱業整備事業団に対してした処分又は同法の規定によつて石炭鉱業整備事業団がした手続その他の行為は、改正後の石炭鉱業合理化臨時措置法の規定によつて石炭鉱業合理化事業団に対してした処分又は同法の規定によつて石炭鉱業合理化事業団がした手続その他の行為とみなす。

(経過規定)

第三条 石炭鉱業合理化事業団が最初に作成する近代化資金の貸付計画については、改正後の第二十七条第二項中「事業年度の毎四半期開始前に」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

第四条 改正前の第三十六条第三項に規定する者が、同条第一項の規定により昭和三十五年三月三十一日までの分として納付すべきであつた納付金の額の算定については、なお従前の例による。

(登録税法の一部改正)

第五条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号及び第二十五号中「石炭鉱業整備事業団」を「石炭鉱業合理化事業団」に改める。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（一三八）

(印紙税法の一部改正)

第六条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十二を次のように改める。

六ノ十二 石炭鉱業合理化事業団が石炭鉱業合理化臨時措置法第二十五条第一項第一号若ハ第二号ノ業務トシテ行フ探掘権若ハ鉱業施設ノ買取又ハ同項第七号若ハ第八号ノ業務トシテ行フ貸付ニ関シ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第七条 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「石炭鉱業整備事業団」を「石炭鉱業合理化事業団」に改める。

第八条第六項第六号中「第百条」の下に「（他の法律において準用する場合を含む。）」を加える。

(法人税法の一部改正)

第八条 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第七号中「石炭鉱業整備事業団」を「石

炭鉱業合理化事業団」に改める。

（地方税法の一部改正）

第九条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号、第七十三条の五第二項、第七十九条及び第三百四十八条第二項第二号の二中「石炭鉱業整備事業団」を「石炭鉱業合理化事業団」に改める。

電気工事士法

（昭和二十五年八月一日）
法律第百三十九号

（目的）

第一条 この法律は、電気工事の作業に従事する者の資格及び義務を定め、もつて電気工事の欠陥による災害の発生の防止に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第二条 この法律において「一般用電気工作物」とは、電

気事業者からの受電に係る電気を使用するために設置する屋内配線、屋側配線その他の工作物をいう。ただし、その設置及び管理に関する事項について法令に特別の定めのある工作物その他の電気に関する保安上支障がないと認められる工作物であつて、政令で定めるものを除く。

2 この法律において「電気工事」とは、一般用電気工作物を設置し、又は変更する工事をいう。ただし、政令で定める軽微な工事を除く。

（電気工事士）

第三条 電気工事士免状の交付を受けている者（以下「電気工事士」という。）でなければ、電気工事の作業（一般用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、通商産業省令で定めるものを除く。以下同じ。）に従事してはならない。

（電気工事士免状）

第四条 電気工事士免状は、都道府県知事が交付する。

2 電気工事士免状は、次の各号の一に該当する者でなければ、その交付を受けることができない。

一 電気工事士試験に合格した者

して必要な知識及び技能について行なう。

2 電気工事士試験は、都道府県知事が行なう。

3 電気工事士試験の試験科目、受験手続その他電気工事士試験の実施細目は、政令で定める。

（電気工事士試験委員）

第六条 電気工事士試験の実施に関する事務を行なわせるため、都道府県に、電気工事士試験委員を置く。

2 電気工事士試験委員に關し必要な事項は、政令で定める。

（電気工事士の義務）

第七条 電気工事士は、電気工事の作業に従事するとき、法令で定める一般用電気工作物の保安に関する基準に適合するようにその作業をしなければならない。

2 電気工事士は、電気工事の作業に従事するときは、電気工事士免状を携帯していなければならない。

（届出）

第八条 電気工事士は、電気工事の業務を開始したときは、その開始の日から十日以内に、通商産業省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。届けた事項に変更があつたとき、又はその業務を廃止した

二 通商産業大臣が指定する養成施設において、通商産業省令で定める電気工事士たるに必要な知識及び技能に關する課程を修了した者

三、通商産業省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると都道府県知事が認定した者

3 都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対しては、電気工事士免状の交付を行なわなければならない。

一 次項の規定による電気工事士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

二 この法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

4 都道府県知事は、電気工事士がこの法律の規定に違反したときは、その電気工事士免状の返納を命ずることができる。

5 電気工事士免状の交付、再交付、書換え及び返納に關し必要な事項は、政令で定める。

（電気工事士試験）

第五条 電気工事士試験は、一般用電気工作物の保安に關

ときも、同様とする。

（報告の徴収）

第九条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気工事士に対し、電気工事の業務に関して報告をさせることができる。

（手数料）

第十条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で政令で定める額の手数料を都道府県に納めなければならない。

| 手数料を納付すべき者 | 金額 |
|------------------------|------|
| 一 電気工事士試験を受けようとする者 | 千五百円 |
| 二 電気工事士免状の交付を受けようとする者 | 四百円 |
| 三 電気工事士免状の再交付を受けようとする者 | 二百円 |
| 四 電気工事士免状の書換えを受けようとする者 | 百円 |

（異議の申立て）

第十一条 第四条第四項の規定による都道府県知事の処分

に対して不服のある者は、その処分があつた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立てをすることができる。

第十二条 通商産業大臣は、前条の異議の申立てがあつたときは、異議の申立てをした者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、異議の申立てをした者に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第十三条 通商産業大臣は、前条の聴聞を行なつた後、文書をもつて決定をし、その写しを異議の申立てをした者に送付しなければならない。

（罰則）

第十四条 第三条の規定に違反した者は、三月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第十五条 第九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、一万円以下の罰金に処する。

火薬類取締法の一部を改正する法律

（昭和三十五年八月二日）
法律第四百四十号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十七条の二」に、「第四十五条」を「第四十五条の三」に、「第五十七条」を「第五十七条の二」に改める。

第二条第三号イ中「獵銃雷管」を「銃用雷管」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律において「がん具煙火」とは、がん具として用いられる煙火その他のこれに類する煙火であつて、通商産業省令で定めるものをいう。

第七条中「第三号」の下に「及び第四号」を加え、「認めるときは、許可を与えなければならない。」を「認めるときでなければ、許可をしてはならない。」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

第十六条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

- 一 正当な理由なく、第四条第四項の規定による命令に違反して電気工事士免状を返納しなかつた者
- 二 第八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附 則

1 この法律は、昭和三十五年十月一日から施行する。ただし、第三条、第七条から第九条まで及び第十四条から第十六条までの規定は、公布の日から起算して二年六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 第八条の規定の施行の際現に電気工事の業務を行なつてゐる電気工事士は、同条の施行の日から一月以内に、同条の通商産業省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

三 製造又は販売の業を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。

第十一条第二項中「火薬庫においてする」を削る。

第十二条第二項中「適合するものであるときは、許可を与えなければならない。」を「適合するものであると認めるときでなければ、許可をしてはならない。」に改める。

第十六条第一項中「営業」の下に「の全部又は一部」を加える。

第十七条第一項第二号を次のように改める。

二 販売業者が、火薬類を販売する目的で譲り受け、又はその譲り受けた火薬類を譲り渡すとき。

第十七条第一項第四号中「採掘をする者が」の下に「鉱物を掘採する目的で」を加え、同条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、第一項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の譲渡又は譲受が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、引渡し前に限り、その許可を取り消すことができる。
第十九条を次のように改める。

(運搬)

第十九条 火薬類を運搬しようとする場合は、その荷送人

(他に運搬を委託しないで運搬する場合にあつては、その者)は、その旨を都道府県公安委員会に届け出て、届出を証明する文書(以下「運搬証明書」という。)の交付を受けなければならない。ただし、船舶又は航空機のみにより火薬類を運搬する場合及び総理府令で定める数量以下の火薬類を運搬する場合は、この限りでない。

2 都道府県公安委員会は、前項の届出があつた場合において、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、運搬の日時、通路若しくは方法又は運搬される火薬類の性状若しくは積載方法について、必要な指示をすることができる。

3 都道府県公安委員会は、前項の指示をしたときは、その指示の内容を運搬証明書に記載しなければならない。

4 第十七条第六項から第八項までの規定は、運搬証明書の有効期間、書換え及び再交付について準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県公安委員会」と読み替えるものとする。
第二十条を次のように改める。

第二十条 火薬類を運搬する場合は、運搬証明書を携帯しなくてはならない。ただし、前条第一項ただし書の規定により運搬証明書の交付を受けることを要しない場合は、この限りでない。

2 火薬類を運搬する場合(船舶又は航空機により運搬する場合を除く)は、通路、積載方法及び運搬方法について総理府令(鉄道、軌道、索道及び無軌条電車については、運輸省令)で定める技術上の基準及び前条第一項の規定により運搬証明書の交付を受けることを要する場合にはその運搬証明書に記載された内容に従つてしなければならない。

第二十二条前段中「又は火薬類」を「火薬類」に改め、「消費することを要しなくなった場合」の下に「又は第二十五条第一項の規定により火薬類の消費の許可を受けた者がその許可を取り消された場合」を加える。

第二十三条第三項中「規定は、」の下に「がん具煙火の譲渡、譲受又は消費、」を加える。

第二十五条第一項中「(以下「消費者」という。)」を「(火薬類を廃棄するため爆発させ、又は燃焼させようとする者を除く。以下「消費者」という。)」に、「又は観賞」を

「観賞その他通商産業省令で定めるもの」に改め、「第二十七条の規定に基づき火薬類を廃棄する場合」を削り、同条に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、第一項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、爆発又は燃焼前に限り、その許可を取り消すことができる。
第二十七条を次のように改める。

(廃棄)

第二十七条 火薬類を廃棄しようとする者(以下「廃棄者」という)は、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、製造業者が火薬類の製造中に生じた火薬類の廃棄をその製造所内で廃棄する場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、その廃棄の場所、日時、数量又は方法が不適當であると認めるとき、その廃棄に従事する者が火薬類の廃棄についての知識経験が十分でないと認めるときその他その廃棄が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、前項の許可をしてはならない。

第二章中第二十七条の次に次の一条を加える。

第二十七条の二 火薬類の廃棄は、通商産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

第二十九条を次のように改める。

（保安教育）

第二十九条 製造業者又は販売業者は、通商産業省令で定めるところにより、その従業者に対する保安教育計画を定め、通商産業大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、保安教育計画が前項の通商産業省令で定める保安教育の基準に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。

3 製造業者又は販売業者は、第一項の認可を受けた保安教育計画を忠実に実行しなければならない。

4 都道府県知事は、災害の発生を防止するため特に必要があるとき認めるときは、通商産業省令で定めるところにより、多量の火薬類を消費し、又は相当期間引き続いて火薬類を消費する者を保安教育計画を定めるべき者として指定することができる。

5 第一項から第三項までの規定は、前項の規定により指定された者について準用する。

6 消費者（第四項の規定により指定された者を除く。）及び火薬類の運搬の業を営む者は、その従業者に火薬類による災害の発生防止に必要な教育を施さなければならない。

第三十条の見出しを「保安責任者及び副保安責任者」に改め、同条第一項中「区分」を「ところ」に、「火薬類作業主任者免状」を「火薬類製造保安責任者免状」に、「火薬類作業主任者（以下「作業主任者」という。）」を「火薬類製造保安責任者（以下「製造保安責任者」という。）及び火薬類製造副保安責任者（以下「製造副保安責任者」という。）又は製造保安責任者」に、「火薬類の製造作業に係る保安について監督」を「第三十二条第一項又は第二項に規定する製造保安責任者又は製造副保安責任者の職務」に改め、同条第二項中「区分」を「ところ」に、「火薬類取扱主任者免状」を「火薬類取扱保安責任者免状」に、「火薬類取扱主任者（以下「取扱主任者」という。）」を「火薬類取扱保安責任者（以下「取扱保安責任者」という。）及び火薬類取扱副保安責任者（以下「取扱副保安責任者」という。）又は取

扱保安責任者」に、「火薬類の貯蔵又は消費に係る保安について監督」を「第三十二条第一項又は第二項に規定する取扱保安責任者又は取扱副保安責任者の職務」に改め、同条第三項中「作業主任者又は取扱主任者」を「製造保安責任者若しくは製造副保安責任者又は取扱保安責任者若しくは取扱副保安責任者」に改める。

第三十一条を次のように改める。

（保安責任者免状）

第三十一条 火薬類製造保安責任者免状は、甲種火薬類製造保安責任者免状、乙種火薬類製造保安責任者免状及び丙種火薬類製造保安責任者免状とする。

2 火薬類取扱保安責任者免状は、甲種火薬類取扱保安責任者免状及び乙種火薬類取扱保安責任者免状とする。

3 甲種火薬類製造保安責任者免状及び乙種火薬類製造保安責任者免状は、通商産業大臣の行なう試験に合格した者に対し、丙種火薬類製造保安責任者免状、甲種火薬類取扱保安責任者免状及び乙種火薬類取扱保安責任者免状は、都道府県知事の行なう試験に合格した者に対し交付する。

4 通商産業大臣又は都道府県知事は、次の各号の一に該火薬類取締法の一部を改正する法律（一四〇）

当する者に対しては、火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の交付を行なわなければならないこととする。

一 次項の規定により火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくつた後、二年を経過していない者

5 通商産業大臣又は都道府県知事は、火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の交付を受けた者が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の返納を命ずることができる。

6 第三項の試験の課目、受験手続その他試験の実施細目並びに火薬類製造保安責任者免状及び火薬類取扱保安責任者免状の交付及び返納に関する手続的事項は、通商産業省令で定める。

7 第十七条第七項及び第八項の規定は、火薬類製造保安

責任者免状及び火薬類取扱保安責任者免状の書換え及び再交付について準用する。

第三十二条を次のように改める。

（保安責任者の職務等）

第三十二条 製造保安責任者又は取扱保安責任者は、火薬類の製造又は貯蔵若しくは消費に係る保安に関し通商産業省令で定める職務を行なう。

2 製造副保安責任者又は取扱副保安責任者は、通商産業省令で定めるところにより、製造保安責任者又は取扱保安責任者を補佐する。

3 製造保安責任者若しくは製造副保安責任者又は取扱保安責任者若しくは取扱副保安責任者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。

4 火薬類を取り扱う者は、製造保安責任者又は取扱保安責任者が第一項の職務の執行に関し保安上必要があると認めてする指示に従わなければならない。

第三十三条の見出しを「保安責任者の代理者」に改め、同条第一項中「製造業者」の下に「又は火薬庫の所有者若しくは占有者若しくは第三十条第二項の消費者」を加え、「区分」を「ところ」に、「火薬類作業主任者免状」を「火

第三十五条の次に次の一条を加える。

（定期自主検査）

第三十五条の二 製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、製造施設であつて通商産業省令で定めるものは火薬庫について、通商産業省令で定めるところにより、定期に、保安のための自主検査を行なわなければならない。

2 前項に規定する者は、通商産業省令で定めるところにより、同項の自主検査についての計画を定め、通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 第一項に規定する者は、同項の自主検査が終了したときは、遅滞なくその旨を通商産業大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。

4 通商産業大臣又は都道府県知事は、その職員に、第一項の自主検査に立ち合わせるができる。

第三十九条第二項中「都道府県知事又は警察官」を「警察官、消防吏員若しくは消防団員又は海上保安官」に改める。

第四十一条中「及び火薬庫の所有者若しくは占有者」を

火薬類取締法の一部を改正する法律（一四〇）

薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状」に、「作業主任者」を「製造保安責任者又は取扱保安責任者」に改め、同条第二項中「製造業者」の下に「又は火薬庫の所有者若しくは占有者若しくは第三十条第二項の消費者」を、「通商産業大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、同条第三項中「作業主任者」を「製造保安責任者又は取扱保安責任者」に、「省令」を「命令」に改める。

第三十四条の見出し中「作業主任者」を「製造保安責任者」に改め、同条中「作業主任者若しくはその代理者又は取扱主任者」を「製造保安責任者若しくはその代理者又は製造副保安責任者」に、「省令」を「命令」に、「これらの者を選任した者又はその承継人」を「製造業者」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、取扱保安責任者若しくはその代理者又は取扱副保安責任者が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき又は保安上その職務を遂行させることが不相当であると認めるときは、火薬庫の所有者若しくは占有者又は第三十条第二項の消費者に対し、取扱保安責任者若しくはその代理者又は取扱副保安責任者の解任を命ずることができる。

「火薬庫の所有者又は占有者及び第三十条第二項の消費者」に、「及び出納」を、「出納又は消費」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

第四十二条中「販売業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者」を「若しくは販売業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者若しくは第三十条第二項の消費者」に改め、「事業」の下に「又は火薬類の貯蔵若しくは消費」を加える。

第四十三条第一項中「災害の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、」を「この法律の施行に必要な限度において、」に改め、「消費者」の下に「廃棄者」を、「消費場所」の下に「廃棄場所」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 都道府県公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察職員に、製造業者、販売業者、消費者、廃棄者又は火薬類を保管する者の製造所、販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所又は保管場所に立ち入り、その者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第四十三条第四項中「第一項又は第二項の規定による立入検査」を「第一項から第三項までの規定による立入検査」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、海上保安官に、製造業者、販売業者、消費者、廃棄者又は火薬類を保管する者の製造所、販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所又は保管場所に立ち入り、その者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第四十四条中第四号を削り、第三号を第四号とし、同条第二号中「又は第二十四条第一項」を「、第二十四条第一項又は第二十七条第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第十八条」の下に「、第十九条第一項」を、「第二十三条第二項」の下に「、第二十九条第三項」を、「若しくは第二項」の下に「、第三十五条の二第一項」を加え、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第九条第一項若しくは第二項、第十一条第二項、第

十四条第一項又は第二十七条の二の規定に違反し、災害を発生させ、又は公共の安全を書したとき。

第四十五条の見出しを「（緊急措置等）」に改め、同条中「自動車、軽車両及び船舶による運搬については、運輸大臣」を「船舶及び航空機による運搬については運輸大臣、自動車、軽車両（原動機付自転車を含む。以下同じ。）その他による運搬については都道府県公安委員会」に改め、同条第二号中「又は消費」を「、消費又は廃棄」に改め、同条に次の一号を加える。

四 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。

第三章中第四十五条の次に次の二条を加える。

第四十五条の二 警察官は、火薬類による災害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、火薬類を運搬している自動車又は軽車両を停止させ、当該車両により火薬類を運搬する者に対し、運搬証明書の提示を求め、若しくは第二十条第二項の技術上の基準若しくは運搬証明書に記載された内容に従って運搬しているかどうかについて検査し、又は災害の発生を防止するため必要な応急の措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第四十三条第四項及び第五項の規定は、前項の場合に準用する。

（火薬類取締官）

第四十五条の三 製造業者、販売業者、火薬庫の所有者又は占有者その他火薬類を取り扱う者に対する監督又は指導を行なわせるため、通商産業省に火薬類取締官を置く。

2 火薬類取締官の資格に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十八条第一項中「又は第二十五条第一項」を「、第二十五条第一項又は第二十七条第一項」に改める。

第四十九条第一項中「（国を除く。）」を削り、同項の表第六号中「第二十条」を「第十九条第一項」に、同表第十一号中「火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状」を「火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状」に改め、同条第二項中「通商産業大臣に対してする者」の下に「、第十二条第一項の許可の申請を海運局長に対してする者」を加え、「甲種火薬類作業主任者免状又は乙種火薬類作業主任者免状」を「甲種火薬類製造保安責任者免状又は乙種火薬類製造保安責任者免状」に改める。

第五十条第一項中「第十二条の二第二項」の下に「、第

十四条第二項」を、「第十六条第二項」の下に「、第三十五条の二」を加え、「海上保安庁長官（湖沼河川については、都道府県知事）」を「海運局長」に改める。

第五十一条第一項中「第三十条第二項及び第三十六条」を「第三十六条及び第四十五条の二」に改め、同条第二項中「第二十七条」を「第二十七条の二」に、「第三十条第二項、第三十三条及び第三十六条」を「第三十六条及び第四十五条の二」に改め、同条第三項中「第十九条から第二十条まで」を「第二十条第二項（第十九条第一項ただし書の総理府令で定める数量以下のものを運搬する場合に限る。）、第二十一条、第二十二条」に、「第三十条第二項、第三十三条及び第三十六条」を「第二十七条の二、第三十六条及び第四十五条の二（第十九条第一項ただし書の総理府令で定める数量以下のものを運搬する場合に限る。）」に改め、同条第四項中「第四十三条第一項」を「第四十一条、第四十二条、第四十三条第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 がん具煙火については、前項に規定するもののほか、第五条、第十八条、第二十五条及び第二十六条の規定は、適用しない。

5 前二項に規定するもののほか、第三条、第四条、第十条第二項及び第三項、第十三条、第二十九条、第三十条第一項及び第二項、第三十五条、第三十五条の二、第三十八条、第四十一条並びに第四十六条第一項第二号の規定は、各規定ごとに通商産業省令で定める数量以下のがん具煙火については、適用しない。

第五十二条第一項を次のように改める。
都道府県知事は、第十七条第一項又は第二十五条第一項の許可をしようとするときは、政令で定めるところにより、都道府県公安委員会の意見をきかなければならぬ。

第五十二条中第二項を第五項とし、第一項の次に次の三項を加える。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三条、第五条、第八条、第九条第三項、第十条第一項、第十一条第三項、第十二条第一項、第十四条第二項、第十七条第一項若しくは第三項、第二十四条第一項、第二十五条第一項若しくは第三項、第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三項、第四十四条若しくは第四十五条の規定による処分をしたとき、又は第十二条の二第二項若しくは

は第十六条の規定による届出を受理したときは、政令で定める区分により、すみやかにその旨を国家公安委員会、都道府県公安委員会又は海上保安庁長官に通報しなければならぬ。

3 運輸大臣は、第四十五条の緊急措置（船舶に係るものを除く。）をしたときは、政令で定める区分により、すみやかにその旨を国家公安委員会又は都道府県公安委員会に通報しなければならぬ。

4 国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会又は海上保安庁長官は、火薬類の製造、販売、貯蔵その他の取扱いに關し、公共の安全の維持又は海上の安全の維持のため特に必要があると認めるときは、政令で定める区分により、通商産業大臣又は都道府県知事に対し、必要な措置をとるべきことを要請することができる。

第五十三条中「第十九条第二項」を「第二十条第二項」に、「第二十七条第一項」を「第二十七条の二」に改める。

2 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により道公安委員会の権限に属する事項は、政令の定めるところにより、方面公安委員会に行なわせることができる。

第四章中第五十七条の次に次の一条を加える。

（国に対する適用）

第五十七条の二 この法律の規定は、第四十九条及び第五十五条並びに次章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」とする。

第五十八条中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第五十九条中「五万円」を「十万円」に改め、同条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第二十七条第一項の規定に違反し、許可を受けないうて火薬類を廃棄した者

第五十九条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第二十九条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反し、認可を受けないうて火薬類の製造、販売又は消費をした者

第六十条第一号中「第十七条第四項、第十九条第二項」を「第十七条第五項、第二十条第二項」に、「第二十七条第一項」を「第二十七条の二」に改め、同条第二号中「第十九条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条第三号中「第二十条」を「第十九条第一項」に改め、同条第四号及

火薬類取締法の一部を改正する法律（一四〇）

び第五号を削り、同条第六号を同条第四号とする。

第六十一条第一号中「第三十一条第四項」を「第三十一条第五項」に、「火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状」を「火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状」に改め、同条第二号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「又は虚偽の記載をした者」を「若しくは虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者」に改め、同条第三号中「第三十六条第一項」を「第三十五条の二第三項、第三十六条第一項」に改め、同条第四号中「又は第四十六条第一項」を「、第三十五条の二第二項又は第四十六条第一項」に改め、同条第五号中「第四十三条第一項若しくは第二項」を「第四十三条第一項から第三項まで」に改め、同条に次の一号を加える。

六 第四十五条の二第一項の規定による警察官の停止に従わず、提示の要求を拒み、若しくは検査を拒み、若しくは妨げ、又は同項の規定による命令に従わなかつた者

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の第二十条第一項の規定に基づいて交付された運搬証明書は、改正後の第十九条第一項の規定に基づいて交付された運搬証明書とみなす。
- 3 改正前の第二十七条第二項の規定により火薬類の廃棄の届出をした者であつて、この法律の施行の日から起算して十日以内に当該届出に係る火薬類を廃棄するものは、改正後の同条第一項の規定により当該火薬類の廃棄について許可を受けたものとみなす。
- 4 改正前の第三十条第三項又は第三十三条第二項の規定により届け出た火薬類作業主任者の代理者は、それぞれ改正後の第三十条第三項又は第三十三条第二項の規定により届け出た火薬類製造保安責任者若しくは火薬類取扱保安責任者又は火薬類製造保安責任者の代理者とみなす。
- 5 改正前の第三十一条第三項の規定に基づいて交付された火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状（火

- 薬類取締法附則第五項の規定により同法の規定による火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状とみなされたものを含む。）は、それぞれ改正後の同条第一項又は第二項の火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状とみなす。
- 6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 7 建築基準法の一部改正
(建築基準法の一部改正)
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。
別表第二（二）項第三号（一）中「玩具用煙火」を「玩具煙火」に改め、同表は（一）項第一号（一）中「火薬類の製造」を「火薬類（玩具煙火を除く。）の製造」に改める。
(通商産業省設置法の一部改正)
- 8 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。
第二十七条第十一号の次に次の一号を加える。
十一の二 火薬類の取締りに関すること。
(自衛隊法の一部改正)

9 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項中「火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）の規定は、」の下に「同法第五十七条の二の規定にかかわらず、」を加え、「第十九条第二項」を「第二十条第二項、第二十七条の二」に改め、「第二十九条」を削る。

道路運送法の一部を改正する法律

(昭和三十五年八月二日
法律第四百十一号)

道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の次に次の一条を加える。
(運行管理者)

第二十五条の二 自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理させるため、運輸省

道路運送法の一部を改正する法律（一四一）

令で定める営業所ごとに、年齢、事業用自動車の運行の管理又は運転の経歴その他について運輸省令で定める一定の要件を備える者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。

- 2 前項の運行管理者が処理すべき事項の範囲及び運行管理者の選任に關し必要な事項は、運輸省令で定める。
- 3 運輸大臣は、運行管理者がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、自動車運送事業者に対し、運行管理者の解任を命ずることができる。
- 4 運輸大臣は、前項の命令をしようとするときは、当該自動車運送事業者及び当該運行管理者に対し、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞をしなければならない。聴聞に際しては、これらの者に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

第三十条の見出しを「(輸送の安全等)」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

- 2 運輸大臣は、自動車運送事業者が前項の運輸省令で定める事項を遵守していないため輸送の安全が確保されていないと認めるときは、当該自動車運送事業者に対し、施設又は運行の管理の方法の改善その他その是正のため

に必要な措置を講ずべきことを命ずることができ、
第四十三条の二に次の一項を加える。

- 4 陸運局長は、第一項の規定による命令に係る自動車であつて、道路運送車両法の規定によるまつ消登録をしたものについては、前条に規定する輸送施設の使用の停止又は事業の停止の期間が満了するまでは、同法第二十二條第一項の新規登録用謄本を交付しないものとする。
- 第四十六条中「第二十五条」の下に、「第二十五条の二」を加える。

第七十九条第一項中「第二十一条」の下に、「第二十五条の二第三項及び第四項、第三十条第二項」を加え、「及び第二百二十三条」を「並びに第二百二十三条」に改める。

第二百二十六条の見出しを「(報告、検査及び調査)」に改め、同条第一項中「その他の」を「その他」に改め、同条第二項中「必要がある」を「特に必要がある」に、「道路運送事業者の事業場」を「道路運送事業者その他自動車若しくは軽車両を所有し、若しくは使用する者若しくはこれらの者の組織する団体の事務所その他の事業場(道路運送事業又は自動車若しくは軽車両の管理に係るものに限る。)」に改める。

第二百二十六条第四項中「第二項」を「第二項及び第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

- 3 当該行政庁は、自動車又は軽車両による輸送の実情の調査を行なうため特に必要があると認めるときは、その職員をして、当該調査のため必要な限度において、道路を通行する自動車又は軽車両の運転者に対し一時当該自動車又は軽車両を停止することを求め、及び運転者又はその補助者に輸送の経路、貨物の種類その他の事項を質問させることができる。

第二百二十八条中「三十万円以下の罰金に処する」を「一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改める。

第二百二十八条の二中「二十万円以下の罰金に処する」を「六月以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改める。

第二百二十八条の二の次に次の一条を加える。

第二百二十八条の三 左の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを

併科する。

- 一 第三十八条第一項(第七十二条において準用する場合を含む。)の規定により許可を受けてしななければならぬ事項を許可を受けなかつた者
 - 二 第一百一条第一項の規定に違反した者
 - 三 第一百二条第一項の規定による処分に違反した者
- 第二百二十九条第三号を次のように改める。

三 第三十七条第一項、第四十一条第一項(第七十二条において準用する場合を含む。)、第一百一条第一項又は第一百一条第二項の規定により許可を受けてしななければならぬ事項を許可を受けなかつた者

第三百三十条第一号中「第三十七条第一項、第三十八条第一項(第七十二条において準用する場合を含む。)、第四十一条第一項(第七十二条において準用する場合を含む。)」を削り、「第八十六条第一項(第九十四条において準用する場合を含む。)、第一百一条第一項又は第一百一条第二項」を「又は第八十六条第一項(第九十四条において準用する場合を含む。)」に、「許可又は認可」を「認可」に改める。

第三百三十条第二号中「第十九条第二項」の下に、「第二十五条の二第三項、第三十条第二項」を加える。

第三百三十条第三号中「第十五条」の下に、「第二十五条の二第二項」を加え、「第八十九条又は第一百一条第一項」を「又は第八十九条」に改める。

第三百三十条第四号中「第九十七条第一項又は第一百二条第一項」を「又は第九十七条第一項」に改める。

第三百三十一条及び第三百三十三条第三項中「三万円」を「五万円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、第二十五条の二を加える改正規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

2 改正後の第四十三条の二第四項の規定は、この法律の施行の日前にした道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の規定によるまつ消登録の申請に係る自動車については、適用しない。

自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(一四二)
小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(一四三)
モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(一四四)

自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

(昭和三十五年八月五日)
法律第四百四十二号

自転車競技法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第四百六十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十七条中「三年」を「四年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

(昭和三十五年八月五日)
法律第四百四十四号

モーターボート競走法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第十一项中「三年」を「四年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

(昭和三十五年八月五日)
法律第四百四十三号

小型自動車競走法の一部を改正する法律(昭和三十二年

薬事法

(昭和三十五年八月十日)
法律第四百四十五号

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
 - 第二章 薬事審議会(第三条・第四条)
 - 第三章 薬局(第五条―第十一条)
 - 第四章 医薬品等の製造業及び輸入販売業
 - 第一節 製造業(第十二条―第二十一条)
 - 第二節 輸入販売業(第二十二条・第二十三条)
 - 第五章 医薬品及び医療用具の販売業(第二十四条―第四十条)
 - 第六章 医薬品等の基準及び検定(第四十一条―第四十三条)
 - 第七章 医薬品等の取扱い
 - 第一節 毒薬及び劇薬の取扱い(第四十四条―第四十八条)
 - 第二節 医薬品の取扱い(第四十九条―第五十八条)
- 薬事法(一四五)

法律第四百六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第六项中「三年」を「四年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

第三節 医薬部外品の取扱い(第五十九条・第六十条)

第四節 化粧品等の取扱い(第六十一条・第六十二条)

第五節 医療用具の取扱い(第六十三条―第六十五条)

条)

第八章 医薬品等の広告(第六十六条―第六十八条)

第九章 監督(第六十九条―第七十七条)

第十章 雑則(第七十八条―第八十三条)

第十一章 罰則(第八十四条―第八十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具に関する事項を規制し、その適正をはかることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「医薬品」とは、次の各号に掲げる物をいう。

- 一 日本薬局方に収められている物
- 二 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用され

ることが目的とされている物であつて、器具器械（歯科材料、医療用品及び衛生用品を含む。以下同じ。）でないもの（医薬部外品を除く。）

三 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、器具器械でないもの（医薬部外品及び化粧品を除く。）

2 この法律で「医薬部外品」とは、次の各号に掲げることが目的とされており、かつ、人体に対する作用が緩和な物であつて器具器械でないもの及びこれらに準ずる物で厚生大臣の指定するものをいう。ただし、これらの使用目的のほか、前項第二号又は第三号に規定する用途に使用されることもあわせて目的とされている物を除く。

- 一 吐きけその他の不快感又は口臭若しくは体臭の防止
- 二 あせも、ただれ等の防止
- 三 脱毛の防止、育毛又は除毛
- 四 人又は動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみ等の駆除又は防止

3 この法律で「化粧品」とは、人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪

試験に関する事項を除く。）を調査審議させるため、厚生省に、附属機関として中央薬事審議会を置く。

2 中央薬事審議会の組織、運営その他中央薬事審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

（地方薬事審議会）

第四条 都道府県知事の諮問に応じ、薬事に関する当該都道府県の事務及びこの法律に基づき当該都道府県知事の権限に属する事務のうち政令で定めるものに関する重要事項を調査審議させるため、各都道府県に、地方薬事審議会を置くことができる。

2 地方薬事審議会の組織、運営その他地方薬事審議会に關し必要な事項は、当該都道府県の条例で定める。

第三章 薬局

（開設の許可）

第五条 薬局は、その所在地の都道府県知事の許可を受けなければ、開設してはならない。

2 前項の許可は、二年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

（許可の基準）

第六条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一

薬事法（一四五）

をすこやかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。ただし、これらの使用目的のほか、第一項第二号又は第三号に規定する用途に使用されることもあわせて目的とされている物及び医薬部外品を除く。

4 この法律で「医療用具」とは、人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている器具器械であつて、政令で定めるものをいう。

5 この法律で「薬局」とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行なう場所（その開設者が医薬品の販売業をあわせ行なう場合には、その販売業に必要な場所を含む。）をいう。ただし、病院若しくは診療所又は家畜診療施設の調剤所を除く。

第二章 薬事審議会

（中央薬事審議会）

第三条 厚生大臣の諮問に応じ、薬事（医療用具に関する事項を含む。以下同じ。）に関する重要事項（薬剤師国家

項の許可を与えないことができる。

一 その薬局の構造設備が、厚生省令で定める基準に適合しないとき。

二 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行なう役員を含む。第十三条第二項において同じ。）が、次のイからホまでのいずれかに該当するとき。

イ 第七十五条第一項の規定により許可を取り消され、取消の日から三年を経過していない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過していない者

ハ イ及びロに該当する者を除くほか、この法律、麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号）その他薬事に関する法令又はこれに基づく処分違反し、その違反行為があつた日から二年を経過していない者

ニ 禁治産者、精神病者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者

ホ その性癖素行に照らして、薬局を管理する薬剤師の第九条に規定する義務の遂行を著しく阻害すること

とが明白である者

（名称の使用制限）

第七条 医薬品を取り扱う場所であつて、第五条第一項の許可を受けた薬局（以下単に「薬局」という。）でないものには、薬局の名称を附してはならない。ただし、厚生省令で定める場所については、この限りでない。

（薬局の管理）

第八条 第五条第一項の許可を受けた者（以下「薬局開設者」という。）が薬剤師であるときは、自らその薬局を實地に管理しなければならない。ただし、その薬局を實地に管理させるために、その薬局に他の薬剤師を置いたときは、この限りでない。

2 薬局開設者が薬剤師でないときは、その薬局を實地に管理させるために、その薬局に薬剤師を置かなければならない。

3 薬局を管理する薬剤師（以下「薬局の管理者」という。）は、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事する者であつてはならない。ただし、その薬局の所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

（管理者の義務）

第九条 薬局の管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局に勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、その薬局の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その薬局の業務につき、必要な注意をしなければならない。

2 薬局開設者は、薬局の管理者が前項に規定する義務を遂行するに当たつて支障を生ずることがないように、必要な配慮をしなければならない。

（休廃止等の届出）

第十条 薬局開設者は、その薬局を廃止し、休止し、若しくは休止した薬局を再開したとき、又はその薬局の管理者その他厚生省令で定める事項を変更したときは、十日以内に、薬局の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

（政令への委任）

第十一条 この章に定めるもののほか、薬局の開設の許可、許可の更新、管理その他薬局に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 医薬品等の製造業及び輸入販売業

第一節 製造業

（製造業の許可）

第十二条 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造（小分けを含む。以下同じ。）をしてはならない。

2 前項の許可は、厚生大臣が製造所ごとに与える。

3 第一項の許可は、二年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

（許可の基準）

第十三条 前条第一項の許可の申請者が製造しようとする物が、日本薬局方に収められていない医薬品、医薬部外品又は次条第一項に規定する化粧品若しくは医療用具である場合において、その者がその物につき同条（第二十三條）において準用する場合を含む。）の規定による厚生大臣の承認を受けていないときは、その品目に係る前条第一項の許可は、与えない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の許可を与えないことができる。

一 その製造所の構造設備が、厚生省令で定める基準に

薬事法（一四五）

適合しないとき。

二 申請者が、第六条第二号イからホまでのいずれかに該当するとき。

（日本薬局方外医薬品等の製造の承認）

第十四条 厚生大臣は、日本薬局方に収められていない医薬品、医薬部外品、厚生大臣の指定する成分を含有する化粧品又は医療用具（厚生大臣の指定する医療用具を除く。）につき、これを製造しようとする者から申請があつたときは、その名称、成分、分量、用法、用量、効能、効果等を審査して、品目ごとにその製造についての承認を与える。

2 前項の承認を受けた者は、当該品目について承認された事項の一部を変更しようとするときは、その変更についての承認を求めることができる。

（医薬品の製造の管理）

第十五条 医薬品の製造業者は、自ら薬剤師であつてその製造を實地に管理する場合のほか、その製造を實地に管理させるために、製造所ごとに、薬剤師を置かなければならない。ただし、その製造の管理について薬剤師を必要としない医薬品については、厚生大臣の承認を受け

て、薬剤師以外の技術者をもつてこれに代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、生物学的製剤その他厚生大臣の指定する医薬品の製造業者は、当該医薬品の製造については、厚生大臣の承認を受けて自らその製造を實地に管理する場合のほか、その製造を實地に管理させるために、製造所ごとに、厚生大臣の承認を受けて、医師、細菌学的知識を有する者その他の技術者を置かなければならない。

3 前二項の規定により医薬品の製造を管理する者（以下「医薬品製造管理者」という。）については、第八条第三項及び第九条の規定を準用する。この場合において、第八条第三項中「その薬局の所在地の都道府県知事」とあるのは、「厚生大臣」と読み替えるものとする。

（医薬品の製造に関する遵守事項）

第十六条 厚生大臣は、生物学的製剤その他その製造に關し特別の注意を必要とする医薬品について、厚生省令で、製造所内外の清潔保持、作業記録の作成その他その医薬品の製造に關し製造業者が遵守すべき事項を定めることができる。

（都道府県知事の經由）

第二十条 この節の規定による許可、許可の更新若しくは承認（第十四条の規定による承認を除く。）の申請又は届出は、製造所の所在地の都道府県知事を経由して行なわなければならない。

2 第十四条の規定による承認の申請は、申請者の住所地（法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。以下同じ。）の都道府県知事を経由して行なわなければならない。ただし、当該品目を製造しようとする製造所の所在地の都道府県知事を経由して行なうこともできる。

（省令への委任）

第二十一条 この節に定めるもののほか、製造業の許可、許可の更新、製造品目の承認、製造所の管理その他医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

第二節 輸入販売業

（輸入販売業の許可）

第二十二条 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の輸入販売業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業

薬事法（一四五）

（医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造の責任技術者）
第十七条 医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業者は、厚生省令の定めるところにより、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造を實地に管理させるために、製造所ごとに、責任技術者を置かなければならない。
2 前項の責任技術者については、第九条の規定を準用する。

（製造品目の変更等の許可）

第十八条 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業者は、当該製造所において製造する品目を変更し、又は追加しようとするときは、厚生大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可については、第十三条の規定を準用する。
（休廃止等の届出）

第十九条 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業者は、その製造所を廃止し、休止し、若しくは休止した製造所を再開したとき、又は医薬品製造管理者、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具の製造所の責任技術者その他厚生省令で定める事項を変更したときは、十日以内に、厚生大臣にその旨を届け出なければならない。

として、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の輸入としてはならない。

2 前項の許可は、厚生大臣が営業所ごとに与える。
3 第一項の許可は、二年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

（準用）

第二十三条 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の輸入販売業については、第十三条から第二十一条までの規定を準用する。

第五章 医薬品及び医療用具の販売業

（医薬品の販売業の許可）

第二十四条 薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ、業として、医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列（配置することを含む。以下同じ。）してはならない。ただし、医薬品の製造業者又は輸入販売業者が、その製造し、又は輸入した医薬品を、薬局開設者又は医薬品の製造業者若しくは販売業者に販売し、授与し、又はその販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するとき、この限りでない。

2 前項の許可は、二年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

(医薬品の販売業の許可の種類)

第二十五条 医薬品の販売業の許可を分けて、次のとおりとする。

- 一 一般販売業の許可
- 二 薬種商販売業の許可
- 三 配置販売業の許可
- 四 特例販売業の許可

(一般販売業の許可)

第二十六条 一般販売業の許可は、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事が与える。

2 前項の許可については、第六条の規定を準用する。

(準用)

第二十七条 一般販売業の業務の管理については、第八条及び第九条の規定を準用する。

(薬種商販売業の許可)

第二十八条 薬種商販売業の許可は、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事が与える。

2 前項の許可は、申請者（申請者が法人であるときは、

その業務を行なう役員及び政令で定めるこれに準ずる者を含む。次項及び第三十条第二項において同じ。）が、次条に規定する指定医薬品以外のすべての医薬品を取り扱うにつき必要な知識経験を有する者として政令で定める基準に該当する場合を除き、その者がその販売業の業務を行なうにつき必要な知識経験を有するかどうかについての試験を行なつたうえ、与える。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の許可を与えないことができる。

- 一 その店舗の構造設備が、厚生省令で定める基準に適合しないとき。
- 二 申請者が、第六条第二号イからニまでのいずれかに該当するとき。

(指定医薬品の販売の禁止)

第二十九条 薬種商販売業の許可を受けた者（以下「薬種商」という。）は、厚生大臣の指定する医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

(配置販売業の許可)

第三十条 配置販売業の許可は、配置しようとする区域を

その区域を含む都道府県ごとに、その都道府県知事が、厚生大臣の定める基準に従い品目を指定して与える。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

- 一 申請者が、第六条第二号イからニまでのいずれかに該当するとき。
- 二 申請者が、その販売業の業務を行なうにつき必要な知識経験を有しないとき。

3 前項第二号の知識経験を有するかどうかの認定に關し必要な事項は、政令で定める。

(配置販売品目の制限)

第三十一条 配置販売業の許可を受けた者（以下「配置販売業者」という。）は、前条第一項の規定により都道府県知事が指定した品目以外の医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

(配置従事の届出)

第三十二条 配置販売業者又はその配置員は、医薬品の配置販売に従事しようとするときは、その氏名、配置販売に従事しようとする区域その他厚生省令で定める事項を、あらかじめ、配置販売に従事しようとする区域の都

道府県知事に届け出なければならない。

(配置従事者の身分証明書)

第三十三条 配置販売業者又はその配置員は、その住所地の都道府県知事が発行する身分証明書の交付を受け、かつ、これを携帯しなければ、医薬品の配置販売に従事してはならない。

2 前項の身分証明書に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

(配置員に対する指導監督)

第三十四条 配置販売業者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、配置販売の業務に關し、その配置員を指導し、監督しなければならない。

(特例販売業の許可)

第三十五条 特例販売業の許可は、当該地域における薬局及び医薬品販売業の普及が十分でない場合その他特に必要がある場合に、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事が、品目を指定して与える。

(特例販売品目の制限)

第三十六条 特例販売業の許可を受けた者（以下「特例販売業者」という。）は、前条の規定により都道府県知事が、

指定した品目以外の医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

（販売方法等の制限）

第三十七条 薬局開設者又は一般販売業の許可を受けた者（以下「一般販売業者」という。）、薬種商若しくは特別販売業者は、店舗による販売又は授与以外の方法により、配置販売業者は、配置以外の方法により、医薬品を販売し、授与し、又はその販売若しくは授与の目的で医薬品を貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

2 配置販売業者及び特別販売業者は、医薬品の直接の容器又は直接の被包（内袋を含まない。第五十四条及び第五十七条第一項を除き、以下同じ。）を開き、その医薬品を分割販売してはならない。

（準用）

第三十八条 医薬品の販売業については、第十条及び第十条の規定を準用する。

（医療用具の販売業）

第三十九条 厚生大臣の指定する医療用具を業として販売しようとする者は、あらかじめ、営業所ごとに、その営

業所の所在地の都道府県知事に厚生省令で定める事項を届け出なければならない。ただし、医療用具の製造業者又は輸入販売業者が、その製造し、又は輸入した医療用具を医療用具の製造業者又は販売業者に販売しようとするときは、この限りでない。

2 厚生大臣は、厚生省令で営業所の構造設備の基準を定めることができる。

（準用）

第四十条 前条第一項の医療用具の販売業については、第十条の規定を準用する。

第六章 医薬品等の基準及び検定

（日本薬局方）

第四十一条 厚生大臣は、医薬品の性状及び品質の適正をはかるため、中央薬事審議会の意見を聞いて、日本薬局方を定め、これを公示する。

2 日本薬局方は、第一部及び第二部に分け、第一部には、主として、繁用される原薬たる医薬品及び基礎的製剤を収め、第二部には、主として、混合製剤及びその原薬たる医薬品を収める。

3 厚生大臣は、少なくとも十年ごとに日本薬局方の全面

第七章 医薬品等の取扱

第一節 毒薬及び劇薬の取扱

（表示）

第四十四条 毒性が強いものとして厚生大臣の指定する医薬品（以下「毒薬」という。）は、その直接の容器又は直接の被包に、黒地に白わく、白字をもつて、その品名及び「毒」の文字が記載されていなければならない。

2 劇性が強いものとして厚生大臣の指定する医薬品（以下「劇薬」という。）は、その直接の容器又は直接の被包に、白地に赤わく、赤字をもつて、その品名及び「劇」の文字が記載されていなければならない。

3 前二項の規定に触れる毒薬又は劇薬は、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

（開封販売等の制限）

第四十五条 医薬品の一般販売業者以外の販売業者は、第五十八条の規定によつて施された封を開いて、毒薬又は劇薬を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

（譲渡手続）

2 前項の検定に關し必要な事項は、政令で定める。

にわたつて中央薬事審議会の検討が行なわれるように、その改定について中央薬事審議会に諮問しなければならない。

（医薬品等の基準）

第四十二条 厚生大臣は、生物学的製剤、抗菌性物質製剤その他保健衛生上特別の注意を要する医薬品につき、中央薬事審議会の意見を聞いて、その製法、性状、品質、貯法等に關し、必要な基準を設けることができる。

2 厚生大臣は、保健衛生上の危害を防止するために必要があるときは、医薬部外品、化粧品又は医療用具について、中央薬事審議会の意見を聞いて、その性状、品質及び性能に關し、必要な基準を設けることができる。

（検定）

第四十三条 厚生大臣の指定する医薬品又は医療用具は、厚生大臣の指定する者の検定を受け、かつ、これに合格したものでなければ、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。ただし、厚生省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

第四十六条 薬局開設者又は医薬品の製造業者、輸入販売業者若しくは販売業者は、毒薬又は劇薬については、譲受人から、その品名、数量、使用の目的、譲渡の年月日並びに譲受人の氏名、住所及び職業が記載され、かつ、譲受人の署名又は記名押印のある文書の交付を受けなければ、これを販売し、又は授与してはならない。

2 薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは家畜診療施設の開設者に対して、その身分に関する公務所の証明書の提示を受けて毒薬又は劇薬を販売し、又は授与するときは、前項の規定を適用しない。これらの者であつて常時取引関係を有するものに販売し、又は授与するときも、同様とする。

3 第一項の文書は、譲渡人において、譲渡の日から二年間、保存しなければならない。

（交付の制限）

第四十七条 毒薬又は劇薬は、十四歳未満の者その他安全な取扱いをすることについて不安があると認められる者には、交付してはならない。

（貯蔵及び陳列）

第四十八条 業務上毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。

2 前項の場合において、毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。

第二節 医薬品の取扱い

（要指示医薬品の販売）

第四十九条 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、医師、歯科医師又は獣医師から処方せんの交付又は指示を受けた者以外の者に対して、厚生大臣の指定する医薬品を販売し、又は授与してはならない。ただし、薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは家畜診療施設の開設者に販売し、又は授与するときは、この限りでない。

2 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、その薬局又は店舗に帳簿を備え、医師、歯科医師又は獣医師から処方せんの交付又は指示を受けた者に対して前項に規定する医薬品を販売し、又は授与したときは、厚生省令の定めるところにより、その医薬品の販売又は授与に関する事項

を記載しなければならない。

3 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

（直接の容器等の記載事項）

第五十条 医薬品は、その直接の容器又は直接の被包に、次の各号に掲げる事項が記載されていなければならない。ただし、厚生省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

一 製造業者又は輸入販売業者の氏名又は名称及び住所
二 名称（日本薬局方に収められている医薬品にあつては、日本薬局方において定められた名称、その他の医薬品で一般的名称があるものにあつては、その一般的名称）

三 製造番号又は製造記号

四 重量、容量又は個数等の内容量

五 日本薬局方に収められている医薬品にあつては、「日本薬局方」の文字及び日本薬局方において直接の容器又は直接の被包に記載するように定められた事項
六 第四十二条第一項の規定によつてその基準が定められた医薬品にあつては、貯法、有効期間その他その基

準において直接の容器又は直接の被包に記載するよう定められた事項

七 日本薬局方に収められていない医薬品にあつては、その有効成分の名称（一般的名称があるものにあつては、その一般的名称）及びその分量（有効成分が不明のものにあつては、その本質及び製造方法の要旨）

八 習慣性があるものとして厚生大臣の指定する医薬品にあつては、「注意—習慣性あり」の文字

九 前条第一項の規定により厚生大臣の指定する医薬品にあつては、「注意—医師等の処方せん・指示により使用すること」の文字

十 前各号に掲げるもののほか、厚生省令で定める事項
第五十一条 医薬品の直接の容器又は直接の被包が小売のために包装されている場合において、その直接の容器又は直接の被包に記載された第四十四条第一項若しくは第二項又は前条各号に規定する事項が外部の容器又は外部の被包を透かして容易に見ることができないときは、その外部の容器又は外部の被包にも、同様の事項が記載されていなければならない。

（添付文書等の記載事項）

第五十二条 医薬品は、これに添附する文書又はその容器若しくは被包に、次の各号に掲げる事項が記載されていなければならない。ただし、厚生省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

- 一 用法、用量その他使用及び取扱上の必要な注意
- 二 日本薬局方に収められている医薬品にあつては、日本薬局方においてこれに添附する文書又はその容器若しくは被包に記載するように定められた事項
- 三 第四十二条第一項の規定によりその基準が定められた医薬品にあつては、その基準においてこれに添附する文書又はその容器若しくは被包に記載するように定められた事項
- 四 前各号に掲げるもののほか、厚生省令で定める事項

第五十三条 第四十四条第一項若しくは第二項又は前三条に規定する事項の記載は、他の文字、記事、図画又は図案に比較して見やすい場所にされていなければならない。かつ、これらの事項については、厚生省令の定めるところにより、当該医薬品を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語による正確な記載がなければならない。

（記載禁止事項）

第五十四条 医薬品は、これに添附する文書、その医薬品又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に、当該医薬品に関し虚偽若しくは誤解を招くおそれのある事項、第十四条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けていない効能若しくは効果又は保健衛生上危険がある用法、用量若しくは使用期間が記載されてはならない。

（販売、授与等の禁止）
第五十五条 前五条の規定に触れる医薬品は、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

2 横造に係る医薬品又は第十二条第一項、第十八条第一項（第二十三条において準用する場合を含む。）若しくは第二十三条第一項の規定に違反して製造され、若しくは輸入された医薬品についても、前項と同様とする。

（販売、製造等の禁止）
第五十六条 次の各号のいずれかに該当する医薬品は、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

一 日本薬局方に収められている医薬品であつて、その性状又は品質が日本薬局方で定める基準に適合しないもの

二 第十四条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた医薬品であつて、その成分又は分量（成分が不明のものにあつては、その本質又は製造方法）がその承認の内容と異なるもの

三 第四十二条第一項の規定によりその基準が定められた医薬品であつて、その基準（第五十条第六号及び第五十二条第三号に規定する基準を除く。）に適合しないもの

四 その全部又は一部が不潔な物質又は変質若しくは変敗した物質からなつている医薬品

五 異物が混入し、又は附着している医薬品

六 病原微生物により汚染され、又は汚染されているおそれがある医薬品

七 着色のみを目的として、厚生省令で定めるタール色素以外のタール色素が使用されている医薬品

第五十七条 医薬品は、その全部若しくは一部が有毒若しくは有害な物質からなつているためにその医薬品を保健

衛生上危険なものにするおそれがある物とともに、又はこれと同様のおそれがある容器若しくは被包（内袋を含む。）に収められてはならず、また、医薬品の容器又は被包は、その医薬品の使用方法を誤らせやすいものであつてはならない。

2 前項の規定に触れる医薬品は、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

（封）

第五十八条 医薬品の製造業者又は輸入販売業者は、その製造し、又は輸入した医薬品を販売し、又は授与するときは、厚生省令の定めるところにより、医薬品を収めた容器又は被包に封を施さなければならない。ただし、医薬品の製造業者に販売し、又は授与するときは、この限りでない。

第三節 医薬部外品の取扱い
（直接の容器等の記載事項）

第五十九条 医薬部外品は、その直接の容器又は直接の被包に、次の各号に掲げる事項が記載されていなければならない。ただし、厚生省令で別段の定めをしたときは、

この限りでない。

- 一 製造業者又は輸入販売業者の氏名又は名称及び住所
- 二 「医薬部外品」の文字
- 三 名称（一般的名称があるものにあつては、その一般的名称）

四 製造番号又は製造記号

五 重量、容量又は個数等の内容量

六 厚生大臣の指定する医薬部外品にあつては、有効成分の名称（一般的名称があるものにあつては、その一般的名称）及びその分量（有効成分が不明のものにあつては、その本質及び製造方法の要旨）

七 前各号に掲げるもののほか、厚生省令で定める事項
（準用）

第六十条 医薬部外品については、第五十一条及び第五十三条から第五十七条までの規定を準用する。この場合において、第五十一条中「第四十四条第一項若しくは第二項又は前条各号」とあるのは「第五十九条各号」と、第五十三条中「第四十四条第一項若しくは第二項又は前三条」とあるのは「第五十九条又は第六十条において準用する第五十一条」と、第五十五条第一項中「前五条」と

あるのは「第五十九条又は第六十条において準用する第五十一条、第五十三条若しくは第五十四条」と、第五十六条第三号中「第四十二条第一項」とあるのは「第四十二条第二項」と読み替えるものとする。

第四節 化粧品取扱

（直接の容器等の記載事項）

第六十一条 化粧品は、その直接の容器又は直接の被包に、次の各号に掲げる事項が記載されていなければならない。ただし、厚生省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

- 一 製造業者又は輸入販売業者の氏名又は名称及び住所
- 二 名称
- 三 厚生大臣の指定する化粧品にあつては、製造番号又は製造記号

四 第十四条第一項の規定により厚生大臣の指定する成分を含有する化粧品にあつては、その成分の名称及び分量

五 前各号に掲げるもののほか、厚生省令で定める事項
（準用）

第六十二条 化粧品については、第五十一条及び第五十三

条から第五十七条までの規定を準用する。この場合において、第五十一条中「第四十四条第一項若しくは第二項又は前条各号」とあるのは「第六十一条各号」と、第五十三

条中「第四十四条第一項若しくは第二項又は前三条」とあるのは「第六十一条又は第六十二条において準用する第五十一条」と、第五十五条第一項中「前五条」とあるのは「第六十一条又は第六十二条において準用する第五十一条、第五十三条若しくは第五十四条」と、第五十六条第三号中「第四十二条第一項」とあるのは「第四十二条第二項」と読み替えるものとする。

第五節 医療用具の取扱

（直接の容器等の記載事項）

第六十三条 医療用具は、その医療用具又はその直接の容器若しくは直接の被包に、次の各号に掲げる事項が記載されていなければならない。ただし、厚生省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

- 一 製造業者又は輸入販売業者の氏名又は名称及び住所
- 二 厚生大臣の指定する医療用具にあつては、製造番号又は製造記号
- 三 厚生大臣の指定する医療用具にあつては、重量、容

量又は個数等の内容量

四 前各号に掲げるもののほか、厚生省令で定める事項
（準用）

第六十四条 医療用具については、第五十三条から第五十五条までの規定を準用する。この場合において、第五十三条中「第四十四条第一項若しくは第二項又は前三条」とあるのは「第六十三条」と、第五十五条第一項中「前五条」とあるのは「第六十三条又は第六十四条において準用する第五十三条若しくは第五十四条」と読み替えるものとする。

（販売、製造等の禁止）

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する医療用具は、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

- 一 第十四条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による厚生大臣の承認を受けた医療用具であつて、その性状、品質又は性能がその承認の内容と異なるもの
- 二 第四十二条第二項の規定によりその基準が定められた医療用具であつて、その基準に適合しないもの

- 三 その全部又は一部が不潔な物質又は変質若しくは変敗した物質からなつてゐる医療用具
- 四 異物が混入し、又は附着してゐる医療用具
- 五 病原微生物により汚染され、又は汚染されてゐるおそれがある医療用具
- 六 その使用によつて保健衛生上の危険を生ずるおそれがある医療用具

第八章 医薬品等の広告

（誇大広告等）

第六十六条 何人も、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の名称、製造方法、効能、効果又は性能に關して、明示的であると暗示的であるとを問はず、虚偽又は誇大な記事を広告し、記述し、又は流布してはならない。

2 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の効能、効果又は性能について、医師その他の者がこれを保証したものと誤解されるおそれがある記事を広告し、記述し、又は流布することは、前項に該当するものとする。

3 何人も、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具に關して墮胎を暗示し、又はわいせつにわたる文書又は図

画を用いてはならない。

（特定疾病用の医薬品の広告の制限）

第六十七条 政令で定めるがんその他の特殊疾病に使用されるのが目的とされてゐる医薬品であつて、医師又は歯科医師の指導のもとに使用されるのでなければ危害を生ずるおそれが特に大きいものについては、政令で、医薬品を指定し、その医薬品に關する広告につき、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告方法を制限する等、当該医薬品の適正な使用の確保のために必要な措置を定めることができる。

2 厚生大臣は、前項に規定する特殊疾病を定める政令について、その制定又は改廃に關する閣議を求めめるには、あらかじめ、中央薬事審議会の意見を聞かなければならない。

（承認前の医薬品等の広告の禁止）

第六十八条 何人も、日本薬局方に収められてゐない医薬品又は第十四条第一項に規定する医療用具であつて、まだ同項（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けてゐないものについて、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に關する広告をしてはな

らない。

第九章 監督

（立入検査等）

第六十九条 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、薬局開設者、病院、診療所若しくは家畜診療施設の開設者、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具の製造業者、輸入販売業者若しくは販売業者その他医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具を業務上取り扱う者に対して、必要な報告を命じ、又は当該職員に、薬局、病院、診療所、家畜診療施設、工場、店舗、事務所その他医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは次条第一項に規定する物に該当する疑いのある物を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。

2 当該職員は、前項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければなら

3 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（廃棄等）

第七十条 厚生大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具を業務上取り扱う者に対し、第四十三条第一項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されてゐる医薬品若しくは医療用具、同項の規定に違反して販売され、若しくは授与された医薬品若しくは医療用具、第四十四条第三項、第五十五条（第六十条、第六十二条及び第六十四条において準用する場合を含む。）、第六十二条及び第六十六条（第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第五十七条第二項（第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、若しくは第六十五条に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具又は不良な原料若しくは材料について、廃棄その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないとき、又は緊急の必要があるときは、当該職員に、同項に規定する物を廃棄さ

せ、又はその他の必要な処分をさせることができる。

3 当該職員が前項の規定による処分をする場合には、第六十九条第二項の規定を準用する。

（検査命令）

第七十一条 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業者又は輸入販売業者に対して、その製造し、又は輸入する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具について、厚生大臣又は都道府県知事の指定する者の検査を受けるべきことを命ずることができる。

（改繕命令等）

第七十二条 厚生大臣又は都道府県知事は、薬局開設者、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具の製造業者若しくは輸入販売業者又は医薬品若しくは第三十九条第一項の医療用具の販売業者に対して、その構造設備が、第六条第一号（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第二項第一号（第二十三条において準用する場合を含む。）、第二十八条第三項第一号若しくは第三十九条第二項の規定に基づく厚生省令で定める基準に適合せず、又はその構造設備によつて医薬品、

医薬部外品、化粧品若しくは医療用具が第五十六条（第六十条、第六十二条及び第六十四条において準用する場合を含む。）若しくは第六十五条に規定する医薬品等に該当するようになるおそれがある場合においては、その構造設備の改繕を命じ、又はその改繕を行なうまでの間当該施設の全部若しくは一部を使用することを禁止することができる。

（管理者等の変更命令）

第七十三条 厚生大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業又は輸入販売業の管理者又は責任技術者について、都道府県知事は、薬局又は医薬品の一般販売業の管理者について、その者にこの法律その他薬事に関する法令若しくはこれに基づく処分違反する行為があつたとき、又はその者が管理者若しくは責任技術者として不適当であると認めるときは、その製造業者、輸入販売業者、薬局開設者又は販売業者に対して、その変更を命ずることができる。

（配置販売業の監督）

第七十四条 都道府県知事は、配置販売業の配置員が、その業務に関し、この法律若しくはこれに基づく命令又は

2 その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業者又は輸入販売業者について前項の処分が行なわれる必要があると認めるときは、その旨を厚生大臣に具申しなければならない。

（聴聞）

第七十六条 厚生大臣又は都道府県知事は、第七十三条若しくは前条第一項の規定による処分をしようとするとき、又は第五条第二項、第十二条第三項、第二十二條第三項若しくは第二十四条第二項の規定による許可の更新を拒もうとするときは、あらかじめ、その相手方（第七十三条の規定による処分をしようとする場合にあつては、その相手方及び同条に規定する管理者又は責任技術者）にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

（薬事監視員）

第七十七条 第六十九条第一項及び第七十条第二項に規定する当該職員の職権を行なわせるため、国及び都道府県に薬事監視員を置く。

これらに基づく処分に違反する行為をしたときは、当該配置販売業者に対して、期間を定めてその配置員による配置販売の業務の停止を命ずることができる。この場合において、必要があるときは、その配置員に対しても、期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

（許可の取消し等）

第七十五条 厚生大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業者又は輸入販売業者について、都道府県知事は、薬局開設者又は医薬品若しくは第三十九条第一項の医療用具の販売業者について、この法律その他薬事に関する法令若しくはこれに基づく処分違反する行為があつたとき、又はこれらの者（これらの者が法人であるときは、その業務を行なう役員を含むものとし、法人たる薬種商又は配置販売業者については、さらに第二十八条第二項の規定に基づく政令で定める者を含むものとする。）が第六条第二号（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第二項第二号（第二十三条において準用する場合を含む。）、第二十八条第三項第二号若しくは第三十条第二項第一号の規定に該当するに至つたときは、その許可を取り消し、又は期間を定め

- 2 薬事監視員は、厚生大臣又は都道府県知事が、国又は都道府県の職員のうちから命ずる。
- 3 前二項に定めるもののほか、薬事監視員に関し必要な事項は、政令で定める。

第十章 雑則

(手数料)

- 第七十八条 第十二条第一項若しくは第二十二條第一項の許可又は第十二条第三項若しくは第二十二條第三項の許可の更新を申請する者は、五千円をこえない範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 2 第十四条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による承認を申請する者は、その承認のための審査につき特に費用を要するものとして厚生省令で定める場合には、審査に要する実費の額を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(許可の条件)

- 第七十九条 この法律に規定する許可又は承認には、条件を附することができる。
- 2 前項の条件は、保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な最少限度のものに限り、かつ、許可を受ける者

に対し不当な義務を課することとならないものでなければならぬ。

(輸出入医薬品等)

第八十条 輸出入の医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具については、政令で、この法律の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

(権限の委任)

第八十一条 この法律に規定する厚生大臣の権限は、政令の定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

(経過措置)

第八十二条 この法律の規定に基づき政令又は厚生省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は厚生省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。この法律の規定に基づき、厚生大臣が毒薬及び劇薬の範囲その他の事項を定め、又はこれを改廃する場合においても、同様とする。

(動物用医薬品等)

第八十三条 医薬品、医薬部外品又は医療用具であつて、

もつばら動物のために使用されることが目的とされているものに関しては、この法律中「厚生大臣」とあるのは「農林大臣」と、「厚生省令」とあるのは「農林省令」と読み替えるものとする。

第十一章 罰則

第八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第五条第一項の規定に違反した者
- 二 第十二条第一項の規定に違反した者
- 三 第十八条第一項（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 四 第二十二條第一項の規定に違反した者
- 五 第二十四條第一項の規定に違反した者
- 六 第二十九條の規定に違反した者
- 七 第三十一條の規定に違反した者
- 八 第三十六條の規定に違反した者
- 九 第四十三條第一項の規定に違反した者
- 十 第四十四條第三項の規定に違反した者
- 十一 第四十九條第一項の規定に違反した者

- 十二 第五十五條第二項（第六十條、第六十二條及び第六十四條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 十三 第五十六條（第六十條及び第六十二條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 十四 第五十七條第二項（第六十條及び第六十二條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 十五 第六十五條の規定に違反した者

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三十七條第一項の規定に違反した者
- 二 第四十七條の規定に違反した者
- 三 第五十五條第一項（第六十條、第六十二條及び第六十四條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 四 第六十六條第一項又は第三項の規定に違反した者
- 五 第六十八條の規定に違反した者
- 六 第七十五條第一項の規定による業務の停止命令に違反した者

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第八条第一項又は第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十五条第一項又は第二項（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 三 第十七条第一項（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 四 第四十五条の規定に違反した者
- 五 第四十六条第一項又は第三項の規定に違反した者
- 六 第四十八条第一項又は第二項の規定に違反した者
- 七 第四十九条第二項の規定に違反して、同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第三項の規定に違反した者
- 八 毒薬又は劇薬に関し第五十八条の規定に違反した者
- 九 第六十七条の規定に基づく政令の定める制限その他の措置に違反した者
- 十 第七十二条の規定に基づく施設の使用禁止の処分違反した者

十一 第七十三条の規定による命令に違反した者

十二 第七十四条の規定による命令に違反した者
2 この法律に基づいて得た他人の業務上の秘密を自己の利益のために使用し、又は故なく、権限を有する職員以外の者にもらした者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 第八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。
- 一 第十条（第三十八条及び第四十条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十九条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 三 第三十三条第一項の規定に違反した者
- 四 第三十九条第一項の規定に違反した者
- 五 第六十九条第一項の規定により報告を命ぜられて、報告せず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 六 第七十条第一項の規定による命令に違反し、又は同

条第二項の規定による廃棄その他の処分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第七十一条の規定による命令に違反した者

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条の規定に違反した者
- 二 第三十二条の規定に違反した者
- 第八十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第八十四条、第八十五条、第八十六条第一項又は前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（薬事法の廃止）

第二条 薬事法（昭和二十三年法律第九十七号。以下「旧法」という。）は、廃止する。
（薬事審議会）

第三条 旧法第十三条の規定による薬事審議会は、第三条の規定による中央薬事審議会として、同一性をもつて存続するものとする。
（旧法による薬局の登録等）

第四条 この法律の施行の際現に旧法による薬局開設の登録又は医薬品、化粧品若しくは用具の製造業若しくは輸入販売業の登録を受けている者は、それぞれ、当該薬局又は製造所若しくは営業所につき、この法律による薬局開設の許可又は医薬品、化粧品若しくは医療用具の製造業若しくは輸入販売業の許可（旧法による当該製造業又は輸入販売業の登録が、この法律に定める医薬部外品に係るものであるときは、この法律による医薬部外品の製造業又は輸入販売業の許可）を受けたものとみなす。
2 前項の場合において、第五条第二項、第十二条第三項又は第二十二條第三項に規定する期間は、それぞれ、旧法による登録又は登録の更新の日から起算するものとする。

（旧法による医薬品等の品目ごとの許可）

第五条 この法律の施行の際現に旧法の規定により医薬品又は用具について品目ごとの製造又は輸入の許可を受け

ている者は、それぞれ、当該品目につき、第十四条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けたものとみなす。

（旧法による販売業の登録）

第六条 この法律の施行の際現に旧法により、同法の規定に基づく医薬品製造業者等登録基準（昭和二十四年厚生省告示第十八号）の五の(1)、(2)、(3)又は(4)に該当するものとして医薬品販売業の登録を受けている者は、それぞれ、当該店舗又は営業区域につき、この法律による医薬品の一般販売業、薬種商販売業、特例販売業又は配置販売業の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定によりこの法律による医薬品の特例販売業又は配置販売業の許可を受けたものとみなされる者については、その者が販売することができるものとして登録されている品目は、それぞれ、第三十五条又は第三十条第一項の規定により指定されたものとみなす。

3 第一項の場合においては、附則第四条第二項の規定を準用する。

（旧法による配置従事者の身分証明書）

第七条 旧法第二十九条第二項の規定により発行された配

の記録は、第四十九条第三項の規定の適用については、同条第二項の帳簿とみなす。

3 前二項の場合において、当該文書又は帳簿を保存すべき期間については、従前の例による。

（旧法の規定に適合する表示）

第十一条 この法律の施行の際現に存する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具で、その容器、被包等に旧法の規定に適合する表示がなされているものについては、この法律の施行の日から起算して二年間は、引き続き旧法の規定に適合する表示がなされている限り、この法律の規定に適合する表示がなされているものとみなす。

第十二条 医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具に使用される容器若しくは被包又はこれらに添附される文書であつて、この法律の施行の際現に旧法の規定に適合する表示がなされているものが、この法律の施行の日から起算して一年以内に医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具の容器若しくは被包又はこれらに添附する文書として使用されたときは、当該容器、被包又は文書は、この法律の施行の日から起算して二年間は、引き続き旧法の規定に適合する表示がなされている限り、こ

置従事者の身分証明書は、第三十三条第一項の規定により発行されたものとみなす。

（旧法による日本薬局方等）

第八条 この法律の施行の際現に旧法によつて発行され、公布されている日本薬局方及び国民医薬品集は、それぞれ、この法律による日本薬局方第一部及び第二部とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第三十二条第一項又は第三項の規定に基づいて定められている基準は、それぞれ、第四十二条第一項又は第二項の規定に基づいて定められたものとみなす。

（旧法の規定による検査）

第九条 この法律の施行前に旧法第三十三条第一項の規定に基づいてなされた検査は、第四十三条第一項の規定に基づいてなされた検定とみなす。

（旧法による文書等の保存）

第十条 この法律の施行前に作成された旧法第三十七条第一項の文書は、第四十六条第三項の規定の適用については、同条第一項の文書とみなす。

2 この法律の施行前に作成された旧法第四十四条第七号

の法律の規定に適合する表示がなされているものとみなす。

（医薬部外品の表示）

第十三条 この法律に定める医薬部外品につき、この法律の施行の際現に旧法第二十六条第三項（第二十八条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けている者が製造し、又は輸入した当該許可に係る医薬部外品（この法律の施行後の製造又は輸入に係るものを含む。）であつて、その者が製造業又は輸入販売業の許可についてのこの法律による最初の更新の時までに販売し、又は授与したものについては、その直接の容器又は直接の被包に第五十条に規定する事項が記載されている限り、第五十九条の規定を適用しない。

（販売又は授与に関し医薬品とみなされる医薬部外品）

第十四条 医薬部外品であつて、附則第十一条の規定によりこの法律の規定に適合する表示がなされているものとみなされるもの、附則第十二条の規定によりこの法律の規定に適合する表示がなされているものとみなされる容器若しくは被包に収められ、若しくはこの法律の規定に適合する表示がなされているものとみなされる文書が添

附されているもの又は前条の規定により第五十九条の規定の適用が除外されているものは、その販売又は授与については、第二条の規定にかかわらず、医薬品とみなす。

（無許可医薬品等）

第十五条 この法律の施行前に旧法第二十六条（第二十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して製造され、又は輸入された医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具は、第十二条第一項、第十八条第一項（第二十三条において準用する場合を含む。）又は第二十二條第一項の規定に違反して製造され、又は輸入されたものとみなす。

（旧法による封かん）

第十六条 旧法第三十六条第一項の規定により毒薬又は劇薬の容器に施された封かんは、第五十八条の規定により施されたものとみなす。

（薬事監視員）

第十七条 この法律の施行の際現に旧法第五十条第二項の規定により薬事監視員を命ぜられている者は、第七十七条第二項の規定により薬事監視員を命ぜられたものとみなす。

なす。

（旧法による処分及び手続）

第十八条 この附則に特別の規定があるものを除くほか、旧法によつてなされた処分及び手続は、それぞれ、この法律の相当規定によつてなされたものとみなす。

（従前の行為に対する罰則の適用）

第十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（食品衛生法の一部改正）

第二十条 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「医薬として摂取するもの」を「薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品」に改める。

（優生保護法の一部改正）

第二十一条 優生保護法（昭和二十三年法律第五百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「薬事法（昭和二十三年法律第四百十七号）第二十九条第一項及び第四十四条第八号」を「薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二十四条第

一項」に改め、同条第二項第一号中「薬事法第三十三条」を「薬事法第四十三条」に、「検査」を「検定」に改める。

（塩専売法の一部改正）

第二十二条 塩専売法（昭和二十四年法律第一百十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「薬事法（昭和二十三年法律第九十七号）」を「薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）」に改める。

第二十三条第二項中「薬事法第二条第四項第一号」を「薬事法第二條第一項第一号」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

第二十三条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「医薬として摂取するもの」を「薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 「医薬品」とは、薬事法に規定する医薬品をい

第三条第六号を同条第八号とし、同号を次のように改める。

う。

八 「医療用具」とは、薬事法に規定する医療用具をい

う。

第三条第五号の次に次の二号を加える。

六 「医薬部外品」とは、薬事法に規定する医薬部外品

をいう。

七 「化粧品」とは、薬事法に規定する化粧品をい

う。

第五号第四十四号中「用具又は化粧品」を「医薬部外品、化粧品又は医療用具」に、「製造業者及び輸入販売業者の登録」を「製造業及び輸入販売業の許可」に、「登録の取消」を「許可の取消し」に改め、同条第四十五号中「薬事審議会」を「中央薬事審議会」に、「公定書を発行し、公布する」を「日本薬局方を定め、これを公示する」に改め、同条第四十六号を次のように改める。

四十六 日本薬局方に収められていない医薬品、医薬部外品又は特定の化粧品若しくは医療用具の製造又は輸入について、品目ごとの承認を与えること。

第五十一条第一号中「器具及び化粧品」を「医薬部外品、化粧品及び医療用具」に改める。

第十一号中「医療用具」を「医薬部外品、医療用具」に改め、同条第三号中「器具又は化粧品」を「医薬部外品、化粧品又は医療用具」に改め、同条第四号中「薬事法（昭和二十三年法律第九十七号）に規定する不良又は不正表示医薬品、用具及び化粧品」を「不良又は不正表示の医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具」に改め、同条第五号中「器具及び化粧品」を「医薬部外品、化粧品及び医療用具」に改める。

第二十四条第一号第二号及び第三号中「器具、化粧品」を「医薬部外品、化粧品、医療用具」に改める。

第二十九条第一号の表薬事審議会の項中「薬事審議会」を「中央薬事審議会」に、「薬事並びに毒物及び劇物の取締」を「薬事（医療用具に関する事項を含む）」に改める。

（家畜改良増殖法の一部改正）

第二十四条 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二号第三号中「薬事法（昭和二十三年法律

第九十七号）」を「薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）」に改める。

（毒物及び劇物取締法の一部改正）

第二十五条 毒物及び劇物取締法の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第二号中「医薬品」を「医薬品及び医薬部外品」に改める。

（覚せい剤取締法の一部改正）

第二十六条 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号第一号中「薬事法（昭和二十三年法律第九十七号）第二十六条第一号（医薬品製造業の登録）の規定により医薬品製造業の登録」を「薬事法（昭和二十五年法律第四百十五号）第十二号第一号（医薬品製造業の許可）」の規定による医薬品の製造業の許可」に改める。

第九条第一号第二号中「薬事法第二十六条第二号（登録の有効期間）」を「薬事法第十二号第三号（許可の有効期間）」に、「登録」を「許可」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 薬事法第七十五条第一号（許可の取消し等）の規定により医薬品の製造業の許可を取り消されたとき。

第十条第二号中「薬事法第四十六条第三号（登録の取消及び業務の停止）」を「薬事法第七十五条第一号（許可の取消し等）」に改める。

第三十条の六第一号第二号中「薬事法第二十八条（医薬品の輸入販売業）において準用する同法第二十六条第一号（医薬品製造業の登録）」の規定により医薬品輸入販売業の登録」を「薬事法第二十二号第一号（輸入販売業の許可）」の規定により医薬品の輸入販売業の許可」に改め、同条第二号中「薬事法第二十九号第一号（医薬品販売業の登録）」の規定により登録」を「薬事法第二十六条第一号（医薬品の一般販売業の許可）」又は第二十八号第一号（薬種商販売業の許可）」の規定により許可」に改める。

第三十条の七第四号中「薬事法第二十条第一号（薬局の登録）」の規定により薬局の登録」を「薬事法第五号第一号（薬局開設の許可）」の規定により薬局開設の許可」に改める。

第三十条の十三第一号第二号を次のように改める。

二 薬局開設者、医薬品製造業者、医薬品輸入販売業者又は医薬品販売業者がその業務を廃止したとき、その許可の有効期間が満了してその更新を受けなかつたとき、又は薬事法第七十五条第一号（許可の取消し等）の規定によりその許可を取り消されたとき。

第三十三条第一号中「薬事法第五十条」を「薬事法第七十七条」に改める。

別表第一号中「薬事法第二十六条第一号（医薬品製造業の登録）」（同法第二十八号（医薬品等の輸入販売業）において準用する場合を含む。以下同じ。）」の規定により医薬品の製造業又は輸入販売業の登録」を「薬事法第十二号第一号（輸入販売業の許可）」の規定により医薬品の製造業又は輸入販売業の許可」に改め、同表第三号中「薬事法第二十六条第一号の規定により医薬品の製造業又は輸入販売業の許可」を「薬事法第十二号第一号又は第二十二号第一号の規定により医薬品の製造業又は輸入販売業の許可」に改める。

（麻薬取締法の一部改正）

第二十七条 麻薬取締法の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）の規定により医薬品の輸入販売業の登録」を「薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）の規定により医薬品の輸入販売業の許可」に改め、同項第二号及び第三号中「登録」を「許可」に改め、同項第四号中「薬局の登録」を「薬局開設の許可」に、「販売業の登録」を「販売業の許可」に改め、同項第五号中「薬局の登録」を「薬局開設の許可」に改める。

（採血及び供血あつせん業取締法の一部改正）

第二十八条 採血及び供血あつせん業取締法（昭和三十一年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）」を「薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）」に改める。

（放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正）

第二十九条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十三年法律第百六十七号）の一部を

次のように改正する。

第三十四条第一項中「薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）第二条に規定する医薬品、用具又は化粧品」を「薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具」に改める。

薬剤師法

（昭和三十五年八月十日）
（法律第百四十六号）

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 免許（第二条—第十条）
- 第三章 試験（第十一条—第十八条）
- 第四章 業務（第十九条—第二十八条）
- 第五章 罰則（第二十九条—第三十三条）
- 附則

第一章 総則

（薬剤師の任務）

第一条 薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。

第二章 免許

（免許）

第二条 薬剤師にならうとする者は、厚生大臣の免許を受けなければならない。

（免許の要件）

第三条 薬剤師の免許（以下「免許」という。）は、薬剤師国家試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して与える。

（絶対的欠格条項）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えない。

- 一 未成年者、禁治産者又は准禁治産者
- 二 目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者

（相対的欠格条項）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

薬剤師法（一四六）

- 一 精神病患者又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者
- 二 罰金以上の刑に処せられた者
- 三 前号に該当する者を除くほか、薬事に関し犯罪又は不正の行為があつた者

（薬剤師名簿）

第六条 厚生省に薬剤師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

（登録及び免許証の交付）

第七条 免許は、薬剤師名簿に登録することによつて行なう。

2 厚生大臣は、免許を与えたときは、薬剤師免許証を交付する。

（免許の取消し等）

第八条 薬剤師が、第四条各号のいずれかに該当するに至つたときは、厚生大臣は、その免許を取り消す。

2 薬剤師が、第五条各号のいずれかに該当するに至つたときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

3 都道府県知事は、薬剤師について前二項の処分が行なわれる必要があると認めるときは、その旨を厚生大臣に

具申しなければならぬ。

4 第一項又は第二項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適當であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

5 厚生大臣は、第二項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方における処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならぬ。

(届出)

第九条 薬剤師は、厚生省令の定めるところにより、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所その他厚生省令で定める事項を、翌年一月十五日までに、その住所地の都道府県知事を経由して厚生大臣に届け出なければならぬ。

(政令への委任)

第十条 この章に規定するもののほか、免許の申請、薬剤師名簿の登録、訂正及び消除並びに免許証の交付、書換

え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 試験

(試験の目的)

第十一条 試験は、薬剤師として必要な知識及び技能について行なう。

(試験の実施)

第十二条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生大臣が行なう。

(薬剤師試験審議会)

第十三条 厚生大臣の諮問に応じ、試験に関する重要事項を調査審議させ、及び試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生省に、附属機関として薬剤師試験審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織、運営その他審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

(試験事務担当者の不正行為の禁止)

第十四条 審議会の委員その他試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつて厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

(受験資格)

第十五条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。)において、薬学の正規の課程を修めて卒業した者

二 外国の薬学校を卒業し、又は外国の薬剤師免許を受けた者で、厚生大臣が前号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したもの

(受験手数料)

第十六条 試験を受けようとする者は、二千円をこえない範囲内において厚生省令で定める額の手数料を納めなければならぬ。

2 前項の規定により納めた手数料は、試験を受けなかつた場合においても、返還しない。

(不正行為の禁止)

第十七条 試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に係る者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験

を受けることを許さないことができる。

(省令への委任)

第十八条 この章に規定するもののほか、試験の科目、受験手続その他試験に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第四章 業務

(調剤)

第十九条 薬剤師でない者は、販売又は授与の目的で調剤してはならない。ただし、医師若しくは歯科医師が次に掲げる場合において自己の処方せんにより自ら調剤するとき、又は獣医師が自己の処方せんにより自ら調剤するときは、この限りでない。

一 患者又は現にその看護に当たつてゐる者が特にその医師又は歯科医師から薬剤の交付を受けることを希望する旨を申し出た場合

二 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第二十二條各号の場合又は歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第二十一條各号の場合

(名称の使用制限)

第二十条 薬剤師でなければ、薬剤師又はこれにまぎらわ

しい名称を用いてはならない。

（調剤の求めに応ずる義務）

第二十一条 調剤に従事する薬剤師は、調剤の求めがあつた場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（調剤の場所）

第二十二条 薬剤師は、薬局以外の場所で、販売又は授与の目的で調剤してはならない。ただし、病院若しくは診療所又は家畜診療施設の調剤所において、その病院若しくは診療所又は家畜診療施設で診療に従事する医師若しくは歯科医師又は獣医師の処方せんによつて調剤する場合及び厚生省令で別段の定めをした場合は、この限りでない。

（処方せんによる調剤）

第二十三条 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。

2 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

なければならない。

（調剤録）

第二十八条 薬局開設者は、薬局に調剤録を備えなければならない。

2 薬剤師は、薬局で調剤したときは、調剤録に厚生省令で定める事項を記入しなければならない。ただし、その調剤により当該処方せんが調剤済みとなつたときは、この限りでない。

3 薬局開設者は、第一項の調剤録を、最終の記入の日から三年間、保存しなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十九条の規定に違反した者（医師、歯科医師及び獣医師を除く。）は、三年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八条第二項の規定による業務停止の命令に違反した者

二 第二十二條、第二十三條又は第二十五條の規定に違反した者

い。

（処方せん中の疑義）

第二十四条 薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、その疑わしい点を確かめた後でなければ、これによつて調剤してはならない。

（調剤された薬剤の表示）

第二十五条 薬剤師は、販売又は授与の目的で調剤した薬剤の容器又は被包に、処方せんに記載された患者の氏名、用法、用量その他厚生省令で定める事項を記載しなければならない。

（処方せんへの記入等）

第二十六条 薬剤師は、調剤したときは、その処方せんに、調剤済みの旨（その調剤によつて、当該処方せんが調剤済みとならなかつたときは、調剤量）、調剤年月日その他厚生省令で定める事項を記入し、かつ、記名押印し、又は署名しなければならない。

（処方せんの保存）

第二十七条 薬局開設者は、当該薬局で調剤済みとなつた処方せんを、調剤済みとなつた日から三年間、保存しな

反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十四条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題をもらし、又は故意に不正の採点をした者
二 第十九条の規定に違反した医師、歯科医師又は獣医師
三 第二十四条又は第二十六条から第二十八条までの規定に違反した者

第三十二条 第九条又は第二十条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十七条又は第二十八条第一項若しくは第三項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、第三十一条の罰金刑を科する。

附則

（施行期日）

1 この法律は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五

- 号)の施行の日から施行する。
- (旧法の規定による免許を受けた者)
- 2 この法律の施行の際現に薬事法(昭和二十三年法律第百九十七号。以下「旧法」という。)の規定による薬剤師免許を受けている者は、この法律の規定による免許を受けた者とみなす。
- (旧法の規定による薬剤師名簿への登録)
- 3 旧法の規定によつてなされた薬剤師名簿への登録は、この法律の規定によつてなされた薬剤師名簿への登録とみなす。
- (旧法の規定による薬剤師免許証)
- 4 旧法の規定によつて交付された薬剤師免許証は、この法律の規定によつて交付された薬剤師免許証とみなす。
- (旧法の規定による免許の取消し等)
- 5 旧法の規定によつてなされた免許の取消し又は業務の停止の処分は、この法律の相当規定によつてなされたものとみなす。この場合において、業務の停止の期間は、なお従前の例による。
- (旧法第七十六条の規定に該当する者)
- 6 旧法第七十六条の規定に該当する者に対しては、第三

- 条の規定にかかわらず、厚生大臣は、免許を与えることができる。
- (旧法の規定による試験)
- 7 旧法の規定によつて行なわれた薬剤師国家試験は、この法律の規定によつて行なわれた試験とみなす。
- 8 旧法第七条の規定による薬剤師国家試験のうち学説試験に合格した者に対しては、厚生省令の定めるところにより、第十一条の規定による試験のうちこれに相当する部分を免除する。
- (薬剤師試験審議会)
- 9 旧法第十四条の規定による薬剤師試験審議会は、第十三条の規定による審議会として、同一性をもつて存続するものとする。
- (受験資格の特例)
- 10 旧法第七十四条第二項の規定に該当する者は、第十一条の規定による試験の受験資格については、第十五条第一号の大学の卒業者とみなす。
- (処方せんの保存)
- 11 第二十七条の規定は、この法律の施行前に当該薬局で調剤された処方せんについても適用する。ただし、その保存期間は、調剤の日から二年間とする。

同和对策審議会設置法

(昭和三十五年八月十三日法律第百四十七号)

(目的及び設置)

第一条 同和問題の解決に資するため、総理府に、附属機関として、同和对策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、同和問題の解決のために必要な総合的施策の樹立その他同和地区に関する社会的及び経済的諸問題の解決に関する重要事項について、調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣の諮問に答申し、かつ、必要に応じ、内閣総理大臣に建議することができる。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。

同和对策審議会設置法(一四七)

- 一 関係行政機関の職員 十一人以内
- 二 同和問題に関し経験を有する者及び同和問題に関し識見を有する者 九人以内
- 3 委員は、非常勤とする。
- (会長及び副会長)
- 第四条 審議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 審議会は、会長が招集する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (専門委員)
- 第五条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員十人以内を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。
- (幹事)

一般会計の歳出の財源に充てるための国有林野事業特別会計からする繰入金に関する法律
 昭和三十四年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律
 酒税法の一部を改正する法律
 関稅定率法の一部を改正する法律
 関稅暫定措置法
 南大東島における高層氣象観測に必要な物品の譲与に関する法律
教育 関係
 公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律
 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律
 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律
産業 関係
 積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律
 開拓者資金融通法の一部を改正する法律

| | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|-----|------|------|------|------|------|
| 閣 | 衆 | 閣 | 閣 | 衆 | 閣 | 閣 | 閣 | 閣 | 閣 | 閣 |
| 三・一九 | 五・二一 | 二・三 | 二・二四 | 三・二 | 二・一 | 二・二五 | 二・二五 | 二・二八 | 二・二九 | 一・元 |
| 農林 | 省 | 文教 | 文教 | 省 | 運輸 | 大蔵 | 大蔵 | 大蔵 | 大蔵 | 大蔵 |
| 三・九 | 略 | 二・三 | 二・二四 | 略 | 二・一 | 二・二五 | 二・二五 | 二・二八 | 二・二九 | 一・元 |
| 修正 | 略 | 可決 | 可決 | 略 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 |
| 修正 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 |
| 六・二七 | 六・二七 | 三・二五 | 三・二五 | 三・二五 | 三・四 | 三・三〇 | 三・三〇 | 三・三五 | 二・二五 | 四・七 |
| 農林 | 農林 | 文教 | 文教 | 文教 | 運輸 | 大蔵 | 大蔵 | 大蔵 | 大蔵 | 大蔵 |
| 六・二七 | 六・二七 | 三・二五 | 三・二五 | 三・二五 | 三・四 | 三・三〇 | 三・三〇 | 三・三五 | 二・二五 | 四・七 |
| 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 |
| 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 |
| 四・二五 | 七・二九 | 三・三 | 三・三 | 四・二六 | 四・一 | 三・三 | 三・三 | 三・三 | 三・一〇 | 五・三〇 |
| 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 |
| 七・二五 | 七・二九 | 三・三 | 三・三 | 四・二六 | 四・一 | 三・三 | 三・三 | 三・三 | 三・一〇 | 五・三〇 |
| 二・四 | 一・三三 | 二・四 | 二・四 | 五・七 | 四・七 | 三・五 | 三・五 | 二・一 | 四 | 八 |

開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法
 開拓融資保証法の一部を改正する法律
 開拓管農振興臨時措置法の一部を改正する法律
 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律
 養鶏振興法
 漁業協同組合整備促進法
 漁船損害補償法の一部を改正する法律
 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法
 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法
 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法
 中小漁業融資保証法の一部を改正する法律

| | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|---------|------|------|------|------|
| 閣 | 閣 | 閣 | 閣 | 閣 | 閣 | 閣 | 閣 | 閣 | 閣 | 閣 |
| 二・一八 | 六・二三 | 六・二三 | 六・二三 | 二・二三 | 二・二八 | 第三十一回国会 | 六・二三 | 二・二四 | 二・二三 | 三・一九 |
| 農林 | 農林 | 農林 | 農林 | 農林 | 農林 | 農林 | 農林 | 農林 | 農林 | 農林 |
| 二・一八 | 六・二三 | 六・二三 | 六・二三 | 二・二三 | 二・二八 | 第三十一回国会 | 六・二三 | 二・二四 | 二・二三 | 三・一九 |
| 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 修正 | 修正 | 可決 | 修正 | 可決 | 修正 |
| 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 修正 | 修正 | 可決 | 修正 | 可決 | 修正 |
| 四・七 | 六・二七 | 六・二七 | 六・二七 | 三・一八 | 四・七 | 三・四 | 六・二七 | 六・二七 | 三・三〇 | 六・二七 |
| 農林 | 農林 | 農林 | 農林 | 農林 | 農林 | 農林 | 農林 | 農林 | 農林 | 農林 |
| 四・七 | 六・二七 | 六・二七 | 六・二七 | 三・一八 | 四・七 | 三・四 | 六・二七 | 六・二七 | 三・三〇 | 六・二七 |
| 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 |
| 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 |
| 四・二五 | 六・二七 | 六・二七 | 六・二七 | 三・三三 | 四・二七 | 四・一 | 六・三三 | 七・二五 | 三・三一 | 七・二五 |
| 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 |
| 四・二五 | 六・二七 | 六・二七 | 六・二七 | 三・三三 | 四・二七 | 四・一 | 六・三三 | 七・二五 | 三・三一 | 七・二五 |
| 三 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一五 | 六 | 四九 | 一〇一 | 一七 | 三 | 二五 |

減失鉱業原簿調製等臨時措置法を廃止する法律
 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律
 石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律
 重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律
 火薬類取締法の一部を改正する法律
 繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律
 日本原子力研究所法の一部を改正する法律
 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律
 電気工事士法
 電源開発促進法の一部を改正する法律
 商工会の組織等に関する法律
 中小企業業種別振興臨時措置法
 中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律

| | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|--------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
| 閣 | 閣 | 閣 | 衆 | 閣 | 閣 | 閣 | 閣 | 閣 | 閣 | 閣 | 閣 | 閣 |
| 二・八 | 三・一 | 二・二五 | 六・一 | 五・二六 | 二・二四 | 二・三 | 三・九 | 三・六 | 二・二七 | 四・三 | 二・元 | 二・六 |
| 商工二・八 | 商工三・一 | 商工二・二五 | 商工六・一 | 商工五・二六 | 特委二・二四 | 特委二・三 | 商工三・九 | 商工三・六 | 商工二・二七 | 商工四・三 | 商工二・元 | 商工二・六 |
| 可決二・七 | 可決四・一 | 修正四・四 | 可決七・三 | 可決七・三 | 可決四・六 | 可決三・八 | 修正五・七 | 可決七・三 | 可決三・六 | 可決五・七 | 可決四・六 | 可決三・八 |
| 可決二・五 | 可決四・五 | 修正四・五 | 可決七・五 | 可決七・五 | 可決四・七 | 可決三・五 | 修正六・七 | 可決七・五 | 可決三・六 | 可決四・七 | 可決四・七 | 可決三・五 |
| 二・二五 | 四・五 | 四・五 | 七・五 | 七・五 | 四・七 | 三・五 | 六・七 | 七・五 | 三・八 | 三・三〇 | 四・七 | 二・八 |
| 商工二・五 | 商工四・五 | 商工四・五 | 商工七・五 | 商工七・五 | 商工四・七 | 商工三・五 | 商工六・七 | 商工七・五 | 商工三・六 | 商工三・三 | 商工四・七 | 商工二・八 |
| 可決三・二 | 可決四・三 | 可決五・三 | 可決七・五 | 可決七・五 | 可決四・四 | 可決三・三 | 可決六・三 | 可決七・五 | 可決四・三 | 可決四・三 | 可決六・三 | 可決三・五 |
| 可決三・九 | 可決四・七 | 可決五・三 | 可決七・五 | 可決七・五 | 可決四・三 | 可決三・六 | 可決七・五 | 可決七・五 | 可決四・七 | 可決四・三 | 可決七・五 | 可決三・六 |
| 三・二五 | 四・三〇 | 五・二〇 | 七・二九 | 八・一 | 五・二 | 三・三 | 七・三 | 八・二 | 五・二 | 七・二四 | 八・一 | 四・一 |
| 六 | 七 | 八 | 一三 | 一三 | 七 | 三 | 一三 | 一四〇 | 七 | 二八 | 一三八 | 四 |

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法
 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律
 中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律
 医療金融公庫法
 公営企業金融公庫法の一部を改正する法律
 アジア経済研究所法
 弁理士法の一部を改正する法律

運輸関係

| | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|
| 閣 | 閣 | 閣 | 閣 | 閣 | 閣 | 閣 | 閣 | 閣 | 閣 | 閣 | 閣 | 閣 |
| 四・三 | 二・八 | 四・九 | 二・八 | 三・二 | 二・二九 | 二・二五 | 二・一〇 | 二・八 | 二・二 | 二・二 | 三・一 | 六・四 |
| 運輸四・三 | 運輸二・八 | 運輸五・九 | 運輸二・八 | 農林三・二 | 農林二・二九 | 地方二・二五 | 社会二・一〇 | 商工二・八 | 商工二・二 | 商工二・二 | 商工三・一 | 商工六・四 |
| 可決五・四 | 可決七・三 | 可決五・六 | 可決三・五 | 可決三・元 | 可決三・五 | 可決三・五 | 可決四・元 | 可決二・七 | 可決三・元 | 可決三・元 | 可決四・元 | 可決六・四 |
| 可決五・六 | 可決七・五 | 修正六・七 | 可決三・五 | 可決三・元 | 可決三・五 | 可決三・六 | 可決五・六 | 可決二・五 | 可決三・元 | 可決三・元 | 可決四・七 | 可決六・七 |
| 二・二六 | 七・二五 | 六・一七 | 三・二五 | 三・二 | 三・二五 | 三・一八 | 五・六 | 二・二五 | 三・二九 | 三・二九 | 六・一七 | 六・二七 |
| 運輸二・二六 | 運輸七・二五 | 運輸六・一七 | 運輸三・二五 | 商工三・二 | 商工三・二五 | 地方三・一八 | 社会五・六 | 商工二・二五 | 農林三・元 | 農林三・元 | 商工六・一七 | 商工六・二七 |
| 可決四・七 | 可決七・五 | 可決六・三 | 可決三・三 | 可決三・二 | 可決三・三 | 可決三・三 | 可決五・元 | 可決三・二 | 可決三・三 | 可決三・三 | 可決六・七 | 可決六・七 |
| 可決四・三 | 可決七・五 | 可決六・三 | 可決三・三 | 可決三・二 | 可決三・三 | 可決三・三 | 可決六・八 | 可決三・九 | 可決三・三 | 可決三・三 | 可決六・三 | 可決六・三 |
| 五・二四 | 八・二 | 六・二 | 三・三 | 四・三〇 | 四・一 | 三・三 | 六・二 | 三・二五 | 三・三 | 三・三 | 七・二四 | 七・二四 |
| 八 | 一四 | 九 | 三 | 七 | 五 | 四 | 九 | 五 | 四 | 四 | 一四 | 一四 |

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を改正する法律
 国内旅客船公団法の一部を改正する法律
 船主相互保険組合法の一部を改正する法律
 航空法の一部を改正する法律
 日本電信電話公社法の一部を改正する法律
 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律
 右に対する回付案

労働関係

じん肺法
 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律
 失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律
 身体障害者雇用促進法

| | | | | | | | | | | | |
|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 閣 | 衆 | 閣 | 閣 | 閣 | 閣 | 閣 | 閣 | 閣 | 閣 | 閣 | 閣 |
| 二・二七 | 第三十三回国会 | 一・二九 | 一・二九 | 二・一 | 二・二〇 | 三・二六 | 三・三二 | 二・一 | 三・三 | 三・三 | 三・三 |
| 社会三・二七 | 社会三・二九 | 社会三・二九 | 社会三・二九 | 通信二・一 | 通信三・三〇 | 運輸三・二六 | 大蔵三・三二 | 運輸二・一 | 運輸三・八 | 運輸三・八 | 運輸三・八 |
| 修正三・二七 | 可決三・二七 | 修正三・二九 | 可決三・二九 | 可決三・二五 | 可決三・二六 | 可決三・二七 | 可決三・二六 | 可決三・二二 | 可決三・三〇 | 可決三・三〇 | 可決三・三〇 |
| 修正三・二七 | 可決三・二六 | 修正三・二九 | 可決三・二九 | 同意三・二五 | 可決三・二五 | 可決三・二六 | 可決三・二六 | 可決三・二四 | 可決三・三〇 | 可決三・三〇 | 可決三・三〇 |
| 六・二七 | 三・一八 | 三・二九 | 三・二九 | 三・二五 | 五・六 | 五・六 | 二・二六 | 三・四 | 三・三〇 | 三・三〇 | 三・三〇 |
| 社会六・二七 | 社会三・一八 | 社会三・二九 | 社会三・二九 | 通信三・二五 | 通信三・二六 | 運輸三・二六 | 大蔵二・二六 | 運輸三・四 | 運輸三・三〇 | 運輸三・三〇 | 運輸三・三〇 |
| 可決三・二七 | 可決三・二六 | 可決三・二九 | 可決三・二九 | 修正三・二五 | 可決三・二六 | 可決三・二七 | 可決三・二二 | 可決三・二八 | 可決三・三〇 | 可決三・三〇 | 可決三・三〇 |
| 可決三・二七 | 可決三・二六 | 可決三・二九 | 可決三・二九 | 修正三・二五 | 可決三・二六 | 可決三・二七 | 可決三・二二 | 可決三・二九 | 可決三・三〇 | 可決三・三〇 | 可決三・三〇 |
| 三・二七 | 三・二六 | 三・二九 | 三・二九 | 四・二六 | 六・二四 | 六・一 | 五・二 | 三・二六 | 三・三〇 | 三・三〇 | 三・三〇 |
| 一九 | 一七 | 二〇 | 二〇 | 九〇 | 八〇 | 九〇 | 八〇 | 九 | 四 | 四 | 四 |

厚生関係

優生保護法の一部を改正する法律
 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律
 薬剤師法
 薬事法
 精神薄弱者福祉法
 未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律
 引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律
 母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律
 社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部を改正する法律
 日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律
 厚生年金保険法の一部を改正する法律
 船員保険法の一部を改正する法律

| | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 衆 | 衆 | 衆 | 閣 | 閣 | 参 | 閣 | 閣 | 閣 | 閣 | 閣 | 参 |
| 第三十三回国会 | 第三十三回国会 | 第三十三回国会 | 三・二二 | 四・二七 | 五・二一 | 三・二二 | 二・二五 | 六・二〇 | 六・二〇 | 三・二二 | 三・三〇 |
| 社会三・二九 | 社会三・二九 | 社会三・二九 | 社会三・二二 | 社会四・二七 | 社会五・二一 | 社会三・二二 | 社会二・二五 | 社会六・二〇 | 社会六・二〇 | 社会三・二二 | 社会三・三〇 |
| 可決三・二七 | 可決三・二七 | 修正三・二七 | 可決三・二二 | 可決三・二四 | 可決三・二二 | 修正三・二二 | 可決三・二五 | 可決三・二二 | 可決三・二二 | 修正三・二二 | 可決三・三〇 |
| 可決三・二六 | 可決三・二六 | 修正三・二六 | 可決三・二五 | 可決三・二七 | 可決三・二五 | 修正三・二五 | 可決三・二五 | 可決三・二五 | 可決三・二五 | 修正三・二五 | 可決三・三〇 |
| 三・一八 | 三・一八 | 三・一八 | 七・二五 | 四・二三 | 五・九 | 七・二五 | 三・三二 | 四・二六 | 四・二六 | 七・二五 | 三・九 |
| 社会三・一八 | 社会三・一八 | 社会三・一八 | 社会七・二五 | 社会四・二三 | 社会五・九 | 社会七・二五 | 社会三・三二 | 社会四・二六 | 社会四・二六 | 社会七・二五 | 社会三・九 |
| 可決三・二六 | 可決三・二六 | 可決三・二六 | 可決三・二五 | 可決三・二三 | 略 | 可決三・二五 | 可決三・二二 | 可決三・二二 | 可決三・二二 | 可決三・二二 | 可決三・三〇 |
| 可決三・二六 | 可決三・二六 | 可決三・二六 | 可決三・二五 | 可決三・二三 | 略 | 可決三・二五 | 可決三・二二 | 可決三・二二 | 可決三・二二 | 可決三・二二 | 可決三・三〇 |
| 三・三三 | 三・三三 | 三・三三 | 八・一 | 七・一 | 五・一六 | 八・一 | 三・三二 | 八・一〇 | 八・一〇 | 八・一 | 四・二二 |
| 一九 | 一七 | 二〇 | 一三四 | 一六 | 八二 | 一三五 | 三七 | 一四五 | 一四六 | 一三六 | 五五 |

衆議院議員選挙区画審査会設置法案

石炭産業会議設置法案

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案

自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

労働関係訴訟における労働組合の当事者資格に関する法律案

東北開発促進法の一部を改正する法律案

九州地方開発促進法の一部を改正する法律案

臨海地域開発促進法案

有明海開発促進法案

| | | | | | | | | | | | | |
|------|---------|------|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 衆 | 衆 | 閣 | 衆 | 衆 | 閣 | 閣 | 閣 | 衆 | 衆 | 衆 | 衆 | 衆 |
| 五・一八 | 第三十一回国会 | 五・二七 | 第三十一回国会 | 二・二八 | 六・三三 | 六・三三 | 六・三三 | 七・八 | 六・三 | 七・八 | 四・二 | 四・二九 |
| 特委 | 特委 | 特委 | 特委 | 社会 | 運輸 | 商工 | 商工 | 内閣 | 内閣 | 内閣 | 内閣 | 特委 |
| 五・一九 | 二・二五 | 七・一七 | 二・二五 | 三・一 | 六・三三 | 六・三三 | 六・三三 | 七・九 | 六・三 | 七・九 | 四・七 | 七・五 |
| (継続) | 修正 | 修正 | (継続) | (継続) | 可決 | 可決 | 可決 | (継続) | (継続) | (継続) | (継続) | (継続) |
| | 修正 | 修正 | | | (継続) | (継続) | (継続) | | | | | |
| | 五・二三 | 七・二五 | | | | | | | | | | |
| | 五・二三 | 七・二五 | | | | | | | | | | |
| | 五・二三 | 七・二五 | | | | | | | | | | |
| | 建設 | 建設 | | | | | | | | | | |
| | 五・二三 | 七・二五 | | | | | | | | | | |
| | (継続) | (継続) | | | | | | | | | | |

砂防法の一部を改正する法律案

地盤沈下対策特別措置法案

日本住宅公団法の一部を改正する法律案

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案

街燈整備促進法案

公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律案

厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案

政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

郵便局舎等整備促進法案

| | | | | | | | | | | |
|------|------|---------|---------|---------|---------|------|------|---------|---------|---------|
| 衆 | 閣 | 衆 | 衆 | 衆 | 閣 | 衆 | 参 | 閣 | 衆 | 参 |
| 三・三 | | 第三十一回国会 | 第三十一回国会 | 第三十一回国会 | 第三十一回国会 | 五・二四 | 五・一九 | 四・二六 | 第三十三回国会 | 第三十三回国会 |
| 通信 | | 大蔵 | 大蔵 | 社会 | 大蔵 | 建設 | 建設 | 建設 | 内閣 | 建設 |
| 三・五 | | 三・二九 | 三・二九 | 三・二九 | 三・二九 | 五・一九 | 七・一五 | 四・一六 | 三・二九 | 三・二九 |
| (継続) | | (継続) | (継続) | (継続) | 修正 | (継続) | (継続) | (継続) | (継続) | (継続) |
| | | | | | 修正 | | | | | |
| | | | | | 五・六 | | | | | |
| | 五・二 | | | | 五・六 | | | 第三十三回国会 | | 第三十三回国会 |
| | 大蔵 | | | | 大蔵 | | | 建設 | | 建設 |
| | 五・二 | | | | 五・六 | | | (継続) | | (継続) |
| | (継続) | | | | (継続) | | | (継続) | | (継続) |

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案
 農地法の一部を改正する法律案
 果樹農業振興特別措置法案
 農産物価格安定法の一部を改正する法律案
 農業協同組合法の一部を改正する法律案
 農家負債整理資金融通特別措置法案
 水産業改良助長法案
 飼料需給安定法の一部を改正する法律案
 原子力損害の賠償に関する法律案
 割賦販売法案
 日本開発銀行法の一部を改正する法律案
 輸出入取引法の一部を改正する法律案
 地代家賃統制令の一部を改正する法律案

| | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|---------|---------|---------|------|---------|------|------|------|
| 閣 | 閣 | 閣 | 閣 | 閣 | 衆 | 衆 | 衆 | 閣 | 衆 | 閣 | 閣 | 閣 |
| 五・二 | 四・三 | 二・七 | 四・五 | 五・二 | 第三十一回国会 | 第三十一回国会 | 第三十一回国会 | 四・三 | 第三十一回国会 | 二・三 | 四・五 | 五・二 |
| 建設 | 商工 | 大蔵 | 商工 | 特委 | 農林 | 農林 | 農林 | 農林 | 農林 | 農林 | 農林 | 農林 |
| (継続) | 可決 | 可決 | 可決 | (継続) | (継続) | (継続) | (継続) | (継続) | (継続) | (継続) | (継続) | (継続) |
| | (継続) | (継続) | (継続) | | | | | | | | | 五・二 |
| | | | | | | | | | | | | 内閣 |
| | | | | | | | | | | | | (継続) |

労働組合法の一部を改正する法律案
 公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案
 地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案
 労働基準法の一部を改正する法律案
 最低賃金法案
 港湾労働者の雇用安定に関する法律案
 失業保険金の給付日数に関する臨時措置法案
 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案
 職業訓練法の一部を改正する法律案
 保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休業中における代替要員の確保に関する法律案
 医療法の一部を改正する法律案
 結核医療法案
 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

| | | | | | | | | | | | | |
|------|---------|---------|---------|---------|------|------|------|---------|---------|---------|---------|------|
| 衆 | 衆 | 衆 | 衆 | 衆 | 衆 | 衆 | 衆 | 衆 | 衆 | 衆 | 衆 | 衆 |
| 五・三 | 第三十一回国会 | 第三十一回国会 | 第三十一回国会 | 第三十一回国会 | 五・二 | 四・三 | 二・八 | 第三十一回国会 | 第三十一回国会 | 第三十一回国会 | 第三十一回国会 | 七・八 |
| 社会 | 社会 | 社会 | 社会 | 社会 | 社会 | 社会 | 社会 | 社会 | 社会 | 社会 | 社会 | 社会 |
| (継続) | (継続) | (継続) | (継続) | (継続) | (継続) | (継続) | (継続) | (継続) | (継続) | (継続) | (継続) | (継続) |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

健康保険法等の一部を改正する法律案
 健康保険法、労働者災害補償法、失業保険法
 及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案
 海外経済協力基金法案
 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法
 律案
 防衛庁設置法の一部を改正する法律案
 自衛隊法の一部を改正する法律案

審議未了となつたもの

国家公務員法の一部を改正する法律案
 地方公務員法の一部を改正する法律案
 地方税法の一部を改正する法律案
 地方交付税法の一部を改正する法律案
 裁判所職員臨時措置法の一部を改正する法律
 案
 会社更生法の一部を改正する法律案

| | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 衆 | 参 | 衆 | 衆 | 閣 | 閣 | 閣 | 閣 | 衆 | 衆 |
| 三・三 | 三・三 | 三・三 | 四・六 | 四・六 | 二・〇 | 二・〇 | 二・七 | 三・一 | 三・二 |
| 法務 | 地方 | 地方 | (未了) | (未了) | 内閣 | 内閣 | 大蔵 | 商工 | 社会 |
| (未了) | (未了) | (未了) | | | (継続) | (継続) | 可決 | 可決 | (継続) |
| | | | | | | | (継続) | (継続) | |
| | 五・七 | | | | | | | | |
| | 法務 | | | | | | | | |
| | (未了) | | | | | | | | |

軌条上の車両の運転等に関する業務上の過失
 刑事事件の審判の特例に関する法律案
 九州地方開発促進法の一部を改正する法律案
 学校教育法の一部を改正する法律案
 学校教育法等の一部を改正する法律案
 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定
 数の標準に関する法律の一部を改正する法律
 案
 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定
 数の標準等に関する法律案
 義務教育諸学校施設費国庫負担法等の一部を
 改正する法律案
 義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律
 案
 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する
 法律案
 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する
 法律案
 百貨店法の一部を改正する法律案
 中小企業団体の組織に関する法律の一部を改
 正する法律案

| | | | | | | | | | | |
|------|------|-------------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 衆 | 衆 | 参 | 衆 | 衆 | 閣 | 衆 | 閣 | 衆 | 衆 | 参 |
| 三・二 | 三・〇 | 三・〇 | 三・七 | 三・三 | 五・九 | 三・五 | 四・三 | 三・五 | 四・五 | 四・五 |
| 商工 | 商工 | 商工 | 文教 | 文教 | 文教 | 文教 | 文教 | 文教 | 特委 | 特委 |
| (未了) | (未了) | (未了) | (未了) | (未了) | (未了) | (未了) | (未了) | (未了) | (未了) | (未了) |
| | | | | | | | | | | |
| | | 第三十二 回国会 | | | | | | | | 五・二 |
| | | 商工 | | | | | | | 法務 | 五・二 |
| | | (未了) | | | | | | | (未了) | (未了) |

中小企業の産業分野の確保に関する法律案
 官公需の中小企業に対する発注の確保に関する法律案
 小規模事業者等に対する金融特別措置法案
 小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案
 鉄道営業法の一部を改正する法律案
 鉄道公安職員の職務に関する法律を廃止する法律案
 公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案
 地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案
 身体障害者雇用法案
 失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案
 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

否決されたもの

| | | | | | | | | | | | |
|-----|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 衆 | 衆 | 衆 | 参 | 閣 | 閣 | 衆 | 閣 | 衆 | 衆 | 衆 | 衆 |
| 二・二 | 第三十三回国会 | 三・二六 | 三・二六 | 四・三 | 四・六 | 四・三 | 六・九 | 三・二四 | 三・一〇 | 三・二四 | 三・二四 |
| 商工 | 社会 | 社会 | (未了) | (未了) | 法務 | (未了) | (未了) | 商工 | 商工 | 商工 | 商工 |
| 否決 | (未了) | (未了) | | | (未了) | (未了) | | (未了) | (未了) | (未了) | (未了) |

第三十一回国会 社会 (未了)

商工会法案

議決不要となつたもの

厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案
 船員保険法等の一部を改正する法律案
 けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

撤回されたもの

部落問題審議会設置法案
 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
 四国地方開発促進法案
 昭和三十四年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案
 漁業協同組合整備特別措置法案

| | | | | | | | | |
|---------|---------|------|---------|---------|------|---------|------|-----|
| 衆 | 衆 | 衆 | 衆 | 衆 | 衆 | 閣 | 閣 | 衆 |
| 第三十一回国会 | 第三十三回国会 | 三・二六 | 第三十三回国会 | 第三十三回国会 | 三・二九 | 第三十一回国会 | 三・二五 | 三・三 |
| 農林 | 大蔵 | 特委 | 内閣 | 内閣 | 社会 | 社会 | 大蔵 | 商工 |
| 撤回 | 撤回 | 撤回 | 撤回 | 撤回 | 議決不要 | 議決不要 | 議決不要 | 否決 |

第三十五回国会法律審議経過

○成立

| 法律名 | 提出 | | 衆議院 | 参議院 | 公布 |
|-------------------------------------------------------------|----------|----------|-----|-----|----|
| | 受付 月日 | 付託 月日 | | | |
| 国会関係 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律 | 衆 | 衆 | 略 | 略 | 略 |
| 地方自治関係 自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律 | 衆 | 衆 | 略 | 略 | 略 |
| 地方自治関係 小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律 | 衆 | 衆 | 略 | 略 | 略 |
| 地方自治関係 モーターボート競走法の一部を改正する法律 | 衆 | 衆 | 略 | 略 | 略 |

| 法律名 | 提出 | 衆議院 | 参議院 | 公布 |
|-------------------------------|----|-----|-----|----|
| 国土建設関係 九州地方開発促進法の一部を改正する法律 | 閣 | 略 | 略 | 略 |

○不成立

| 法律名 | 提出 | 衆議院 | | | 参議院 | | | 備考 |
|------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|----|
| | | 受付 月日 | 委員会 付託 | 委員会 託結 | 受付 月日 | 委員会 付託 | 委員会 託結 | |
| 閉会中も審査すること 決定したもの | | | | | | | | |
| 連合国占領軍等の行為による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | | | | |
| 特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法案 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | | | | |
| 国会の審議権の確保のための秩序保持に関する法律案 | 衆 第三十三回国会 | 衆 第三十三回国会 | 衆 第三十三回国会 | 衆 第三十三回国会 | | | | |
| 公職選挙法の一部を改正する法律案 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | | | | |
| 政治資金規正法の一部を改正する法律案 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | | | | |
| 行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | | | | |
| 総理府設置法の一部を改正する法律案 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | | | | |

| | | | | | | | | |
|----------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|--|--|--|--|
| 衆議院議員選挙区画審査会設置法案 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | | | | |
| 石炭産業会議設置法案 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | | | | |
| 恩給法等の一部を改正する法律案 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | | | | |
| 恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | | | | |
| 昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | | | | |
| 労働関係訴訟における労働組合の当事者適格に関する法律案 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | | | | |
| 東北開発促進法の一部を改正する法律案 | 衆 第三十一回国会 | 衆 第三十一回国会 | 衆 第三十一回国会 | 衆 第三十一回国会 | | | | |
| 臨海地域開発促進法案 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | | | | |
| 有明海開発促進法案 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | | | | |
| 砂防法の一部を改正する法律案 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | | | | |
| 地盤沈下対策特別措置法案 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | | | | |
| 日本住宅公団法の一部を改正する法律案 | 衆 第三十三回国会 | 衆 第三十三回国会 | 衆 第三十三回国会 | 衆 第三十三回国会 | | | | |
| 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | 衆 第三十四回国会 | | | | |

最低賃金法案

港灣労働者の雇用安定に関する法律案

失業保険金の給付日数に関する臨時措置法案

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

職業訓練法の一部を改正する法律案

保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休業中における代替要員の確保に関する法律

医療法の一部を改正する法律案

結核医療法案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

健康保険法等の一部を改正する法律案

健康保険法、労働者災害補償保険法、失業保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案

海外経済協力基金法案

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律案

| | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---|---|---------|---------|---------|---------|---------|
| 衆 | 衆 | 衆 | 衆 | 参 | 閣 | 参 | 衆 | 衆 | 衆 | 衆 | 衆 |
| 第三十四回国会 | 第三十四回国会 | 第三十四回国会 | 第三十四回国会 | 第三十四回国会 | | | 第三十一回国会 | 第三十一回国会 | 第三十一回国会 | 第三十一回国会 | 第三十四回国会 |
| 社 | 社 | 社 | 社 | 社 | | | 社 | 内閣 | 社 | 社 | 社 |
| 会 | 会 | 会 | 会 | 会 | | | 会 | 閣 | 会 | 会 | 会 |
| (継続) | (継続) | (継続) | (継続) | (継続) | | | (継続) | (継続) | (継続) | (継続) | (継続) |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

防衛庁設置法の一部を改正する法律案
自衛隊法の一部を改正する法律案

| | |
|---------|---------|
| 閣 | 閣 |
| 第三十四回国会 | 第三十四回国会 |
| 内閣 | 内閣 |
| (継続) | (継続) |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

第三十四・三十五回国会改廃法令索引

上部に掲げた法令が下部括弧内の法律によつて改廃されたことを示す。
なお、頁は本文中改廃の掲載されている場所を示す。